

IV 修士課程・博士課程・法務博士課程の教育

内容・方法等

一. 文学研究科

博士前期課程においては、専門研究者として博士後期課程への進学可能な学力を修得すること、及びそれに準じ、高度職業人として就業できる学力を修得するという教育目的のもと、教育課程を編成している。後期課程においては専門研究者として学位を取得しうる学力の獲得を目的とした教育課程が編成されている。両教育課程は、学校教育法第 65 条に掲げられた「學術の理論及び応用を教授研究」する方法によって構成され、その履修によって「その深奥をきわめて、文化の進展に寄与する」というより高次の目的に合致するものである。

(1) 教育課程等

(大学院研究科の教育課程)

博士前期課程の教育課程は各専攻とも専任教授あるいは学外の研究者による「演習」及び複数の「特論」ないし「特殊講義」から構成されており、学生はこれらの科目を履修して当該分野の全体的概観と先端的問題意識の獲得を目指す。

各専攻は、研究者をめざす上でも、高度職業人・高度教養人をめざす上でも不可欠な視野の広さを培うため、当該学問分野の主要な側面をカバーできるようにカリキュラムを組んでいるが、いくつかの専攻においては複数の「柱」を設け、学生はその 1 つに研究テーマを求めるとともに、その他からも履修できるような方法をとっている。

例えば仏教学専攻では、インド哲学領域、インド仏教領域、中国・日本仏教領域の 3 領域の各科目から最低 1 科目の取得を規定し、国文学専攻においては、国語学、国文学（古典）、国文学（近代）の 3 つを「柱」とし、英文学専攻においては、英文学、米文学、英語学、比較文学の 4 つを、史学専攻では、日本史、東洋史、西洋史の 3 つを、教育学専攻では、学校教育（特別支援教育学校に関することを含む）分野、生涯教育分野、教育心理学分野の 3 つを、英語コミュニケーション専攻では、異文化理解・言語コミュニケーションに関する一般的・理論的考察、英語教育を「柱」としている。これらの点は「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的に合致している。

特に教育学専攻では、「高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という目的達成に力をいれ、すでに職業についている社会人が高度な能力を養うための科目を準備し、総ての授業を夜間に開講することで、理論と実践の一体化した教育課程を有してい

る。

各専攻で学生は主指導教員と副指導教員1名もしくは2名という2~3名の指導教員の指導のもとに、自らの問題意識に基づく修士論文の作成を目標に、その領域における先端的な問題の集中的研究を行う。これは修士論文への取り組みが、研究者に成長する上でも、高度職業人として時代の課題に取り組む上でも重要な学問的訓練であるとの認識に基づく。さらには、「独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を養成する」という、東洋大学の5つの目標に謳われた理念にも合致するものである。

修士論文の要旨と指導教員による審査結果とは、毎年刊行される『修士学位論文要旨・審査報告書』のなかで公表される。

博士後期課程の教育はもっぱら「研究指導」という科目における個別的な指導により行われる。これは「研究者として自立して研究活動を行い」うる力量を形成するために準備されたカリキュラムである。これに加え、「高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」目的をもって、「演習」や「特殊研究」という科目を設けて教育課程を編成している。たとえば、仏教学専攻では「演習」、史学専攻では「特殊研究」を、設けている。

学生は年度ごとに自分の研究の「研究成果報告書」を提出し、主査教員の承認を得ることを義務づけられ、それらの報告書は指導教員の所見とともに毎年刊行される『博士後期課程研究報告書』として公表される。「研究指導」科目は時間割上特定の日時に設けられるものの、実際には夜間や休暇中など学生の都合に応じた時間にも行われ、指導の柔軟性、綿密性を確保しつつ、教員と学生の親密な人間関係の上に立った指導が行われている。また学生の研究者としての自立を援助するため、学会等での研究発表の機会の提供、大学院紀要や学会誌への論文掲載の機会の提供、学会発表のための旅費補助などを行い、内規をクリアし、博士論文の執筆条件を充たすよう一貫した指導を行っている。

学士課程と大学院課程の教育との関係は以下の通りである。

(専攻)	(学部学科)	(専攻)	(学部学科)
哲学	哲学科	英文学	英米文学科
仏教学	印度哲学科	史学専攻	史学科
中国哲学	中国哲学文学科	教育学	教育学科
国文学	日本文学文化学科	英語コミュニケーション	英語コミュニケーション

各専攻は大学院の教育内容が学部におけるカリキュラムを前提としており、特に哲学専攻、仏教学専攻、史学専攻においては学士課程の「卒論演習」において指導を受けた卒論のテーマを、大学院入学後の研究題目と有機的に結びつけることが可能であり、また国文学専攻でも学部段階での日本語、古典文学文化、近現代文学文化、比較文学文化の4コースが、博士前期課程の3本の「柱」に対応している（比較文学文化については科目内容で対応）。このように学部段階で引き出された学生の研究意欲を大学院でさらに発展させることができ、学士課程と大学院との関係は適切といえる。外部からの入学者、社会人入学者に対して仏教学専攻のように学部の授業への出席により基礎知識の不足を補わせるといっ

た対応をしている専攻もある。

博士前期課程と博士後期課程の関連については、一貫性が十分に保たれている。早くから博士後期課程が設置されていた哲学、仏教学、国文学、英文学に加え、平成11年には中国哲学専攻、日本史学専攻（平成16年度より史学専攻に変更）、教育学専攻で博士後期課程が設置され、英語コミュニケーション専攻では博士後期課程の設置を届出中である。

博士前期課程において作成した修士論文と博士後期課程で作成をめざす学位論文とは研究テーマの上でつながっており、教育内容において一貫しているといえる。また博士前期課程の教育指導と、博士後期課程進学者に対する研究指導との一貫性も確保されており、両者の接続は適切であると判断される。

前期課程において特論ないし特殊講義・演習を設け、当該分野の全体的概観と先端的問題意識を獲得することを出発点とし、後期課程では自らの研究テーマによる研究とそれを補助する教員の個別的な研究指導を主軸とする教育内容が提供されている。これは、前期課程で研究者養成とともに高度職業人・高度教養人の養成をめざし、後期課程では専門研究者の養成を行うという教育目標に関して適切であると判断される。

学位授与に至る教育システムは次のようになっている。

前期課程・後期課程において指導教授（主指導教授1名及び副指導教授1名もしくは2名）の指導のもとでの研究を踏まえ、指導教授の指導のもとに後期課程在学中（退学または除籍からの再入学を含む）に学位論文を提出し、審査に合格すれば、課程博士の学位が授与される。その際に提出資格について、どの専攻においても、全国的または国際的規模の学会が発行する査読制度のある学会誌に掲載された論文が1点以上あることを義務づけており、論文の学術的レベルを維持している。学位は何よりも自立して研究しうる能力の証明であり、学位論文の質に加え、研究者としての業績をも審査対象にすることは審査の厳密性を維持する上で重要といえよう。実際この教育プロセスは厳正に行われており適切といえる。

創造的教育プロジェクトとしては、以下の専攻における取り組みを挙げることが出来る。哲学専攻では、理論哲学分野と実践哲学分野とを区別しつつも統合的に組み立てた教育課程を具体化しつつあり、科学研究費補助金（基盤研究（A）（2））「大学教育としての哲学教育。その理念と実践。」（課題番号：14201001）の活動のなかで、平成15年から17年まで試行的に3年間遂行された「哲学言語教育」を平成18年度から博士前期課程の「現代哲学研究」として正規科目に取り入れ、実践哲学分野に関しても、他分野からの人的貢献を受けられるとともに医療施設などの見学等さまざまな試みを取り入れながら、集中講義としてそのような試みの一端を定着させるとともに、精神医学の専門家の講義を正規科目として導入している。

また年1～3回の院生研究発表会を開催している専攻（哲学、仏教学、中国哲学、史学、教育学）、学部の学科が基礎となって組織している学内学会及び刊行される会誌に発表の機会を設けている専攻（哲学専攻の白山哲学会、仏教学専攻の『印度哲学科紀要』、中国哲学専攻の東洋大学中国学会、史学専攻の白山史学会、国文学専攻の東洋大学日本文学文化学会）がある。

仏教学専攻では院生がティーチング・アシスタントとして学部の授業に参加し、自己の

専攻する学問についての学部生の反応にじかに触れることによって問題意識の深化をはかっている。史学専攻では、課外の行事として毎年3～4日の大学院研修旅行を開催しており、各地の史跡、博物館、資料館等を訪問し、原史料に触れる機会を与え、博物館職員、文化財関係の地方公務員を志望する学生、さらには研究者を目指す学生への実習の機会提供をはかっている。

(単位互換、単位認定等)

本学の大学院は、全体として首都圏10大学(法政大学、明治大学、日本大学、中央大学、専修大学、東京理科大学、東京電機大学、共立女子大学、順天堂大学)からなる「首都大学院コンソーシアム」に加盟しており、これにより本学の大学院生は他大学院との単位互換(研究指導を含む)をすることができる。そのほか哲学専攻では上智大学と、仏教学専攻では駒澤大学、大正大学、立正大学と、教育学専攻では青山学院大学との協定によって大学院レベルでの単位互換を行っており、また英文学専攻では明治大学、法政大学、立教大学、明治学院大学、青山学院大学、聖心女子大学、日本女子大学、東京女子大学、津田塾大学など私立11大学とともに「大学院英文学専攻課程協議会」(略称・英専協)を結成して、相互に単位の互換を行うほか、年1回の合同研究発表会を開いている。

このように単位互換が可能な体制にあり、学生からの要望に適切に対処していると考えている。

また史学専攻では、平成17年度以降の入学生には、国文学研究資料館の史料管理学研修会課程を修了した者に、「史料管理学」の単位を与えている。

近年、我が国では記録史料(アーカイブズ)への関心が高まり文書館・資料館等の史料保存利用機関が増加しており、これらの機関において記録史料の保存と利用サービス等の業務を担う専門職員の養成が急務となっている現状がある。そのため、「史料管理学」の履修は、文書館・資料館や博物館等での就業要件となることも想定される現在、この単位認定は適切な対応と考えている。

(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)

社会人学生について各専攻では、選抜試験、授業時間、カリキュラム、院生の求めに応じた時間に研究指導を行うなど、それぞれにニーズに応じた対応をしている。

哲学専攻では選抜試験において英語、哲学概論のみを課し、英文学専攻では英語、小論文のみを課し、かつ日本語による修士論文作成を認めている(ただし現在までこれを希望した学生はいない)。仏教学専攻では学部授業への出席、課外授業により基礎知識を補う指導をしている。昼夜開講は英文学、史学、英語コミュニケーションの各専攻で行われている。

教育学専攻では全ての授業を夜間に開講する夜間大学院として運営されており、職業をもちながらの学位取得のために便宜をはかっている。さらに英語コミュニケーション専攻では「研究コース」に加え、職場をフィールドとしたプロジェクト研究および科目履修(30単位)を学位授与の要件とする「専修コース」を設けるといった配慮を行っている。

外国人留学生に対する教育研究指導は、専門分野に関しては日本人学生に対する教育研

究指導と区別することなく、主査・副査の指導教授のもとに密接に実施している。また、論文作成に関しては、日本語の文章能力に若干の問題がある留学生の場合、指導教授が文章作成に関しても丁寧に指導を行うことにしている。現在のところ、この方法で問題は生じていないため、特に外国人留学生用のプログラムを用意することは考えていない。

(生涯学習への対応)

科目等履修生の制度を設けているほか、本学付設の生涯学習センターによる各種公開講座や講師派遣などの社会貢献事業に積極的に協力している。特に社会人を受け入れている専攻では、退職後に教養を高めるため、あるいは蓄積した経験を体系的に学びなおすことによる社会貢献を望む社会人の要求にも応えるため、入学資格要件として、職業についていることを必ずしも求めている。また夜間大学院である教育学専攻においては、修士論文にかわる課題研究等による修了認定について、平成17年度より検討を開始している。

(研究指導等)

大学院学則第6条により「本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）によつて行うものとする。」と定められており、本条に則り、「研究指導」を担当する教員のうち責任者を主指導教授としている。

学生は入学後に「研究計画書」を提出するが、そこには主指導教授が署名捺印することにより、学生の指導における責任者であることが明らかにされている。また入学時のオリエンテーションで、専攻教員全員による履修指導を行い、さらに主指導教授が毎学年、学生から研究テーマの設定、履修科目、副指導教授の選定、学位論文の題目等について相談を受け、個別に指導し、論文作成に関して随時指導を行う。学生からの研究分野、指導教員の変更希望には、学生の要望を最優先して専攻内で協議の上、認める方向で対処している。

後期課程の学生には既述のように「研究報告書」を提出し主査教員の承認を受けることが義務づけられている。主指導教授と副指導教授とによる指導体制は、学生数に対する教員数が現在のところ充分であり、複数の指導教授による指導は審査の客観性を保障しており、おおむね適切に機能している。ただし、最終的な指導責任が主指導教授にあることは、上述の「研究計画書」および「研究報告書」への署名捺印によって明確にされている。

上記の指導に加え仏教学専攻では年間2回の院生研究会で最低1回の発表を義務づけ、他の教員の指導も受ける機会を設け、英文学専攻では前述の「英専協」において研究発表を行った院生による報告会を、平成16年度から行うようになった。教育学専攻では全院生・全教員参加の教育学研究懇談会を年間2回開催し、院生と教員の研究発表の場として相互に学問的刺激が得られるようにしている。

学問研究はあくまで自立した知的活動であり、スクーリングや教員の指導のみならず、他者の研究から自力で指針を獲得できる能力の修練が不可欠である。この修練のための機会提供という点で、適切な指導と考えられる。

このような指導に加え学内の研究会や学外での学会の研究発表を勧め、学内の『大学院紀要』へ研究論文を掲載させるとともに、外部の学会誌への投稿を促すなど、学生が自立

した研究者として成長するのを援助している。

『大学院紀要』は「大学院担当の専任教員」と「研究指導教員の推薦を得た大学院生および大学院修了者（満期退学者も含む）」とに応募資格が与えられており、原稿掲載の採否は編集委員会によって決定される。大学院生及び修了者と教員との採用掲載数は以下の通りである。

	教員	修了者	在学生
平成 13 年度（第 38 集）	6	12	20
平成 14 年度（第 39 集）	7	15	29
平成 15 年度（第 40 集）	6	14	25
平成 16 年度（第 41 集）	5	21	30
平成 17 年度（第 42 集）	5	19	23

大学院生および修了生の論文採用数は平成 14 年度以降全体の 85 パーセントを超えており、大学院生および修了生にとって貴重な研究成果公表の場となっていることがわかる。

遠方（100 キロ以上）で開催される学会で研究発表をする大学院生に対しては、旅費を補助する制度が設けられている。これ以外に、国文学専攻では国立国語研究所、国文学研究資料館の研究補助員となる機会が得られるよう努め、史学専攻では教員による市史、県史などの編纂作業に参加させるなど、学生の才能が社会的に認められる機会を積極的に設けている。

しかし本学において平成 15 年度から助手制度が全面的に廃止されたことによって、研究者として将来有望な人材に対して一定期間経済的な安定を保障し、じっくり育成する場を確保するのが困難となったことは、きわめて憂慮すべきことである。

（２）教育方法等

（教育効果の測定）

教育・研究指導の効果の測定は、個々の授業の場合にはそれぞれの担当教員に任せられている。大学院の授業は全て少人数クラスで行われ、殆どの学生が出席し、演習ではその時間担当のレポーターは十分な準備を重ねたレポートを発表し、出席者との討論を行う。

準備から発表、さらにまとめまで、学問的レベルにおける日常的接触が維持されており、教育効果はきわめて適切に測定されていると考えられる。また、院生研究発表会を開催し、教育効果を専攻教員全体で把握することも試みられているが、学生の理解度や研究の進展具合を測るための具体的な評価方法の開発までは及んでいない。

学位論文の審査については後述する。

博士前期課程修了者の進路状況は、過去 5 年の修了者総数の約 3 分の 1 が進学をはたしており、就職先としては教職が多い。

博士後期課程修了者は人数が多くはないが、学校教員（大学を含む）として専門性を生かした職を得ている者も少なくない。

全体とやや異なる傾向を見せているのが、社会人を対象とする夜間大学院である教育学

専攻である。前期課程修了者の中から大学等の研究職が非常に多く育っており、さらに教育に関連する仕事において専門性を発揮している（以下の表参照）。

仕事の現況	人数(人)
公務員（看護職 2 を含む）	5
看護専門学校専任教員	7
学校教員（職員を含む）	14
NPO 活動	1
大学・短期大学教員（相談員 1 を含む） （内専任教員）	15 (11)
生涯学習系、養護系施設経営・勤務	4
民間会社	4
自営（師匠、コンサルタント）	2
無職	2
不明	8
計	62

（成績評価法）

日常的で頻繁な接触による指導、また演習において発表、レポートが課せられており、成績評価はこれによっているが、いずれも少人数指導であるため、演習における日常的な接触、指導などを伴う評価であるので、適切な成績評価が可能である。

個々の授業の成績評価は、S（90 点以上）、A（89～80 点）、B（79～70 点）、C（69～60 点）、D（59～50 点）、E（40 点以下）という成績判定基準が設けられ、授業の発表内容や提出されたレポート内容に基づいた判定がされている。

文学研究科の場合、成績を判定する最重要の基準が学位論文の評価であり、その評価は、後述するように複数の教員による厳正な審査に基づいていることに鑑みれば、成績評価の方法は適切と判断される。

（教育・研究指導の改善）

学生の履修科目を担当する大学院担当教員の間では、当該学生の指導に関して日常的に相談が行われており、学生指導に関する情報は担当教員間で共有されている。さらに、成績評価や学位論文の審査基準など教育・研究指導にかかわる諸課題は、定例の文学研究科委員会にて継続的に取り上げ審議されている。審議過程では、各専攻の会議にて協議する機会を設け、それをさらに研究科委員会にて集約するというプロセスがとられ、ファカルティ・デベロップメントが目指されている。

文学研究科における改善点については、平成 18 年 7 月 22 日の学長主催のプレゼンテーションにおいて、研究科委員長が提示を行い、公開の場にて検討された。そこで出された

意見は専攻主任会議に報告され、各専攻にてさらなる改善が目指されている。各専攻においても、専攻主催の学会や研究発表会などの場で学生への共同指導がなされ、それぞれの研究指導の改善が図られている。また、修士論文の審査結果が公刊されることによって、各教員による研究指導の充実が図られている。

平成 19 年度の大学院設置基準の改正に向けて、以上のような取り組みをさらに組織的なものとするべく専攻主任会議にて平成 18 年度より検討が開始されている。

シラバスは全科目で作成されており、「目的・内容」「スケジュール」「指導方法」「成績評価の方法」「テキスト」「参考書」という標題のもとに書式が統一されている。そして学生の関心に即した、それぞれの科目の特色を活かしたシラバスを作成している。

授業は少人数で行われ、学生と教員は日常的な交流があるため、学生による授業評価を直に受け止めており、教員は学生からの要望に応えうる。このような緊密な接触が教育・研究指導を改善していく有力な方法と認識されている。

卒業生による在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みは、未だ組織的には行なわれていないが、次のとおり一部の専攻で取り組みが始められている。

教育学専攻では、過去 5 年間の修了生に対してその後のキャリア形成に大学院での学修がどのような意味を持っていたかのアンケート調査を、平成 18 年 5 月実施した（以下の表参照、複数回答）。

項 目	人数(人)
大学院での学位取得はキャリアアップにつながった。	23
大学院での学位取得は転職につながった。	11
大学院での学修により職業人としての専門性が高まった。	33
大学院での学修によりそれ以前と変わったことはない。	1
夜間コースの大学院だから学ぶことができたと思う。	34

回答を寄せた 40 名のうち、33 名（82.5%）が「職業人としての専門性が高まった」と回答し、23 名（57.5%）が「学位取得はキャリアアップにつながった」と回答している。

実際、入学時には専門学校等の講師であった修了生が、この 5 年間に大学や短期大学の教授職についているケースが多数確認された。また「夜間コースだから学ぶことが出来た」との回答が 34 名（85.0%）の高率であった。専門的な職業人養成において本コースが貢献していることを物語っている。

さらに、国文学の研究者や史学専攻の学芸員のような専門職への就職は文学研究科の目的に合致するものである。課題として、後期課程の修了生のなかに「無職」というものが少なからず存在することである。高度専門職への就職の困難さは全国的な傾向ではあるが、効果的な対策を探って各専攻とも努力を重ねている。例えば教育学専攻では、上記のアンケートと同時に、修了生の組織化についての意向を問うており、その結果から平成 20 年度には学会組織を設立し学生の進路開拓に取り組む準備を開始している。

高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価については、現在実施してお

らず、今後も実施の予定はない。

(3) 国内外における教育・研究交流

独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与するという本学の第一の目標は、国際的な貢献を意味しており、同目標を共有する文学研究科においても、その実現のための教育・研究交流は基本的な姿勢として自覚されている。

まずは国内における研究交流であるが、本大学院では毎年『大学院紀要』を発行している。研究論文のほかに、「彙報」として各専攻における研究室行事（研究会や発表会）、担当教員の研究業績リストなど、その年度における本大学院の学問的活動のすべてが記録されている。この『大学院紀要』は全国の主要な大学院に送られ、それと交換に各大学院から研究成果報告を受け取っており、すべては図書館に保存され公開され、教育・研究交流に役立っている。

文学研究科として国際化への対応は、大学院学則第1条に明示された「東西学術の理論および応用を研究・教授」という基本方針に従って行われている。

各専攻により学問的事情が異なるため文学研究科全体として海外の大学院との組織的な交流はなされていないが、独自の判断で、専攻の事情に応じた形での国際交流は様々な形で行われている。担当教員個人として、国際的なネットワークを有する教員は少なくなく、教員個人による海外研究、学界への参加が行われ、海外研究者を招請しての講演会が行われることもある。

留学生の入学状況の過去5年間の状況は、各専攻でかなり異なり、仏教学専攻ではモンゴル、タイの学生の在籍が多い。国文学専攻、哲学専攻では外国人研究者（韓国）への論文博士号を授与するなど、国際交流がなされている。

学生レベルの交流を活発化する試みとして哲学専攻では、学生に海外の学会への参加を促すため、外国語による演習を開いており、国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段取得の機会として有効に利用されている。

国内外の教育・研究機関との交流については、上記の単位互換制度によるものの他、各専攻独自の取組みがなされている。

仏教学専攻では仏教系4大学との交流を堅持し、中国哲学専攻とともに、平成18年度より開設されたオープン・リサーチ・センター「東洋大学共生思想研究センター」を基礎に龍谷大学、仏教大学等他大学との交流をめざしており、さらに学内の文学研究科、社会学研究科、国際地域学部研究科にまたがって設置された「東洋大学「エコ・フィロソフィ」学際研究イニシアティブ」(TIEPh)の活動にも参加し、これを通じて東京大学を中心とした巨大な研究プロジェクト「サステナビリティ学連携研究機構」(IR3S)に人文・社会分野から参加することになっており、東京大学・京都大学・大阪大学・北海道大学等々との連携がなされつつある。英文学専攻が加盟する前述の「英専協」は共同研究発表会において他大学院との交流を行い、大きな効果をあげている。

外国人研究者の受け入れ体制については、文学研究科として特別な体制はとっていない。

文学研究科の専任教員は全て学部教員の兼担となっているので、外国人教員の状況については学部の項目を参照されたい。

教育研究及びその成果は、『大学院紀要』『修士学位論文要旨・審査報告書』『博士後期課程研究報告書』の3つの媒体により外部に向けて発信されている。

(4) 学位授与・課程修了の認定

(学位授与)

学位については「東洋大学大学院学則」及び「東洋大学学位規則」の定めに従って授与されている。文学研究科博士前期課程の修了者には「修士」の学位が授与される。これは「大学院学則」に定められている通り、研究科に原則として2年以上在学し、所定の科目を履修して単位を取得すると同時にその学力を証明しうる修士論文を作成し、これに関する口述試験に合格したものに与えられる。修士論文作成に関する指導は、前述の通り1年次より「研究指導」にて継続的に行われており、2年次は論文作成に向けてより計画的な指導がなされている。

修士論文の口述試験は主査教員、副査教員各1名または2名により行われ、教育学専攻では主査・副査の外にさらにもう1名以上の教員がオブザーバーとなる。また哲学専攻では大学院担当教員全員に有志の学部担当教員が加わり、公開の形式で口述試験が行われる。さらに審査の透明性・客観性を維持するために、試験の審査結果は当該専攻の全教員に報告され、全員の承認を得た上で、文学研究科へ審査結果が報告され、その承認を経て最終的に学位が認定される。審査は厳正に行われていると判断される。

修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定については、英語コミュニケーション専攻において、「専修コース」が設けられている他、社会人を対象とする教育学専攻にて平成17年度より検討が開始されているが、現在のところ英語コミュニケーション以外実施されていない。英語コミュニケーション専攻においても「専修コース」履修者は現在までいない。しかし今後、現職教員の入学の可能性もあり、こうした入学者の求める再教育の機会を提供する点で適切と判断している。

博士後期課程の学位（博士甲）も「大学院学則」、「学位規則」に従い、修士の学位を有し、本課程において原則3年以上在学して研究指導を受け、大学院入学後休学、再入学を含めて9年以内に、その専門分野において独自の見解を学問的に提示しうる、自立した研究者たりうる能力を示す論文を完成し、それについての口述試験に合格したものに対して与えられる。博士後期課程進学者には、在籍中に学位申請資格を満たし、博士論文を完成することを目標として指導を行うが、現在のところ在籍中の学位取得者は少数に留まっている。

学位論文の審査に当たっては、「学位規則」に則り学位請求論文が受理された後、審査委員会を設置する。審査（口述試験を含む）には主査1名、副査2名以上が携わり、審査結果は文学研究科に提出され、審査の透明性・客観性を維持するため、投票による3分の2以上の賛成を得て文学研究科委員会で承認される。

上記手続きに加え、学位申請資格として全国的または国際的規模の学会が発行する査読

制度のある学会誌に1点以上の論文を発表していることを義務づけられており、審査基準は厳正なもの判断される。

論文博士（博士乙）は、専門の学問分野において長期間研究者としての経歴を積み、その分野への重要な学問的貢献をなすような著書を公表したものに対して与えられる。

学位申請者は紹介教員を通じて論文審査を申請し、主査、副査合計3名以上による審査委員会が設置される。審査の客観性を保つため1名は学外の専門的研究者か他専攻の教員を加える専攻が多い。審査委員会による査読と口述試験を受け、その審査結果は文学研究科に提出され、審査の透明性・客観性を期して、投票による3分の2以上の賛成を得て文学研究科委員会において承認される。

上記に加え、学位申請者が、全国的または国際的規模の学会が発行する査読制のある学会誌及びそれに相応する学術書に3点以上の論文を発表しているか、当該著書が学会等において評価されたものであるかの、いずれかが申請資格とされており、審査基準は厳正なもの判断される。以上の手続き及び申請資格は、平成17年度に文学研究科委員会にて審議され、「文学研究科 博士学位論文審査に関する規則」として明示されている。

留学生への学位授与にあたっての日本語等の指導は各指導教員に委ねられ、特に制度的措置はとられていない。留学生の現状の人数から見れば、指導教員による個人指導のほうが有効であると思われ、適切な配慮がなされていると判断される。

（課程修了の認定）

年限未滿での修了（修士の場合1年、博士の場合修士課程と合わせて通算3年）は研究科委員会の承認を必要とする。この制度は十分な基礎知識を持つ例外的な学生に適用されるものであり、平成13年にこれによって仏教学専攻から優秀な課程博士を生んでいる。この学生はNHKのディレクターとして長年仏教関係の番組を制作しており、学位論文を基に著書を刊行した。この結果は、上記の原則に基づく措置が適切であったことを裏付けるものである。

二. 社会学研究科

社会学研究科は1954年に設立された文学研究科の社会学専攻を前身とし、既に50年以上の歴史をもつが、平成18年度よりこれまでの4専攻体制から「社会学専攻」と「社会心理学専攻」の2専攻から成る研究科として新たな出発をすることになった。従って、新しい理念の下で2つの専攻の特徴を最大限に生かす方向に目標を設定し、その達成に向けて努力する必要がある。

現在、日本社会には、文化摩擦、災害や事件・事故、組織内の犯罪、偏見や差別、いわゆる「いじめ」「ニート」等、解決すべき様々な問題が存在する。社会学研究科の理念は、「社会」を冠する研究科として、何よりもこれら社会のなかで生じる様々な問題に強い関

心を示し、その理解と解決に向けて研究や実践を行う優れた人材を養成することである。とくに社会学や社会心理学的な立場から実証的研究を重ねることによって、この理念に向けて活動を続けることを最大の責務と考えている。東洋大学が掲げる5つの目標の中に「独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与する」、「社会の要請に創造的に応える」があげられているが、社会学研究科の理念は、これらに最も直接的に関わるものである。知徳兼全な人材を養成し社会の要請に創造的に応えるには、まず教員が自らの研究活動の中でそれを実践すると同時に、この理念に共感し、自律的に社会の要請に応えようとする有為の人材を育てることが必須である。

社会心理学専攻博士前期課程は平成16年4月に設置されたが、初年度に入学した学生12名は上記目標に基づく教育を受け、平成18年3月に9名が修了、全員が就職した。今後、社会の中で在学中に獲得した知識やスキルを武器に社会貢献を行うことが期待される。平成17年度に博士前期課程に入学した学生13名、および平成18年に設置された博士後期課程に入学した学生5名は、それぞれ後述する研究環境の中で研究に真摯に取り組んでいる。研究倫理に関しては事前審査を行うなどの実践が行われており、また、国外も含めて学会発表を積極的に行う学生が多いなど、一部の目的は着実に達成していると思われる。とくに博士後期課程に進学した5名は、研究職に就くことを希望する者が多く、今後、とくに研究成果を蓄積することによって社会貢献を行うことが期待される。社会心理学専攻は設置後間もないこともあり、修了生が実際に社会の要請に応えられるかどうかを現時点で評価することはできないが、全般的に見れば上記の5つの具体的目標に関わる能力を在籍中に十分に修得したものと判断している。

社会学専攻では平成17年度には11名が博士前期課程を修了、博士後期課程では4名が学位を取得した。博士前期課程を修了した学生は、ほとんどが一般企業へ就職したが、社会人推薦入試によって入学した学生の中には、学位取得がキャリアの一つとなり保健医療分野で管理職へ昇進しその分野での活動をリードするなど、社会学研究科が設定する目標に合った活躍をする者も現れている。後期課程の学位取得者の場合、大学の専任教員のポストに就いたものは過去5年間で2名おり、他の修了者も他大学非常勤講師、あるいは本学の研究所の客員研究員として研究を継続している。社会学専攻においては、以上のように各分野において社会の要請に応じて活躍している。また、修了生のうち研究職への就職を希望している者については、就職状況が厳しいこともあり必ずしもその能力を十分に発揮できる環境を手に入れているわけではないが、高い動機づけを保持して機会を待っている。

(1) 教育課程等

(大学院研究科の教育課程)

社会学研究科では、社会の要請に応えようとする強い動機づけと、それを可能にする高度な知識・スキルを備えた学生を育てること、また、主として人間を研究対象とする社会心理学や社会学特有の問題として、学生に対して自らの研究の倫理的側面を真摯に考えることの重要性を的確に学んでもらうことを大きな目標としている。この目標は、東洋大学

が掲げる目標、即ち「社会の要請に創造的に応える」、「知徳兼全な能力を備える人材を養成する」とまさに軌を一にするものである。社会学研究科は、とくに社会学や社会心理学的な立場から実証的研究を重ねることによって、この目標達成に向けて活動を続けることが責務であると考えている。このような社会学研究科の教育目標は、表現こそ異なるが「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その奥深をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」とした学校教育法第 65 条の趣旨に合致している。

博士前期課程に関しては、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする」ことが大学院設置基準第 3 条第 1 項で定められているが、社会学研究科では、それに基づき具体的に以下の 4 点を目標として設定している。すなわち、研究法の習得(社会調査法、実験法など社会学や社会心理学において必須とされる研究法に関して、実践を通じて十分な知識とスキルを習得すること)、幅広い知識の習得(特定の分野に偏らず、関連緒分野についても十分な知識を獲得し、それらを応用する能力を身につけること)、社会性(研究者として常に社会の諸問題に目を向け、自らの研究成果を社会に還元する努力を怠らないこと)、研究倫理(研究対象者のプライバシー保護や精神的苦痛の除去など、研究の過程で生じうる倫理的問題に関心をもち、その解決に向けて真摯に努力すること)である。

博士後期課程に関しては、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又その他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」ことを定めた大学院設置基準第 4 条第 1 項の規定に沿って、前期課程の 4 つの目標に「国際性」(研究成果を国内にとどまらず積極的に海外の学会等で発表し、他の研究者との交流を積極的に図ること)を加えている。

社会学研究科は社会学専攻と社会心理学専攻の 2 専攻からなるが、専攻ごとに見ると、社会学専攻博士前期課程は多様な実践・政策課題に対応した研究・教育を使命とし、社会学理論を基盤に、家族、地域社会、組織、宗教、文化などの領域について社会調査の方法論によって解明する高度な能力を有する研究者を養成することを目的としており、この目的を達成するために「社会学」「社会情報学」「文化人類学」「社会心理学」という 4 分類の中に講義科目や演習科目を置いてきた。しかし、社会心理学専攻が新設されたこと、および教員構成が変化したことに伴い、カリキュラムの大幅変更について検討を重ねた結果、平成 19 年度より博士前期課程に「現代社会学コース」、「社会文化共生学コース」、「メディアコミュニケーション学コース」の 3 コースを設けることによって履修目標を明確化することが決定され、現在、学内手続きが進行している。新カリキュラムでは、コース毎に履修すべき科目が示されることになる。また、このコース設定に沿う方向に科目の新設および整理統合が行われることになっている。

社会心理学専攻博士前期課程においては、具体的目標として掲げた点において優れた資

質をもつ研究者を養成し、かつ、社会に向けては社会心理学の専門的知識を広く普及させる活動を実践する人材を教育するために、体系的なカリキュラムを用意している。具体的には、「社会心理学研究法」という科目群の中に統計解析、情報処理、調査法等の科目をおき、前期課程において方法論を深く学べる体制を整えている。また、社会心理学だけでなく心理学の諸分野を学べるように、講義科目および演習科目を幅広く配置している。

資格取得を目指すことは、学習目標の明確化、および社会貢献の道具として役立つ。社会調査の専門的知識と実践的能力をもつことを証明する資格としては、現在、社会調査士資格認定機構が、学部卒業レベルの「社会調査士」と大学院修士（博士前期）課程修了レベルの「専門社会調査士」を認定している。社会学研究科では、いずれの専攻も、平成19年度より「専門社会調査士」のためのカリキュラムを準備し、平成18年末に社会調査士資格認定機構に対して科目認定を申請することになっており、既に科目設置等に関する学内手続きが進行中である。

以上のような社会学研究科博士前期課程の教育は、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」という目的に十分に合ったものと評価している。

博士後期課程においては、いずれの専攻も前期課程において修得した知識と実践的能力を基礎にして博士論文の作成に必要な科目を配置、また論文提出前には3名から成る小委員会を設けて事前指導にあたることが定められている。社会心理学専攻においては、博士前期課程に引き続いて「社会心理学総合研究」を置き、他の院生および学内外の研究者との積極的な交流から学べるように配慮している。現在の段階では、社会学研究科では博士前期課程において培った研究能力を基礎に、博士後期課程において博士論文作成に向けた指導を十分に行う体制が準備されていると判断している。

入学から学位授与に至る教育の全体的なプロセスという視点から見ると、社会学研究科の教育課程は、前期課程においては学生の関心領域を幅広くカバーした科目構成となっていること、後期課程においては論文提出に向けた指導体制を制度化したことにより、学位取得を1つのステップとして目標に定めた優れた人材を生み出すことができるものと判断している。

社会学研究科は、社会学部社会学科及び社会心理学科に基礎に置くが、いずれの学科も社会学、社会心理学に関する幅広い科目を履修できるように数多くの科目が配置されており、大学院の科目はその中の中心的な領域を履修できるように構成されている。従って、学部の授業で自らの関心を深めた学生は、その問題を大学院においてさらに深く研究できることになる。さらに、社会学研究科では、一部の科目について学部4年生が履修できる制度を既に導入し、平成18年度の4年生より履修が可能になる。学部学生を大学院教育や研究に早期に触れさせることによって、大学院進学者の増加が期待される。

創造的な教育プロジェクトとしては、社会心理学専攻が実施している「社会心理学総合研究」が挙げられる。これは、社会心理学専攻の科目担当教員全員、および専攻に所属する大学院生全員に出席を求めている科目である。ここでは、学生や教員の研究発表のみな

らず、方法論の検討、外部講師の講演など多彩なプログラムを展開している。この実践によって、「指導教員と学生」という単位を越えて全教員が持つ知的資源を相互に有効に使うことが可能となり、前述の目標を達成する一助となっている。

(単位互換、単位認定等)

社会学研究科では、都内および近県の 22 大学と協定を結び、10 単位（本学他専攻の取得科目を含む）を上限として修了単位として認定している。本学のカリキュラムでカバーできない領域を、学生の関心によって補うことが可能となっている。また、本学は「首都大学院コンソーシアム協定聴講生」制度に加盟しており、加盟他大学 10 校の大学院の開講授業科目を聴講ならびに単位取得することが可能となっている。

現在、これら制度に参加している協定校の数は十分な水準に達しているが、本学を含め、各大学の利用者は全体として必ずしも多いとはいえない状況にある。現在、社会学研究科ではオリエンテーション実施時にこの制度の存在を周知して利用を促しているが、今後さらに、充実したシラバスをホームページで公開して他大学の学生が社会学研究科の講義内容を把握しやすくする、個々の学生の研究内容に照らして有用な他大学の講義を積極的に紹介する、などの働きかけを行う。

(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)

前期課程においては、大学を卒業してから相当期間経過した社会人学生や、学部において社会学や社会心理学を専門としなかった学生が入学する可能性もある。そのための配慮として、社会心理学専攻では「基礎社会心理学」を設けており、社会心理学の基本的な研究法や理論について学べるようになっている。この科目が他の専門的な講義および演習を受講するための橋渡しの役割を果たしている。社会学専攻においても、基礎科目群として「社会科学方法論」と「原書講読」を置き、社会人学生が外国語書籍や論文読解の基礎的能力を高められるように配慮している。

外国人留学生に対する教育研究指導は、専門分野に関しては日本人学生に対する教育研究指導と区別することなく、主査・副査の指導教授のもとに密接に実施している。また、論文作成に関しては、日本語の文章能力に若干の問題がある留学生の場合、指導教授が文章作成に関しても丁寧に指導を行うことにしている。現在のところ、この方法で問題は生じていないため、特に外国人留学生用のプログラムを用意することは考えていない。

(生涯学習への対応)

現在のところ、社会学研究科として組織的に対応することはしていない。社会人推薦入試は実施しているが、入学後は一般入試による合格者と全て隔たりなく、研究者の養成という社会学研究科の目標に沿った教育を受けることになる。

一方、社会学研究科の教員は本学生涯学習センターが実施する公開講座や「講師派遣」事業に協力している。また、社会学研究科が主体となっているオープン・リサーチ・センターHIRC21は、平成 17 年 11、12 月に「被害者・被災者と社会—支え合う社会を目指し

て一」というテーマで、生涯学習センターの公開講座を独自に企画、実施した。

生涯学習に対する対応としては、現在の状況を変えることは考えていない。すなわち、研究者養成を目的とした教育方針に合致する志願者は年齢、職業に関わりなく受け入れるが、特別な教育内容を用意する予定はない。社会の側の生涯学習への要請に対しては、本学生涯学習センターの企画等に積極的に参画することで十分な貢献をすることを目指す。

(研究指導等)

社会学専攻、社会心理学専攻とも、入学時にオリエンテーションを実施し、履修に関する指導を徹底すると同時に、相談に応じている。主指導教授と副指導教授の決定に関しては、前期課程1年次においては主として教員側の主導の元に決定する方式が採られている。ただし、2年次以降においては、教員による平常の学習状況の観察および学生から意見聴取の結果に基づいて、必要と判断されれば指導教員を変更することにしている。指導教授の選任について学生からの不満は報告されておらず、現在のところ前述の方法が適切に機能していると判断している。主指導教授の「研究指導」については毎年必ず受講することが求められていること、諸手続きに関しては基本的に主指導教授の承認が必要であり、これらの点から、教育研究の指導責任は主指導教授にあることが了解されている。

なお、平成18年度より社会福祉学専攻と福祉社会システム専攻が社会学研究科から福祉デザイン研究科に移行したが、それ以前の入学者は修了まで社会学研究科に在籍することになる。そのため、移行期間中の対応として、社会学研究科所属の教員の一部は、引き続きこれらの大学院生に対する研究指導を行っている。

学位論文の作成にあたっては、提出の前に主指導教員が研究科委員会の承認のもとに他の2名の研究科委員をメンバーとする「課程博士論文提出指導小委員会」を構成し、正式な提出に向けて事前の個別指導を実施することが定められている。

現在、社会心理学専攻では、研究の過程で生じる可能性がある様々な倫理的問題について学生の意識を高めることを目的として、研究実施前に研究計画書および倫理面への配慮がなされているかどうか調べるための質問紙への回答を求めている。さらに、専攻内に学生も含めた倫理委員会を設置、この制度の運営にあたっている。社会学専攻においても研究倫理の教育に関して検討中であり、将来的には研究科全体として委員会等を設置するなど、さらに充実した内容にする方向で検討する。

学生の動機づけを高める方策としては、学会発表や専門誌への投稿を積極的に奨励すると同時に、その過程に教員が関与するように努めている。社会心理学専攻では前期課程、後期課程いずれにも「社会心理学総合研究」を置いているが、この科目は大学院生と教員全員が参加することを前提として、特定のテーマに関して研究発表や討論を行ったり、外部講師を招いて最新の研究成果に触れる機会を提供するものである。また、大学院生が学会発表を行う際に旅費・宿泊費を補助する制度が全学レベルで制定されており、社会学研究科ではこの制度の利用を積極的に学生に呼びかけている。年々多くの学生が申請するようになり、この補助を得て本年度は後期課程の学生2名が国際会議で研究発表をおこなった。

学生に対する研究指導は当然のことながら指導教授が中心になって行われており、平常の演習の時間の他に、学生からの依頼があれば適宜教員研究室において相談に応じている。また、両専攻とも修士論文の中間発表会や学生の学会参加・発表を専攻全体として積極的に支援する中で、個別の指導がさらに効果をあげるように工夫している。各教員が指導学生と一つの殻の中で研究指導を行うのではなく、こうした専攻全体としての取り組みが、指導教員以外の教員からの研究上の示唆を受けることを可能にするなど、相乗的な効果を生み出している。

才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関等に送り込むことなどを可能ならしめるような研究指導体制については、各教員が学生に対して、日本学術振興会の特別研究員への積極的な応募、ならびに海外の学会での研究発表を積極的に奨励しサポートすることを軸にしてその整備に努めている。その結果、平成 18 年度において、社会学専攻の学生 1 名が日本学術振興会の特別研究員に採用され、同じく 2 名の博士後期課程の学生が APS (米国心理科学学会)において研究発表をおこなった。また、本学では平成 18 年度秋学期より「Special Course in Advanced TOEFL」を開講、ネイティブの講師が週 4 回の集中的講義を実施するが、社会学研究科の学生の一部は自らの研鑽のためにこのコースを受講することが決まっている。今後、こうした「成果」を端緒に、さらにこの方向での研究指導体制を進めていく予定である。

以上のように、全体的に見て社会学研究科における研究指導は、研究科の理念ならびに教育目標に照らして適切なものであると判断している。現在、少しずつ成果があがり始めている状況であり、今後もこの方向で教育を推進する。

(2) 教育方法等

(教育効果の測定)

教育効果の測定方法としては、学生による自己評価、教員による評価、教育目標に沿った変化を捉える間接的指標を用いることが可能である。自己評価に関しては、アンケート調査等によって学生に直接教育効果を尋ねることは行っていない。教員による評価に関しては、各教員の担当科目における個別評価、修士論文の評価が主要なものとなる。評価そのものは各教員が担当科目の履修目標および研究科の教育目標に照らして行うことになるが、これに加えて、通常の特攻会議および修士論文の口述試験時に適宜議論を行い、評価基準の確認や専攻全体における教育効果を検討することになっている。間接的な指標としては、学生の研究活動や修士論文の内容などを基準にして、研究科や専攻としての目標に向かう変化が見られるかどうかを検討している。とくに、国際学会への関心や参加度、修士論文における倫理性の考慮への記述等は、研究科の教育目標が如実に表れる側面であり、専攻会議等において適宜評価をおこなっている。

また、前期課程に関しては標準的な年限で修了すること、後期課程においては学位論文を提出することが教育効果の一つの指標となる。社会心理学専攻博士前期課程は、設置年度入学生のうち、平成 18 年 3 月に 9 名が修了し、ほとんどが一般企業に就職した。残り 3

名のうち、1名はフランスに留学中、2名は引き続き前期課程に在籍中である。社会学専攻については、前期課程修了者は一般企業への就職がほとんどであるが、とくに社会人推薦入試で入学した学生においては、保健医療分野で管理職に昇進するなど学位取得がキャリア形成の一助となっている。

後期課程の学位取得者の場合、大学の専任教員のポストに就いたものは過去5年間で2名おり、残りの多くは、他大学の非常勤講師、あるいは本学の各研究所の客員研究員として研究を継続している。

以上、教育効果の測定に関しては、現時点では適切に行われていると判断している。

(成績評価法)

平成14年度以前の入学生に対しては4段階評価(A [100~80]、B [79~70]、C [69~60]、D [59~0])をおこなっていたが、平成15年度以降の入学生に対しては5段階評価(S [100~90]、A [89~80]、B [79~70]、C [69~60]、D [59~0])が採用され、特に優れた学生に対してはS評価を与えることになった。これによって、成績優秀者の弁別を明確に行う制度的基礎が整った。ただし、学内奨学金の授与に関して演習や講義科目の成績が影響を与えることを考慮すると、成績の「利用法」に関しては改善の余地が残されている。今後、各教員の成績評価を標準化するなどいくつかの方法を検討し、平成19年度末までには結論を得る。

修士論文の評価については、作成の過程では中間発表会が、また提出後には口述試験が全教員出席のもとに実施され、最終的に各専攻内の教員の合意のもとに評価される方式が採用されており、この点で客観性および平等性が確保されていると考える。

(教育・研究指導の改善)

教育・研究指導方法の改善に関しては、「コンテンツ」と「スキル」に分けて考えることができる。前者に関しては、専攻全体で、学生と教員の間を中心とした「専攻運営」の方法や最新の教材について米国心理学会等のウェブサイトや関連書籍から最新の情報を得るように努めている他、一部の教員は学会において教育に関するワークショップを主催するなどの活動をおこなっている。教員のスキル改善に関しては現在のところ各教員の努力に任されているが、これをさらに推し進めるには教員が自己評価を含めてさまざまな情報を持ち寄り、相互に改善のための評価を行う場が必要となる。社会学研究科では、平成19年度より、各専攻が毎年数回、各教員の教育指導方法改善について検討する会を開催し、研究科委員会においてその結果を報告、議論することとしている。現在、大学全体としてFD委員会を構成して教育・研究指導の改善に取り組むことが決定されており、具体的な方向が定めれば、上記の研究科独自の活動に加えて大学全体の改善活動に加わることになる。

シラバスは全科目について用意されており、印刷物として学生に配布されるだけでなく、大学のホームページに掲載され、学外者に対しても閲覧が可能になっている。ただし、シラバスの記載内容に関しては、教員によってその分量にばらつきがある。社会学研究科に所属する学生に関しては、オリエンテーション等において各教員から具体的かつ詳細な説

明がなされるので大きな問題とはならないが、進学予定の学生がホームページを閲覧する場合には誤解を招く可能性が少なくないと思われる。今後、教員に対してシラバスの重要性をさらにアピールすると同時に、記述内容や文字数に関して一定の基準を設けることにしている。具体的には、平成 19 年度開講科目のシラバス作成に関して社会学研究科独自の基準を各教員に呈示し、それに沿ったシラバス作成を依頼する。さらに、その結果に基づいて、必要があれば次年度に改訂を行う。

現在、個別の授業科目に対する学生評価は実施されていない。教育環境等に関する学生満足度調査も定期的には実施されていないが、大学院研究室や実験室の不足に関連してインフォーマルな聞き取り調査は実施されている。今後、社会心理学専攻博士後期課程の完成年度、そして社会学専攻の 3 コース設定から 2 年目にあたる平成 20 年度に総合的な満足度調査を実施して、その後の改善の基礎的資料とする。

教育・研究指導の改善を図るためには、学生の側から偏りのないフィードバックを得ることが肝要である。その点で、教員による通常の「聞き取り調査」やアンケート調査は、必ずしも適切な方法とはならない可能性がある。今後の調査においては、教員と学生の間で対等なコミュニケーションが可能となる環境を工夫し、共通の理解のもとで教育・研究指導の問題点を洗い出す作業を行いたい。

また、卒業生から在学時の教育内容・方法に関する意見を聴くことによって有用な情報を得ることが期待できる。現在はインフォーマルなレベルでの意見聴取に止まっているが、平成 18 年度の卒業生から試験的にこの主の調査を実施する。さらに、卒業生から教育・研究指導に関して建設的な意見を得るためには、日頃よりさまざまな機会を利用して卒業生との良好な関係を維持していく必要がある。ホームページの活用や大学院の各種行事への招待など、実施が比較的容易なものから順次、導入してゆく。

高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価については、現在実施していない。これによって得られる情報は有用であると思われるので、今後は、雇用された教育機関や企業を訪問したり学会開催の機会等を利用して関係者にヒアリングを行い、当該卒業生の評価を含めて情報収集を行う。

(3) 国内外における教育・研究交流

教育・研究においては、大学内の学生・教員間の交流に止まらず、国内外の研究者との交流を積極的に推し進める必要がある。冒頭にあげたように、社会学研究科の目標の一つとして「研究成果を国内にとどまらず積極的に海外の学会等で発表し、他の研究者との交流を積極的に図ること」をあげており、その達成に向けて基盤作りに努めている。

国際レベルで教育研究交流を緊密化させることは、社会学研究科の重要な目標として認識している。ただし現在の時点では、教員が個人で国際学会に参加して海外の研究者と交流することは多いが、社会学研究科としての組織的な研究交流を行うには至っていない。組織的交流に向けての準備段階と捉え、様々な機会を利用して「国際性」を高めるように

努めている。大学院生に関しては、機会があれば海外の学会で研究成果を発表すること、また学内外の制度を利用して留学の可能性を考えるよう指導している。平成 17 年から平成 18 年にかけて、社会心理学専攻の学生 1 名が本学協定校であるフランス、ルイ・パスツール大学に留学している。本学では、英語力を高めるための「英語特別教育科目」を大学院生も含めて受講できるようになっている。社会学研究科では数名が秋学期に受講予定であり、国際学会での発表のために大いに役立つものと思われる。このような環境のもとで、平成 18 年度には社会心理学専攻博士後期課程の学生 2 名が、ニューヨークで開催された米国心理科学会（APS）において研究発表をおこなった。

国内における教育成果発信および研究交流の場として『東洋大学大学院社会学研究科紀要』がある。また、社会学研究科は、オープン・リサーチ・センター整備事業（5 年間）の補助を得ており、毎年『研究年報』を発行している。センターの RA を務める大学院生は、教員の指導の下に『研究年報』に研究成果を公表する機会が与えられている。平成 18 年より、大学院紀要に関しては、紀要委員会において研究科独自に編集することが合意された。これを受けて、社会学研究科では研究成果発信の場としての大学院紀要をさらに活用するために、平成 19 年度より、論文審査を含む独自の執筆規程及び編集規程を定める方向で検討中である。

本学では大学院生に対して「学会発表補助制度」を定めて学会発表を後押ししており、毎年、多数の院生が補助を受けて大会発表をおこなっている。

外国人研究者の長期的な受け入れに関しては、本学の「交換研究員受け入れ制度」や日本学術振興会の各種支援事業に対して申請を行うことが考えられるが、現在のところ、前者に関しては、本学教員の専門領域と重なる部分が少ないことから積極的には受け入れを考えていない。後者に関しては、各教員の関心に応じて申請を行うことはあり得るが、研究科として組織的に実施する予定はない。短期的交流に関しては、学会活動を通じて積極的に行うことにしている。たとえば、平成 19 年度には本学で日本心理学会の年次大会が開催されるが、主催校として海外の著名な研究者を数名招待することにしている。短期的なものであれ、このような交流は今後の長期的交流の端緒となることが期待できる。

学術交流のために必要なコミュニケーション手段の修得については、学生に対して学内外で得られるさまざまな機会を利用して英語のコミュニケーション能力を高めることを求めている。また、投稿論文に必要な英文アブストラクトを作成する機会などを利用して、当該学問領域における特有の英語表現等について指導している。

以上のように、国内における研究交流は活発に行われており肯定的に評価できるが、国際交流の面では基盤作りの段階といえる。研究の水準を高めることが第一に求められるが、今後、その成果を海外に向けて積極的に発信できるように環境を整える。

（４）学位授与・課程修了の認定

（学位授与）

社会学研究科博士前期課程の修了は、大学院学則の定めるところにより、本大学院に 2

年以上在学すること、30 単位以上を修得すること、修士論文の審査および最終試験に合格することの3つが要件となっている。従って、社会学研究科でもこの要件を満たした者に対して修士の学位を認定することになるが、とくに社会学研究科における教育目標に沿った研究活動を行い十分な成果をあげているかどうかを重要な評価基準とすることを基本方針としている。そのため、修士論文の審査や最終試験（口述試験）においては、幅広い知識の習得が確実になされているかという点はもとより、社会学研究科の教育目標の重要な側面である研究の社会的関連性についての理解や、研究倫理についての検討がどの程度なされているかについても審査対象とすることになっている。

博士号の授与に関しても同様に、社会学研究科の教育目標に沿った研究活動をおこなった上で定められた基準を上回る研究業績をあげ、自立して研究活動を行うこと可能と判断された者に授与することを基本方針としている。

これまで、社会学研究科社会学専攻の修士学位の取得者は漸増傾向にあり、平成 13 年度は 5 名であったが平成 17 年度は 11 名が取得した。社会心理学専攻は平成 16 年 4 月に修士課程（現在は博士前期課程）が開設されたが、12 名の入学者のうち 9 名が修士（社会心理学）の学位を取得した。博士後期課程については、社会心理学専攻は平成 18 年度開設のためまだ取得者はいない。社会学専攻は、平成 13 年度は 0 名だったが、平成 14 年度は 1 名、平成 17 年度は 4 名が博士（社会学）の学位を取得した。また、現在 5 名について論文が受理され審査を受けている。

論文の評価は直接的には主指導教員および副指導教員によって行われるが、口述試験は各専攻の教員全員が出席する中で実施され、専攻としての評価は専攻会議で全員の合意のもとに行われる。さらに可否に関する専攻の原案を研究科委員会で審議し、正式に修士（社会学）、修士（社会心理学）の学位の授与が認定される。博士の学位については、本学学位規則に基づき学位請求論文が受理された後審査委員会を構成し、審査結果を研究科委員会に報告、可否を議決することになっている。

社会学研究科では、学位取得に向けた学生の活動をサポートすると同時に学位審査の透明性・客観性を高めるために、次の措置をとっている。まず、課程博士に関しては学位論文提出に必要な基準を設けている。具体的には、査読制のある学術誌に第 1 著者として掲載された当該領域の論文が 1 編以上あること、学会発表を 1 回以上おこなっていることを提出の要件としている。また、論文提出を予定する大学院生に対しては、研究科委員会の承認のもとに、主指導教員が他の 2 名の研究科委員をメンバーとする課程博士論文提出指導小委員会を構成し、当該論文を精査したうえで本審査を受けるに値するかどうかを判断し、必要があれば提出者に対して修正を求める形で事前指導を行うことになっている。この手続はホームページに公開されている。論文博士に関しても、提出しようとする博士論文の領域に関する単著書が 1 点以上あること、査読制のある学術誌に、提出しようとする博士論文の領域に関する論文が 3 編以上掲載されていること、および、学位請求論文の受理は学位審査で主査を務める資格がある研究科委員による推薦と事前審査を要件としている。

以上によって、社会学研究科における学位授与の手続きは、一定の水準の透明性・客観性は確保されているものと判断している。

修士論文に代替できる課題研究で学位認定を行う制度は採用していない。社会学や社会心理学では実証的研究に基づいて論文を作成することを求めており、修士論文に代わる課題研究を認定材料とすることは現在のところ考えていない。

社会学研究科では、学位論文審査にあたっては、当該論文の研究領域をカバーできる教員が学内にいる場合には、基本的にはこれら関係者によって審査委員会が構成されてきた。これは、社会学専攻、社会心理学専攻ともに当該領域を専門とする教員の数が多いことによって可能となっている面もある。しかし、審査の透明性をさらに高め、研究者間のコミュニケーションという側面を考慮すれば、学外の審査員を含めることのメリットも大きいと考えられる。今後、学外審査委員の旅費の支給等、学内制度の整備を見ながら、審査への学外者の参加を増やしてゆく。

留学生に対する日本語指導に関しては、専任のティーチング・アシスタントや留学生向けの日本語科目等は存在しないため、指導教員が演習において適宜注意や指導を行い、論文作成に際して細かく日本語表現について説明を加えることを主としている。このような方法は教員と学生のコミュニケーションを促すという意味でも機能していると思われ、ほとんどの学生が学位論文に相応しい日本語の基準をクリアして学位を取得している。

(課程修了の認定)

本学では、大学院学則により、優れた業績をあげた者については、前期課程は1年以上、後期課程は3年以上の在学期間で修了することができる。この制度自体は適切なものと考えられるが、社会学や社会心理学の場合、他の修了要件を考慮すると、この制度の適用を受ける可能性があるのは、他の関連領域で相当の業績を上げている者や社会人としての活動の中で十分な資料等を収集してきた者と思われる。したがって、現在のところ、このようなケースに該当する場合に制度の適用を考慮するに止まっている。今後とも、個々のケースにおいて学生の希望と要件を考慮して決定する方針である。

三. 法学研究科

法学研究科（私法学専攻、公法学専攻）では、法学分野での高度な専門教育を行い、社会の要請に応える法学的知識とスキルを備えた人材を輩出することを大きな目標としている。具体的には博士前期課程、後期課程を置き、それぞれ次のような目標を置いている。

博士前期課程では、①法学の素養を身につけた専門的職業人の育成、②社会人に対する法学のリカレント教育、③アジアを主とする留学生に母国で活躍できる法律専門職の人材育成、を主目標にしている。具体的には、税理士や公務員など、学士課程以上の専門知識を備えた人材の育成、母国で法律的専門知識の求められる職業に就ける人材の育成などで

ある。さらに、博士後期課程への進学希望者には、それだけの学力を身につけさせることである。

博士後期課程では、本学の教育理念に沿い、諸問題を根底的に考え抜く法学専門家を養成することが目標であり、具体的には大学や研究機関で研究職に就ける人材を育成することである。

この目標を達成するため、法学研究科では以下のような教育課程を置いている。

(1) 教育課程等

(大学院研究科の教育課程)

独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を法学の分野で輩出することを目標に、法学研究科では博士前期課程、後期課程を設置している。重点を置いているのは、次の諸点である。

博士前期課程では、①高度な実践的法学教育により、専門的法学の素養を身につけた専門的職業人を育成すること、②変動の激しい社会にあって、社会人を積極的に受け入れ、リカレント教育を施すことにより、時代にあった法学の知識を備えた専門的職業人として再び社会に送り出すこと、③アジア諸国を主として、外国人留学生を積極的に受け入れ、専門的法学の素養を身につけた専門的職業人として母国で活躍できる人材を育成すること、である。また、博士後期課程では、「諸学の基礎は哲学にあり」の教育理念に沿って、諸問題を根底的に考え抜く法学専門家を養成し、研究職に相応しい人材として社会に送り出すことである。

法学研究科の教育目標、教育課程は、博士前期課程・博士後期課程ともに、科目の構成や修了要件の厳格性などから判断し、学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項と対応したものとなっており、本学の理念「諸学の基礎は哲学にあり」や目的を踏まえたものである。特に諸問題を根底的に考え抜く法学の素養のある専門職業人と法学研究者を養成することは、本学の理念にかなうものと考えている。

法学部に基礎を置く法学研究科では学士課程以上の専門知識を備えさせるための教育課程を有している。博士前期課程には公務員コースを置いているが、公務員試験の主要科目のひとつに「経済原論」がある。法学部では「経済原論」を専門科目として開講しているが、実際には法学部学生、出身者の苦手科目となっている場合が多い。法学研究科ではそのような学生のため経済学研究科の開講科目とは別に、法学研究科独自の科目「経済原論特論」を特に設けることで対応している。租税法を専門とする学生に法学部以外の出身者が存在するが、入試科目で租税法を必修にすることで、法学の知識が一定水準に満たない学生は受け入れないようにしているので、指導上特に大きな問題は生じていない。

法学研究科の博士後期課程担当の専任教員は全員、博士前期課程も担当しているので、博士前期課程と博士後期課程の教育内容での関連性は保たれている。また、博士後期課程は学生数がきわめて少ないが、博士前期課程の学生とは別に指導する科目をおき、博士後期課程の学生のニーズに応じた教育をしており、問題は生じていない。本学の博士前期課程の学生で、後期課程への進学希望者については、前期課程でその指導も併せて行なって

いる。他大学の前期課程から本学後期課程に進学する学生も、事前の面談などで個々の学生につき予備知識などをチェックしているので問題となるケースは生じていない。学生側にしても、他大学から本学の後期課程に進学する場合、志望する指導教授の研究領域を十分に認識しており、問題は出ていない。

また、平成16年度から本学に法科大学院が開設され、実務法学を修めたい学生は法科大学院に進学するようになった。この影響から法学研究科の1コースとして学生が所属することができる「法曹コース」を志望する学生は漸次、減少している（平成18年度現在、前期課程2年に2名のみ）。学部卒業生では合格が難しくなっている上級公務員試験受験をサポートする「公務員コース」では、大学院での研究成果を行政の現場での指導的な役割に変えていけるよう指導している。

法学研究科の設置形態は博士課程（一貫制）ではなく、特にその必要も生じていない。

課程制博士の学位授与までの教育プロセスとしては、在学中は正規の課程で指導している。3年間で修了する学生も出ているが、多数はそれ以上の年数を要しており、さらに年数をかけて指導し、博士論文提出に達せられるようにしている。単位取得満期退学をする場合も、指導教授が非公式に時間を割いて指導しており、年限内に論文を仕上げさせ、再入学の後に論文を提出できるようにしている。具体的には、目安とされている修士論文3本分に相当する論文を、機会があるたびに出来るだけ早く発表するよう促している。法律学分野では大学院生が発表できる学術雑誌は極端に少ないので、本学の『大学院紀要』への掲載が重要な発表機会となっている。

法学研究科では現在のところ、創造的な教育プロジェクトは特に行っていない。

（単位互換・単位認定など）

総合大学としての利点を生かし、良質な教育を行なうため、本学の他の研究科の履修・単位取得を認めている。学生はテーマに応じて活用している。

また、首都圏の10大学と「首都大学院コンソーシアム」を形成して、都心部の協定校と相互に単位認定を行なうことにしているが、法学研究科ではそれを利用する学生は少ない。逆に、少年法など特殊分野で評価を得ている教員もいるが、他大学から本学の法学研究科で学習するケースも未だ見られない。これは学生の研究テーマにも関連することであり、利用の頻度をもって一概に良い悪いにつき語ることはできない。利用の機会が存在することが重要であると考え、学生への周知が不足していることも考えられるので、平成19年度から改めてガイダンスで周知徹底を図っていくことにしている。他に、教員にも学生の指導を考慮するよう徹底していくこととしている。

（社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮）

法学研究科では社会人入試を行い、多くの社会人学生を受け入れている。留学生も多い。社会人学生に対し、入学後、外国語文献を読む必要のある学生については、「英書講読」の科目を設け、指導できるシステムをとっている。ただ、現実には受講生はあまり多くない。留学生については、その多くが本学法学部を経て法学研究科に進学してきているので、日本語にはほとんど不自由していないが、論文の指導にあたり、日本人学生よりも多少多く

の時間を割くようにしている。

(生涯学習への対応)

法学研究科ではリカレント教育を重点目標の一つにしているが、社会人入試を別に行い、受け入れを図ってきた。社会人の入学者も多く、税理士の育成など、より高度な専門職を目指す社会人の需要に応え、成果を上げている。

(研究指導等)

法学研究科の教育課程には、博士前期課程(修士課程)、同後期課程(博士課程)があり、前期課程から後期課程への進学に際しては入学試験があるので、両課程はそれぞれ独立した教育課程となっている。

前期課程の学生には、修士論文を作成し学位(修士号)取得を目指す学生と、特定課題研究論文の提出によって学位を取得しようとする学生がいる。修士論文を作成する学生は、テーマに応じて指導教授が決められ、研究方法、論文作成などの指導を受ける。法曹コースと公務員コースの学生は特定課題研究論文を作成することで修士論文に代えることができる。

しかし、残念ながら個々の学生の勤勉の度合いがまちまちで、2年で修士論文をまとめられない学生も出ている。その場合は、さらに勉強させることで、修士論文の一定の質を確保している。法曹コースは、過去5年間で10名ほどの修了生のうち(旧)司法試験合格者を1名出せたにとどまる。法科大学院が開設され、旧司法試験の合格者枠が縮小されていることから、平成21年前後の同コースの廃止を見込んでいる。公務員コースでは、発足3年目で、第1期修了生では公務員試験に合格できていない者もあり、この傾向が続くような場合には、梃入れを検討することとしたい。ただ、その後の入学生の学力は、独自の科目を設けるなどの努力により上昇傾向にあり、しばらく現状で様子をみている。

かつて前期課程では、租税法を専門とする学生の間で、法学部出身者と他学部出身者との間で、法学学習の進度にバラツキが見られ、指導に苦慮したが、現在では租税法の受験者には租税法を必須受験科目にし、学内推薦入試の場合には面接の際にその点を十分にチェックすることで入学者の質を確保しており、この問題は改善されている。また、租税法の学生については、担当教員の過重負担にならないよう、合格者数の適正化を図っており、近年は定着をみている。また、租税法関連の科目数をこの数年で2科目増やし、より指導体制を充実させてきた。

後期課程の学生は、博士号取得を目標に学位請求論文(甲)の作成をめざす。指導は研究テーマに応じ指導教授が行う。3年で完成にいたらない学生には、さらに数年かけて指導する。単位取得満期退学者についても、論文提出の意欲のある退学者については、その後も指導教授が時間を割き、非公式に指導して対応している。課程として公式なものにするのは難しいのでそのような形で行なっているが、該当する満期退学者の数が多くないことから、対応できている。指導教員の退職などがあった場合には後任の教員に引き継がれている。後期課程については、毎年ではないがそれに近い形で博士号取得者を輩出できていることから、概ね良好な教育・研究指導がなされていると考える。

なお、前期・後期課程とも学生は、学内研究所の研究員にもなれるようになっており、研究所での活動による発表機会も確保できるが、未だ十分に活用されていない。平成 19 年度から教員を通じての指導を徹底させていくことにしている。『大学院紀要』については法律学分野の大学院生の発表の機会が乏しい中で重要なものと考え、積極的な投稿を薦めている。しかし、『大学院紀要』掲載の論文については、質的にバラツキが見られるので、平成 19 年度から指導教授だけでなく、副指導教授も査読することとし、論説レベルのものと研究ノート段階のものを分けて掲載することにし、質的に不十分なものは掲載見送りとする事が決まっている。

博士前期・後期課程とも、学生への指導は学生の要望に応じ、柔軟に指導している。

学生に対する履修指導では、入学時にガイダンスなどで組織的な指導をしている他に、指導教授が各学生の履修相談に応じ、各自の目標に資する科目の履修を指導している。前期課程の学生の場合は、修士論文のテーマなどからして、必要な教科の履修を薦めており、適切なものになっていると考える。

指導教員による個別的研究指導では、全般に一定の水準を落とさずに指導している。しかし、学生の質にバラツキがみられる近年、2 年間で前期課程を修了できず、在籍延長を余儀なくされる学生も見られる。税理士試験の科目の一部免除を希望する者には、税理士試験の科目免除に見合うだけの水準を満たすよう、厳格な指導をしている。

後期課程においては、学生に対する指導教授の要求水準は高く、3 年間で学位請求論文を仕上げることはきわめて難しくなっているが、数年に 1 人か 2 人の学位取得者が出ていることから、適切な個別的研究指導がなされていると考える。

論文審査は、主査・副査による複数指導制を採用しており、主査の指導教授が中心となり指導している。学生には、副査になる副指導教授の科目（講義や演習）にも積極的に参加するよう指導している。しかし、これは指導責任を曖昧にするものではなく、指導教授が最終的な責任を負うということで、教育研究指導の責任は明確になっている。また、平成 18 年度から修士論文中間報告会を行うことで、途中での進行状況の把握に効果を上げている。

学生の学問的刺激の誘発させるための措置については、指導する学生を学会等に入会させるなどの措置をとっている。修士論文の中間報告会には、1 年生の参加も許可しているが、よい刺激になっているようである。他は各教員に委ねられているが、現状で特に問題はないと考えている。

教員間では、本学法学部を主とする学内学会である東洋法学会の機関誌『東洋法学』への論文等の掲載や、共同研究の促進により、学問的刺激を誘発している。例えば平成 17 年度から大学附属の現代社会総合研究所とアジア文化研究所に所属する教員が「イスラム世界における伝統的秩序規範の持続と変容」という共同研究を行なっている。

近年の前期課程の学生のなかには目標が曖昧のまま入学する者もあり、入学後に研究分野等の変更を希望する者も出ている。私法学、公法学の両専攻間での移籍は制度上認めていないが、同一専攻内では、教員間で調整し、認める場合もある。平成 18 年度にも公法学専攻で、政治学から国際公法へ変更し、指導教授を変更した例があり、柔軟に対処している。両専攻の間でも壁を低くし、柔軟に対応している。例えば公法学専攻で租税法を専門

とする学生が、私法学領域の相続法関連のテーマを選び修士論文を書く場合など、両専攻間での受講科目の相互乗り入れを容易にし、他の専攻の教授が副指導教授になるなど、柔軟な措置が講じられている。

法学研究科では才能豊かな学生を研究機関等へ送り込むべく、次のような工夫をしている。大学教員を希望する学生については、後期課程の修了者・満期退学者につき、優秀な者について3年を限度に本学法学部非常勤講師として教育経験を積ませるとともに、個別に講義のための訓練をしている。日本大学、駒沢大学等で非常勤講師に就任している者がある。そして最近5カ年で6大学に7つの専任教員のポストを得ている。

前期課程の修了生は、専門職の性格のある公務員や税理士事務所へ就職するなどしている。一般企業へ就職する者も多い。

(2) 教育方法等

(教育効果の測定)

法学研究科の博士前期課程の教育効果の測定は、各専攻別に全専任教員が参加して行なわれる修士論文口頭試問が重要である。平成18年度からは2年次の11月に修士論文中間報告会を設けている。それにより、多くの教員が他の教員の指導する学生の報告に触れる機会が増えた。教育効果は修士論文の他に、修了後の進路によって測定できる。

修士論文は、法学研究科の教育目標に照らして一定水準を満たした論文となっており、教育効果はあがっているものとする。在籍2年でその水準に達しない学生も存在するが、それは近年の学生の一般の例にもれず、法学研究科の学生でも、途中でモチベーションを低下させるなどの例があるからである。評価を甘くせず、そのような学生は、年数が多くかかってもゴールにたどりつくよう、指導している。

進路状況は、本学キャリア形成支援センターへの本人による申告制をとっているため、必ずしも十分に把握できていないが、過去4年間(平成14～17年度)に、前期課程修了者(28名)では、公務員等3名、税理士事務所等10名、その他民間企業等15名となっている(同センターのデータによる)。後期課程への進学者も若干名いる。

法曹界への人材の送り込みでは十分な成果を上げられなかったが、税理士関係では評価できる実績を残している。修士論文の質も高く、平成15年度の修了生が日本税務センターと租税資料館の共催による論文コンクールに修士論文を提出して受賞するなど、外部からも評価されていることは特記してよい。公務員などの人材養成は、修了者中、民間企業に就職している者の一部は公務員が第1志望だったと考えられるので、現時点では不十分な印象が残る。ただ年数が浅く、判断できない面があると考ええる。公務員コースも年数を経て次第に優秀な学生を集められるようになっており、今後の好転も期待できるからである。留学生については、後期課程への進学者も多く、そこから博士号取得者も出ていることから、適切なものになっていると考ええる。

博士後期課程の教育効果は、博士号取得者や、研究職への就職などから測定できよう。博士号については、主指導教授のほか副指導教授にも、いろいろな機会に何度も中間報告をさせるとともに、博士論文の部分をなす論文を発表するよう促している。その成果もあ

って、近年、多くの博士号取得者も出ている。このことから、教育効果は適切なものになっていると考える。また、研究職についても、修了者が最近5カ年で6大学に7名が専任のポストを得ており、第三者からも教育効果を評価されているものとする。具体的には、岩手医科大学（1名）、岩手県立大学（1名）、千葉商科大学（1名）、宮崎大学（1名）、志学館大学（2名）、金沢大学（1名）となっている。これは法科大学院創設に伴う我が国における法学教員の不足から来る一時的な需要によるものである可能性もあり、楽観は許されないが、需要に応えられる人材を輩出できていることは事実と判断する。

（成績評価法）

博士前期課程の修了要件は、2年以上在学し単位取得数が30単位以上（特定課題研究の選択者は36単位以上）であり（ただし、優れた業績を挙げた者は1年在学でよい）、主指導教授と副指導教授の研究指導を受けなければならない。講義、演習はそれぞれ4単位で、担当教員が成績評価を行う。成績は、S（100点～90点）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）、D（59点以下）であり、Dは不合格である。なおS評価が導入されたのは平成15年度入学生からであり、従来よりも評価基準が細分化された。

評価は講義・演習への出席、口頭報告、レポート提出、質疑応答など、科目の性質に応じて重点を変えながら、評価が下されているが、担当教員の個人的判断に任されている面があり、学生が多様化している現在では必ずしも適切でなくなっている面があるのは否定できない。そこで、平成19年度に見直すべく、研究科委員会において既に検討作業に入っている。

（教育・研究指導の改善）

教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みは、平成14年度の学生アンケート調査に関連の項目が幾つかあるくらいで、平成17年度までは特に組織的なFD活動を行ってはいない。しかし、平成18年度に3科目で公開講義の日を決め、講義・演習の後、参加した教員と意見交換をした。次年度はより拡充して行なうことを決めている。平成19年度に行なう予定のアンケート調査に、学生の講義満足度などの関連項目を入れることを決めている。

近年の前期課程の学生には、明確な研究テーマを持たずに入学してくる者があり、在学中に研究分野などの変更を希望する学生が出ているが、柔軟な指導体制をとれるように改善してきた。具体的には、1年次に修士論文のテーマに応じて、指導教授と副指導教授を決めているが、2年次でもテーマの修正や、それに伴う指導教員の変更を認めるようにしている。平成18年度から、2年次の11月に各専攻別に修士論文中間報告会を始めたことも、指導上の改善点である。

以上のことから判断し、指導体制については特に問題は生じていない。ただ、入学者の多くが租税法分野に偏る傾向があり、1名の担当教員の負担が重くなっている。関連の科目数が必ずしも多くないことから、学生も個人的努力でカバーしなければならない面があり、関連の科目を充実させてほしいとの要望が、担当教員・学生から出ており、平成19年度から1科目増やすことにした。

シラバスは、『大学院講義要項』に講義・演習の目標や内容、成績評価の方法、テキスト・参考文献等につき掲載している。シラバスの記載方法では、特に統一は図られていないが、現在のところ、特に問題は生じていない。学生から不満・改善要求も生じておらず、法学研究科にあってはこれが適切なものだと判断している。科目に対する受講生は学部と違い少人数であるため、きめ細かく対応できるので、一律の対応は望ましくないと考えているためである。

現在、大学院研究科委員長会議において、平成 19 年度に向け大学院の統一的ガイドラインを設けるべくシラバス記載内容の検討が行なわれている。研究科としては、ガイドラインに合わせ専攻主任の教員がサンプルとなるシラバスを例示していくことを決めている。

平成 14 年度に本学大学院の全学生に教育研究体制に関するアンケート調査を行い、その中で講義・演習に対する意見を聴取した（前期課程 118 名、後期課程 20 名、計 138 名）。法学研究科では、回収率は 26.8%と他の研究科よりやや低かった。平成 19 年度に法学研究科は独自で再びアンケートを実施することにし、その際、学生の講義についての満足度の調査の項目を入れることにしている。卒業生や、企業等の雇用主など外部からの評価は導入されていない。特にその必要性について議論されたことはなく、必要性が感じられていないためである。

（3）国内外の研究・教育交流

法学研究科では、重点目標の一つにアジア諸国などからの留学生を受け入れ、専門的な法学知識を備えた人材を育成することを掲げている。国際的な研究・教育の交流では、この点に努力を傾注している。現実には、優秀な留学生を受け入れることができ、博士号を取得後、中国の大学で副教授や弁護士として活躍している者が出ている。その面ではかなりの実績をあげてきたと考えており、国際貢献の意義もあると認識している。

他の面での国際交流は、法学研究科では独自のものを重視して整備するなどの方針をとっていない。法学研究科は、法学部を基礎とする研究科であって、教育研究交流は基本的には学部にも協力する形で行なうものと考えてきたためであり、そのことを特に問題とは考えていない。例えば、本学には国際学術交流協定校制度があり、これを利用し法学研究科専任教員が平成 16 年度に韓国・東国大学校に短期研究滞在しているが、このような制度の活用を個々に進めて行けばよいと考えるからである。同様の理由から、教本研究科独自の研究者受け入れ、育研究成果の外部発信なども特に視野にはおいていない。

国内では教育の面では、上述のような首都圏の諸大学の研究科と交流するシステムとして、「首都大学院コンソーシアム」があるが、あまり利用されていない。平成 19 年度からは、学生がもっと積極的に利用するよう、制度の周知徹底を図ることとしている。具体的には、ガイダンスでの指導、掲示による周知徹底、教員による個別の指導を強化することとしている。国外については、大学としての交流制度があり、法学研究科の教員・学生も利用できるため、法学研究科独自の制度を設ける必要は特に感じられない。

また、平成 18 年度秋学期から、本学では大学全体として、海外留学を希望する学生のため、留学用英語教育を開始することになっており、当該の学生に活用を薦めている。

(4) 学位授与・課程修了の認定

(学位授与)

修士の学位については、研究科設置以来、平成 17 年度までに私法学専攻で 277 名、公法学専攻で 230 名が授与されている。近年は毎年、各専攻 10 名前後で推移している。主査と副査が論文を読むとともに、専攻ごとに専任教員全員で口頭試問を行っている。テーマによっては学外の教員（非常勤）も副査として加わっている。法曹コース、公務員コースについては、特定課題研究論文で修士論文に代替させているが、各分野の担当者が特定課題論文を読んでいる。修士論文がまだ不十分なレベルのものに止まっている場合、提出を見送らせるなど、厳しい措置を取っている。

修士論文については、専任教員全員で口頭試問を行っており、その際に主査・副査以外の教員も論文をチェックしている。各専攻別に最も優秀な論文には、校友会より奨励賞が授与されることになっており、専攻ごと 1 篇に絞って法学研究科より推薦する必要もあり、他の教員が指導している論文と見比べ、相対的に検討することも行っている。これらの作業を通じて、法学研究科博士前期課程が掲げる目標である「専門的法学の素養を身につけている」かどうかを判断でき、修士論文の学位授与は一定の水準を確保し、適切なものとなっていると考えるのである。

博士の学位については、研究科設置以来、平成 17 年度までに、私法学専攻で 20 名、公法学専攻で 2 名に授与している。内訳は、課程修了によるものが私法学専攻で 11 名、公法学専攻で 2 名、論文提出によるものが私法学専攻で 9 名である。総じて公法学専攻で少ないのは、設置から満 6 年と歴史が浅いためである。

まず課程博士（甲論文）では、博士後期課程の年限が 3 年とされていることから、修士論文相当の論文 3 本程度の分量で、かつ内容的に一貫し優れた論文が課程修了による博士の基準を満たすものとしている。この基準に従い、それを満たす論文に博士の学位を授与していく方針としている。基準については、研究科委員会で案を作成し大学院研究科委員長会議でも他の研究科と比較検討しており、さらにつめて明確なものにしていく作業を平成 19 年度に向け進めている最中である。

博士後期課程の学生の指導に当たっては、修士論文ほどの論文を一貫性あるテーマのもと、3 本書くように指導しており、その成果も上がって近年、課程修了による博士号取得者が増えている。

論文博士（乙論文）については、本学では一定水準のものには授与していくということ方針となっている。これまで法学研究科の内部には、旧来の厳格な方法を踏襲したいとの声も残っていて、審査が厳しすぎるきらいがあった。この数年は、機会あるごとに本大学院全体の基準に合わせて審査していく必要を説明し、共通の認識が形成されてきている。本大学院全体でも、平成 18 年度中にさらに内規の見直し作業を行なうこととなっているが、法学研究科もその作業を進めている。これにより、今後はさらに明確な基準で審査を進められるようになると考えている。

博士論文の審査においては、法学研究科の教員以外の研究者（学外者を含む）に副査を

依頼していることが多く、審査の透明性、客観性が確保されていると考える。

留学生については、大半が中国人学生であり、学部からの留学生であって日本語能力が高く、人数が多くないこともあって、担当教員の努力で日本語の添削も含め論文指導が十分に行なわれている。

(課程修了の認定)

大学院学則第 12、13 条は在学期間に優れた業績を上げた者について、標準就業年限未満で修了することを規定しており、『大学院要覧』に大学院学則を掲載し、学生に対しこれらの措置について周知を行っている。

四. 経営学研究科

経営学研究科経営学専攻（博士前期課程・後期課程）においては、「理論形成のための真の研究者養成」を目的としており、ビジネス・会計ファイナンス専攻（修士課程）では「極めて質の高い経営理論および経営実践課題を解明できる能力育成」を目的としている。

具体的には研究科を修了したものは、大学もしくは研究所等で研究者として採用されるだけの能力を育成することあり、ビジネス・会計ファイナンス専攻では実社会の中で企業家として活躍すべき人材を育成することにある。

(1) 教育課程等

(大学院研究科の教育課程)

経営学研究科の目標は、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」という修士課程の目的と「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的と適合したものとなっている。

またこの目標は、東洋大学の目標である「独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与する」を具体化したものとなっている。

経営学研究科は学部に基礎を置く研究科であり、教育内容は基本的には経営学部の学士課程における基礎学力を前提としている。経営学部には経営学科、マーケティング学科、会計ファイナンス学科があり、経営学研究科のビジネス・会計ファイナンス専攻は、学部の会計ファイナンス学科と同時に設置し、学部教育との継続性を象徴したものとなっている。学部において成績や単位などの要件を満たした学部生は学内推薦入試制度を利用して学部の研究を研究科にて継続・発展できること、大学院開講科目履修制度を活用して大学院の講義を受講することができる。

また修士課程における教育内容は、経営学専攻においては、経営学を核として会計学、

マーケティング、金融などの隣接分野を融合的に学べ、専門分野に閉じこもることなく、幅広い視野と知識を持って研究に取り組めるように作られている一方、NPO や環境問題などの今日のテーマも研究の大きな比重を占めており、多彩な実績を持つ教員による実践的な模索を通し、生きた経営学を教授している。またビジネス会計ファイナンス専攻は、「企業家・経営幹部養成コース」と「会計ファイナンス専門家養成コース」の2つのコースから成り、「企業家・経営幹部養成コース」では、コーポレートガバナンス論、経営哲学などを基にM&Aを含むグループ経営、日本型企業経営、スモールビジネス、NPO論までを広く網羅し「会計ファイナンス専門家養成コース」では、会計・ファイナンスの基礎を共通科目に設置し、専門科目を選択。公認会計士の試験対策を軸に、最高財務責任者(CFO)、税理士、証券アナリストや投資ファンドなど目的を絞り込んだ教育を行っていることから、教育内容は適切である。博士後期課程演習担当者は全員、博士前期課程演習担当者であり、担当者はそれぞれの専門を生かし、一貫性のある教育内容となっていることから、両者の関係も適切である。またビジネス・会計ファイナンス専攻の学生も修士論文を提出することによって博士後期課程への進学ができるようになっている。

課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスは、(4)学位授与・課程修了の認定で述べるように適切に行われている。

創造的な教育プロジェクトとしては、平成14年から平成17年度の4年間に渡って経営学部が学長施策費を使用して「企業戦略実習講義システム」の開発を行ったが、この取り組みに経営学研究科も係わってきた。このシステム開発は、ビジネス・シミュレーションの作成とケーススタディの作成であり、作成過程において経営学研究科は試用、改善提案などを行ってきた。このプロジェクトで作成されたビジネス・シミュレーションは、平成18年度から研究科の「経営戦略演習」の講義において使用される。また作成したケーススタディはケースメソッドを活用した中小企業経営論等の講義において使用されている。

(単位互換、単位認定等)

経営学研究科では明治学院大学大学院経営学研究科と単位互換制度をとっている。また「首都大学院コンソーシアム協定聴講生」制度による単位互換制度を持っている。現行では単位互換制度の活用は極めて少ない状況にあるが、学生研究領域・教育ニーズの多様化等を考慮すれば活用機会も広がっていること、単位互換にとどまらず定期的に研究会を開催していることを考慮すれば、きわめて適切な制度となっている。

(社会人、外国人留学生等への教育上の配慮)

ビジネス・会計ファイナンス専攻は、社会人が受講しやすいよう、夜間および土曜日に開講している。また集中講義である経営戦略演習においても連休を活用するなど社会人に最大限配慮した日程を設定している。ただし、社会人、外国人留学生に対する教育研究指導は、日本人学生に対する教育研究指導と区別することなく、主査・副査の指導教授のもとに密接に教育研究指導をしている。

(生涯学習への対応)

ビジネス・会計ファイナンス専攻における経営教育は、社会人を主として実施しており、特に実践的経営研究を題材にした経営教育・研究を行っている。この専攻では社会人に配慮し、修士論文に代替する課題研究の制度が設けられている。この専攻における経営教育はキャリア・デベロップメントとして生涯学習へもつながっている。

（研究指導等）

経営学専攻博士前期課程・後期課程における指導は、研究指導、講義・演習に分かれており、研究指導は主指導教授の研究指導を毎年必ず履修しなくてはならない。研究指導はこれ以外に毎年度2科目を上限に研究指導を履修できるが、全ての研究指導は単位に算入されない。このことから研究指導は基本的に主指導教授1名と副指導教授2名によって行われる。主指導教授の演習または講義は2回8単位まで履修し、単位修得しなくてはならない。3科目を越えて履修・単位修得はできるが、それは卒業単位には算入されない。これ以外に講義と演習を履修するが、主指導教授が認めた場合には、他研究科専攻、他大学、協定校等の授業科目を10単位まで履修かつ習得できる。

ビジネス・会計ファイナンス専攻の場合は、研究指導の上限が、主指導教授の研究指導以外に、毎セメスタ1科目が上限となること以外は同様である。

研究指導は主指導教授を中心に行われるが、同時に副指導教授も主指導教授と同様に深く関与している。主と副の研究指導状況におけるコミュニケーションはきわめて円滑であり、両者は共に基本的な研究方法から個々の学生の研究テーマまできめ細かく指導していることから、研究指導は責任ある指導体制を整えているといえる。さらに研究科委員全員による研究指導を行うために中間報告会を随時、開催して指導を行っている。さらに東洋大学経営力創成研究センターのシンポジウム、研究会における博士後期課程の報告は研究指導の一つであり、個別的に充実した研究指導を行っている。また中間報告会・研究会には原則として、分野ごとに関係する教員と学生が全員参加することから、この報告会は教員間、学生間及びその双方の間に学問的刺激を誘発させる仕組みでもある。このように責任ある、きめ細かな指導体制、中間報告会などによる研究進捗状況の把握などから教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導は適切に行われている。

学生に対する履修指導は、学生の学習目的などを十分に踏まえ、指導教員の選択から講義の選択まできめ細かに行われている。社会人に対する履修指導は特に入念に行われ、入学決定前のオープンキャンパス、公開講義の時点から行っている。これらのことから学生に対する履修指導はきわめて適切に行われているだけでなく、才能豊かな人材の発掘を実行していることになる。また研究分野や指導教員に対して学生より変更希望があった場合には、研究科委員長と2名の専攻主任が面談等を行って対処している。

このように教員が学生とのコミュニケーションを密にして学生の研究に高関与している研究指導体制は、次項で詳述するように学生の才能に適った研究機関等に送り込むことを可能にしてきた。

（2）教育方法等

(教育効果の測定)

経営学専攻博士前期課程、ビジネス・会計ファイナンス専攻の研究上の教育効果の測定は、2年前期に行われる中間報告、後期の論文提出前の最終中間報告において研究の進捗状況を把握した後、最終的には修士論文にまとめ上げられた成果による。

総合的な教育効果の測定は卒業後の進路によって測定できる。平成12年以前には税理士資格取得のための会計・税務領域の学生が大半であったが、平成13年以降は留学生（特に中国人）が多数を占めるようになってきている。留学生は終了後には自国の企業や日系企業などの在中外資系企業に就職している。また日本人学生は、税務・会計事務所よりも一般の企業が多い。就職先は学部卒では採用が困難な企業、団体が多く、修士課程の教育成果が見られる。ビジネス・会計ファイナンス専攻の学生は、既に就職している社会人学生が中心であり、就職先から成果を測定することはできないが、今後のキャリア開発等の状況を見極める必要がある。平成17年度社会人卒業生は修士号の取得によって昇進の機会、研究職への配置転換を得た例もある。

経営学専攻博士後期課程においては、1年後期の研究報告、2年後期及び3年前期の博士請求論文の中間報告会、3年後期の公聴会、学位請求論文によって教育成果を測定できる。また博士後期課程の学生については、学内外の学術刊行物への投稿論文、学会等の報告によっても成果を測定することができる。

総合的な教育効果の測定は、やはり卒業後の進路である。平成18年5月末現在で、博士後期課程の博士学位取得者（甲）は7名であり、このうち3名は大学の専任教員として活躍し、3名は研究所研究員、1名は私企業社員として勤務している。これらのことから経営学専攻における教育は十分な成果を出している。

以上のように、教員と学生が研究論文の報告会へ向けて研究を行い、その成果を研究論文の報告会にて示すことから、この研究論文の報告会は教育効果の測定の機会として機能し、論文の質の担保となっている。積極的に行われる学会報告や学会誌への投稿は教育成果の第三者による測定の機会でもあり、さらに進捗状況によって教育・研究指導の効果を測定することは適切である。

(成績評価法)

成績評価については、個人の能力に応じて目標達成度を設定し、S(100~90点)、A(89~80点)、B(79~70点)、C(69~60点)を合格、D(59~0点)を不合格として評価している。

目標達成度はテーマや方法論によっても異なるが、演習での発表能力、質疑応答への参加意欲とそれら内容の質、論理思考、問題意識、文献および資料の収集力、郵送調査・インタビュー調査等の調査実施に伴う率先力や行動力などを総合的に判断して評価している。成績評価については、各教員は客観的で適正な評価方法を常に心がけている。この成績評価方法は、学生との密接なコミュニケーションと教員の高関与を前提にしているが、学生の資質向上の状況を検証するには適切な方法である。

(教育・研究指導の改善)

経営学研究科では、研究科委員長、専攻主任、自己点検・評価委員が中心となって、定期的に教育・研究指導の改善策等を検討している重要な問題は、経営学研究科委員会の議題として組織的に取り込み、カリキュラム等の抜本的改善については、プロジェクト委員会を別に設けて改善策を検討している。平成 18 年度に検討された事項は、研究中間報告会のあり方について、学生の講義への満足度とその調査について、ケーススタディの活用、集中講義の有効な活用方法について等であり、FD 活動のひとつとして専攻主任が自己点検・評価関連のセミナーに参加した。平成 18 年 4 月から開設されたビジネス・会計ファイナンス専攻はこのような検討の中から生まれた専攻である。

シラバスは、『大学院講義要項』として講義の目的・内容、年間スケジュール、指導方法、成績評価、テキスト、参考書などを明示した共通フォーマットに従って作成されており、大学院生が受講を決定する際の科目に関する情報は網羅されている。さらに科目の特性や授業のあり方、より詳細なセメスタ・スケジュールについては『大学院講義要項』とは別に講義回毎にテーマを設定した詳細な情報が各教員から提示されることが望まれる。共通フォーマット上のシラバス改訂は経営学研究科のみでは実行できないが、履修指導用など目的別に詳細版のシラバスを工夫することは平成 18 年度の検討事項の一つである。

またビジネス・会計ファイナンス専攻では、シラバスを補完するために、ガイダンス期間に定型的なシラバスでは十分に伝わらない教員に関する情報、研究指導、講義の内容、目的などを、講義担当教員が学生に直接説明する機会を設定している。

大学院生による授業評価については、平成 14 年度に実施した「学生満足度アンケート」以降、調査を行っていない。平成 18 年度後半には経営学研究科自己点検・評価委員会が中心になって経営学研究科独自で授業評価も含めた学生満足度調査を実施する。

学生の満足度の観点では、大学院独自の施設と設備面に関する課題が多く指摘されていたが、平成 15 年度に大学院研究棟が完成し大学院研究室および PC 室など施設・設備面を大幅に充実させ、満足度は大幅に改善した。

卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組み、および高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価については導入していない。まず卒業生に対する評価システムの導入から検討を開始し、ビジネス会計ファイナンス専攻の完成年度である平成 19 年度末から実施する。

これらの方法によって教育方法を改善した結果、教育目標の一つである「経営実践課題を解明できる能力育成」を中心に目標達成に資することができた。

(3) 国内外における教育・研究交流

経営学研究科は、質の高い経営理論および経営実践課題を解明できる能力育成のために、そしてより高水準、かつ特色のある研究拠点として社会の要請に応えるためには、国際化への対応と国際交流は重要な活動の一つと認識している。そして資金および人的な制約を考慮してより効率的、有効に国際化への対応と国際交流の推進を行うために国際交流センター、経営力創成研究センターと連携して、計画、調整、実施している。

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置として、「東洋大学経営力創成研

究センター」による海外研究調査活動を平成 16、17 年度に行った。平成 17 年度には、研究員、客員研究員、RA によって中国上海市を中心として、躍進著しい中国企業の競争力と経営力に関する情報を収集するため、復旦大学日本研究中心、及び中国の現地企業である冠生園集团有限公司を訪問し、インタビュー調査等を行った。

平成 18 年度には米国ミズーリ大学において「日本発の独創的な日本企業の競争力創成に関する研究」をテーマに国際シンポジウムを開催し、経営学研究科から 3 名の教員が報告することとなっている。また、平成 19 年度には、米国の提携先大学から関係する研究者を招聘し、日米合同の学術シンポジウムを計画中である。これらの日米両国合同の学術研究集会等の開催は、経営学研究科における外国研究者の相互受け入れ、教育研究及びその成果の外部発信の機会でもある。このように国際化への対応と国際交流は適切に行われているが、今後はこれらのシンポジウムを国際レベルでの教育研究交流を緊密化させ、教育研究およびその成果の外部発信の契機として活用し、恒常的な国際レベルでの教育研究活動・組織的な教育研究交流に展開していくために、国際交流センターとの関係をさらに緊密にしていく。

経営学研究科が実施している大学院間の組織的な教育・研究交流としては、明治学院大学との相互交流協定、「首都大学院コンソーシアム協定聴講生」制度、大学院生の留学生がある。経営学研究科は、研究科発足後まもなく、昭和 47 年に明治学院大学大学院経営学研究科と相互交流協定を結んだ。この協定は隔年度の当番校制で、毎年度 11 月ないし 12 月期に、両大学院経営学研究科の教員及び大学院生（複数人）によって、それぞれの研究成果を発表する場を設け、教育研究交流の成果を上げてきている。平成 18 年度は、本学大学院が主催で、白山校舎において開催することが決定している。この交流協定は、大学院学則第 8 条に基づき、委託聴講生制度（特別科目履修生）にまで発展した。両大学大学院生は、相互に授業科目の聴講ができ、10 単位を限度として修了単位に認定できる。

また経営学専攻では本学大学院学則第 8 条に基づき、「首都大学院コンソーシアム」加盟大学院の開講授業科目を協定聴講生として聴講することにより、課程の修了に必要な単位として 10 単位を越えない範囲で、研究科の審査を経て修了単位として認定することができる。しかしビジネス・会計ファイナンス専攻は本協定に加盟していない。

「東洋大学大学院学生の留学に関する規程」（『大学院要覧』に掲載）は、協定大学（東洋大学が外国の大学との間に学生交流の協定を締結した大学）と認定大学（本学の学長が認定した大学）への交換留学生又は認定留学生は、いずれも在学中であって、所定の手続きを経て、原則として留学期間の 1 年以内を自己の在学年数に算入できる。また、留学終了後に単位認定を願い出る学生は、指定した証明書を添えて、大学院の修了に必要な単位として振替、換算できることとなっている。

大学院経営学研究科は、本学の国際交流センターと連携して、大学院学生に対して、TOEFL など、国際的な教育研究交流、学術交流のために必要な語学力の基礎を修得することを、オリエンテーションなどさまざまな機会を捉えて推奨している。また平成 18 年度から開始された東洋大学「英語特別教育科目」（Special Course in Advanced TOEFL）は学部学生だけでなく、大学院生も受講することができる。

(4) 学位授与・課程修了の認定

(学位授与)

経営学研究科の学位の授与方針は、修士もしくは博士の学位にふさわしい研究能力を有するかどうかを、透明性と客観性を確保した厳正な手続きと審査によってはかり、大学院設置基準が示す基準とともに経営学研究科の学位の水準を高く維持することである。具体的な授与基準は下記の手続きと基準によって運用されている。

経営学研究科では博士前期課程（経営学専攻）の場合、入学時より各学生に対し主指導教授および副指導教授の2名で修士論文の指導を行っている。2年間で30単位以上を修得するとともに、研究科の担当教授の講義、主指導教授および副指導教授の演習および研究指導においてきめ細かく学生の研究成果の進捗度を勘案しながら指導を行っている。

2年目においても学生の学習進捗度合いを把握するため、単位とは関係なく主指導教授および副指導教授の講義と演習を履修するよう推奨している。2年目の前期に中間報告、後期の論文提出前に最終中間報告が3つのグループ（経営学領域、マーケティング領域、会計・税務領域）に分かれて主指導教授、副指導教授を含む関係領域教授の前で行なわれ、口述試問の後、グループごとに評価を行い、最終的に経営学研究科会議で受理、評価の後、修士学位の承認を行っている。この中間報告、グループごとに行われる審査会は客観的な審査を担保する役割も持っている。それゆえビジネス・会計ファイナンス専攻では修士論文の代替として課題研究を選択することができるが、課題研究についても上記と全く同じプロセスを経ることを条件としており、課題研究に対する学位認定水準は適切に維持されている。

博士後期課程（経営学専攻のみ）は、入学時より各学生に主指導教授1名、副指導教授2名から3名の計3名以上で指導している。後期課程でも研究の進捗度合いを判断できるよう主指導教授の講義、演習、研究指導以外にも副指導教授の講義も受講するよう推奨している。標準的な学位請求までの「論文審査プロセス」は、(a)主指導教授、副指導教授、および経営学研究科専任教授全員出席のもと、1年目の後期に研究報告、2年目の後期および3年目の前期に博士請求論文の中間報告会にて報告を行う、(b)3年目の後期に公聴会を開催し、それを受けて主指導教授（主査）および副指導教授（副査）で審議を行い、必要な修正を求め完成度を高める。(c)3年目の11月末までに学位論文（完成稿）を提出させて審査委員による審査の後その可否を研究科委員長に報告する。(d)研究科委員長は研究科委員会において学位授与の可否を審査し承認する。(e)研究科委員長は研究科委員長会議に学位請求論文「可」の報告をし、承認を受けた後、学位授与を決定する。この授与プロセスは平成18年に文書化され、研究科会議で承認されたプロセスである。なお博士（論文）については未だ申請者がいないこともあり、経営学研究科独自の標準「論文審査プロセス」の作成は遅れていたが、平成18年6月の研究科会議で草案が正式承認された。

また博士論文の提出には付帯条件として、(a)論文3本の掲載（内1本は日本学術会議登録の学会またはそれに準ずる学会での査読論文であることが望ましい）(b)上記学会での報告を2回以上行うこと、がある。

学位審査の透明性・客観性を高める処置として、博士後期課程の公聴会においては経営

学研究科以外の教員や外部の学識経験者も出席できるよう配慮し、広く質問やアドバイスを受けられるようにしており、この措置は適切である。また学位論文審査においても、必要に応じて副査として本大学院関係者以外の研究者を関与させることはできるが、現在までは学外者が審査に直接かかわったことはない。

以上の通り、学位審査（課題研究を含む）は、事前に明示された論文審査プロセスに従って行われ、しかも成果は報告会等で発表、公表されることによって、透明性と客観性を厳正な手続きと審査によって担保しており、適切に行われている。

留学生に学位を授与する場合には、主査・副査が協力して、学位請求論文や研究上の日本語指導を行っている。この指導は主に研究指導の中で行われ、指導教員は講義での報告原稿から論文の草稿などを使って、きめこまかな日本語指導を行っている。この指導には時間と労力が必要とされるが、研究コースにおいて留学生が増加したことから、この日本語指導は論文や研究レベルを維持するためにも重要なものと認識し、適切に行っている。

（課程修了の認定）

課程修了の認定に関しては、修士課程および博士後期課程とも標準修業年限未満でも学位論文が提出できるように大学院学則に規定している。しかし、現在までのところ、この規定を適用して修了した学生はいない。ただ、ビジネス・会計ファイナンス専攻では優秀な社会人学生も多数在籍しており、将来1年で修士課程を修了する学生が出現する可能性は高いと思われる。

平成13年度以降の修士の学位は設置から平成17年度までに299名に授与した。最近の5年間では平成14年度の28人を境に減少し、平成17年には14名に留まった。博士（課程）の学位授与状況は平成13、14年に各1名、平成15年3名、平成17年2名で合計7名に授与した。ビジネス・会計ファイナンス専攻は、平成18年4月より開設のため、修了者はいない。詳細は大学基礎データ「表7」を参照のこと。

五. 工学研究科

工学研究科の教育目標は次に詳細に述べるが、それを達成するための教育内容・方法等に関しての問題点は、「博士前期課程の学生の一部に、本研究科の理念・目的のレベルに達していない学生」が見受けられることである。このことから本研究科の理念・目的に沿った人材育成の成果をあげるために、講義における基礎学力の強化を行い、「学力アップ」と「学生の勉学・研究に対する意識向上」を目標に、教育内容・方法等の改善を実施する。

（1）教育課程等

（大学院研究科の教育課程）

工学研究科の理念・目的・教育目標は、学校教育法第65条「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その奥深をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深

い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」の趣旨に整合した内容として規定されている。修士課程については、大学院設置基準第3条第1項に「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする」と、博士課程では同第4条第1項に「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又その他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」と規定されており、これらを念頭に置き教育課程を編成し、必要な場合には改正を加え教育・研究を行っている。さらに工学研究科は、東洋大学の教育理念を具現化する「5つの目標」を実践するために、研究科独自の理念として「先進性」、「開放性」および「柔軟性」を掲げている。

工学研究科における博士前期課程の教育目標は、「専攻分野で自立して研究活動をはじめするのに必要な研究能力と基礎となる豊かな学識の養成」である。また博士後期課程の教育目標は「より広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における高度の専門性を要する技術者および研究者の育成」であり、本研究科の理念を具現化するものである。

工学研究科は工学部の基礎教育を土台としている。現在、工学部8学科（機械工学科、電子情報工学科（平成17（2005）年に電気電子工学科より名称変更）、応用化学科、環境建設学科、建築学科、情報工学科、コンピューショナル工学科（平成17（2005）年にコンピューショナル情報工学科より名称変更）、機能ロボティクス学科（平成17（2005）年に新設））が設置されており、工学研究科は平成17（2005）年度より学科の壁を越え、「先進・開放・柔軟」をキーワードにして4つの専攻制度で再スタートした。工学研究科4専攻は、「機能システム専攻」、「バイオ・応用化学専攻」、「環境・デザイン専攻」と「情報システム専攻」からなり、工学部8学科の教育を基礎とし、それらの学際領域の融合による新領域分野を創成し、21世紀の社会を担う人材の育成を目指している。学部教育と大学院教育の関係では、出身学科に関連した専門科目に加えて他学科に関連した専門科目も専攻の科目として配置されており、選択することが可能である。複数の学科教育を受け基礎教育の異なる学生が同一の講義を履修することによりお互いに刺激し合い、切磋琢磨することから、教育効果は上がっている。平成20（2008）年度からコース制などの導入により教育体制の改善に向けて検討に入った。

工学研究科の教育内容は、博士前期課程については学部教育による専門分野の基礎を踏まえて、それを発展させた専門分野を各専攻独自のカリキュラムに基づき教育し、専門研究の基礎技術のトレーニングを行なう。博士後期課程については、博士前期課程で学んだ各専門分野の教育・研究の成果を踏まえ、さらに高度な専門教育をめざし研究指導を行う。このように博士前期課程・博士後期課程の一貫教育は、特に博士後期課程の学生にとって理解しやすいものとなっており、現状においては特に問題なく教育・研究が実施されている。

入学から修了に至る過程は、博士前期課程では各専攻が定める必要条件に沿って講義科目等を履修することが必要で、2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足

りるものとする。博士後期課程では本大学院に5年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。

いずれの課程においても教育と研究の成果に応じて、短期修了制度を利用できる。工学研究科はセメスタ制を実施していることから、半年毎に短縮修了が可能で、平成15（2003）年度から平成17（2005）年度の過去3年間で、博士前期課程で5名、博士後期課程で2名が、実際に半年から1年を短縮して修了している。通常の学生の教育システムに関して問題は生じてはいないが、産業界からは職業人再教育制度の要望がなされており、修士課程（博士前期課程）の修了要件として、修士論文に代わる特定の課題についての成果も認めることを、平成20（2008）年度からの実施に向けて検討している。

また、本学において、今までの「バイオサイエンスの研究」と「ナノテクノロジーの研究」の学際領域において大きな成果をあげてきていることから、さらに新たな学問領域の創造を目指し、東洋大学における新たな研究科として「独立大学院 学際・融合科学研究科 バイオ・ナノサイエンス融合専攻」を平成19（2007）年度より設置することとなった。

さらに産学連携による工学分野の人材育成を推進することを目的とし、平成18（2006）年度より、経済産業省の産学連携製造中核人材育成事業（社団法人・日本機械学会を管理法人として、「メカトロニクス・ロボット分野のモジュール製品製造現場における中核人材育成事業」のテーマで茨城大学、群馬大学と共に中核機関として実施する）に採択され、機械・ロボティクス関連製造業における技術者に対して実践的な教育を行うプログラムが進行中である。

また、（社）日本経済団体連合会の「平成18年（2006）年度産学連携による高度通信人材育成拠点設立プログラム」の協力校（候補）にも指定され、日本における通信関連の人材育成拠点としてプロジェクトを推進している。さらに、平成18年（2006）年度に文部科学省「先導的 IT スペシャリスト人材育成推進プログラム」に応募し、21世紀の情報分野を担う人材育成のプロジェクトを発足させている。

（単位互換、単位認定等）

東洋大学大学院では、首都圏10大学（共立女子大学、順天堂大学、専修大学、玉川大学、中央大学、東京電機大学、東京理科大学、日本大学、法政大学、明治大学）と「首都大学院コンソーシアム」を形成し、単位の相互認定を行っている。

工学研究科では平成6（1994）年度より東京電機大学理工学研究科との間で個別に単位の相互認定を行っており、所定の手続きにより特別聴講生として、実験・演習・研究指導に関する科目を除いて教育課程表の講義科目について、10単位を上限として修了単位として認めている。平成15（2003）年からは、東洋大学全研究科との間で単位互換を開始した。平成17（2005）年度までの過去5年間の実績では、東京電機大学理工学研究科からは6名の受入を行っており、本学の成績評価基準に基づき評価を行っている。工学研究科では、

交通の不便さなどが原因となり過去5年間でこの制度を利用した学生はいない。

しかし、学生の研究テーマは、今後多様化していくことも予想され、単位互換制度で他大学に学ぶことは、学生の情報交換と交流の場ともなり、極めて有効な制度であると考えられることから、利用に向けて、引き続き新入生ガイダンス等で積極的な広報を行うとともに、平成19年(2007)年度4月から新たな大学との連携が図れるよう検討に入っている。

単位認定は、各専攻の教育課程表に掲げた科目の他に、指導教授が研究指導上必要と認めた場合は、工学研究科他専攻・本学他研究科の講義科目および他大学(協定校)の講義科目を履修することができる。ただし、他専攻・他研究科・他大学の講義科目の履修登録は10単位を限度とし、修得した単位認定は修了要件の科目に充当することができる。

単位互換、単位認定ともに制度として適性に運用されている。

(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)

工学研究科では、社会人学生と外国人留学生の受け入れとして、一般入試とは別に社会人推薦入試と外国人留学生推薦入試を実施している。また、外国人留学生で既に工学部に在籍している学生は、選考基準に達していれば学内推薦入試制度によっても工学研究科への進学が可能となっている。

社会人学生においては、現職をもって入学してくるため、講義科目を履修しやすい時間割編成をとり、土曜開講、集中講義の実施など便宜を図っている。特に研究指導においては、これまでの職業的な経験等のバックグラウンドを加味し、現在の仕事との関連を重視した研究テーマを与えることや、研究指導を行うなど各教員が工夫と配慮に務めている。現在、社会人学生は博士後期課程に7名が在籍し、問題なく教育・研究活動を行っている。

外国人留学生においては、ほとんどが本学工学部出身者であることから、他の学生と区別なく教育・研究指導が行われている。しかし、一部の学生で外部から工学研究科に進学し日本語に不安のある学生に対しては、英語による授業・研究指導を実施するなど特別な配慮を行うことも可能である。現在、外国人留学生は博士前期課程に5名、博士後期課程で3名が在籍している。

(生涯学習への対応)

社会人のリカレント教育、一般市民と学生の交流を目的に、平成12(2000)年度以降、年1~2回(春・秋学期)、川越市との共催によるサテライト講座、特別講義、公開講座との名称で一般市民への開放講義を定期的実施している。講義開催場所は川越キャンパスに加えて一般市民の聴講の便宜を考え、川越市内、さいたま新都心、白山キャンパスでも実施している。内容は講義だけではなく、実際の現場の見学、テーマに関連した各研究機関・センターの見学や、ノーベル賞受賞者等による講演も実施した。社会人の参加者は大変に熱心で継続的な参加者も多く、本学学生においても良い刺激になっており、高校生から高齢者の方まで幅の広い年齢層の受講生が多く、アンケート等を実施し、その希望を加味しながら、今後とも大学院レベルの内容を一般市民にも理解し易い形で講義を充実させながら継続していく。平成17(2005)年度の実績としては、機能システム専攻が「シミュレ

ーションの歴史と未来」と題して秋学期に12回の講座を開催し、川越シティカレッジ（一般市民）55名、本学学生14名の参加があった。

（「連携大学院」の教育課程）

工学研究科は、平成9（1997）年度より独立行政法人理化学研究所、平成16（2004）年度より独立行政法人海洋研究開発機構、平成17（2005）年度より独立行政法人国立環境研究所と連携大学院協定を締結している。関係機関からは客員教授4～5名を招き、工学研究科の講義科目を担当していただいているとともに、博士後期課程の学位審査においても審査員として協力いただく場合もある。研究においても、希望する学生は指導教員の許可を受けて連携大学院協定機関で研究指導を受けることも可能で、毎年10名前後の学生が1年間を基本として外部派遣学生として指導を受けている。本学の指導教員は連携大学院の客員教授と相互に連絡を取り合い、研究の進捗や成果について確認を行っている。また、学生は最先端の研究施設の利用や、共同研究を通じての人的交流により、学問研究領域の拡大と探求に大きな成果を挙げており、定期的（義務付）に行なわれる本学指導教員への報告からも確認することが出来る。このように連携大学院は、工学研究科における専任教員・学生との共同研究の上でも、限られた教育スタッフの専門分野を補完する上でも、非常に有益であり、本システムは現段階では適切に運営されている。

（研究指導等）

博士前期課程では、各専攻分野に関連する科目と、修士論文作成のために必要な科目を履修し30単位の取得が修了要件となっている。学生は指導教員の助言により論文題目を決定し、指導を受けながら論文作成のための必要な研究実験を行う。博士後期課程では、博士前期課程で学んだ各専門分野の教育・研究の成果を踏まえ、さらに高度な専門教育を目指し研究指導を行う。いずれの専攻においても担当指導教員による個別指導により、以下に述べるように適切な運営がなされている。各指導教員の研究内容は『大学院講義要項』と「東洋大学Web情報システム」で確認することができ、各専攻が学期ごとに進学者を対象に実施するガイダンスでも詳細な説明を行なっている。理解できない場合には、個別に各指導教員とのコミュニケーションを取っており、現在のところ問題は発生していない。

多くの学生は学部の卒業論文研究テーマを継続しているが、最近多様化した学生が進学してきており、研究目標が希薄な者も多くなってきている。このため、指導教員は入学時期に個別の面談を行い、研究目標について適切な指導を行っている。その後においても指導教員は各学生と個別の討論を随時行い、研究進捗状況とこれに関わる問題点を常に把握し、助言を行なっている。学生から研究分野（指導教員）、テーマの変更希望があった場合には可能な限り指導教員と話し合いを行い、場合によっては専攻主任を中心に学生と面談し、指導教員を変更する等個別に必要な対応を講じている。

一層の発展的研究を希望する学生は、外部の研究機関の研究指導を受けることも認めている。連携大学院協定機関をはじめとして、独立行政法人物質・材料研究機構や国立身体障害者リハビリテーションセンター等で、毎年、研究指導を受けている大学院生もいる。

いずれの専攻においても学生への研究指導は主査と副査により行われるが、実質的には主査（担当教員）の研究室に所属し、その責任の下で行われている。研究指導については各教員の特性を活かしながら、複数教員での集団指導も可能としている。大学院学生による評価や第三者評価システムの導入なども検討している。一部の専攻においては博士前期課程1年修了時に中間発表会を行うなど集団指導体制も充実しており、今後、全専攻での実施も視野に入れている。

研究成果は学内の中間発表会や最終審査の論文発表会、学会等の学術講演会・シンポジウム、学会誌・国際論文誌等への論文投稿など様々な形で情報発信をしている。

大学院では学生の国内外の学会発表に対して旅費交通費の一部補助制度がある。特に他研究科と比べ、国内外での学会発表の機会が多い本研究科において、学生にとってこの制度は研究活動の刺激に大いに役立っており、本制度の拡充が工学研究科の発展の要素ともなりうる。本研究科は補助の基準を、国内では東京駅並びに羽田空港を起点に100km以遠、海外は成田空港を起点とした条件を設けている。補助額はその年度の発表件数により変動するが、平均して約6割程度の補助を実現している。申請件数は平成16年度に86件、平成17年度に117件、平成18年度に121件と年々増加し、その成果も上がっていることから、平成18年度（2006）年度の大学院研究科委員長会議において予算枠拡大に向けて要望していくとともに予算要求を行なう。

（「連携大学院」における研究指導等）

平成9（1997）年度に独立行政法人理化学研究所、平成16（2004）年度に独立行政法人海洋研究開発機構、平成17（2005）年度より独立行政法人国立環境研究所との「連携大学院」協定を締結した。理化学研究所および海洋研究開発機構の研究員に工学研究科の客員教授を委嘱し、大学院の指導教員と共同して研究指導等を実施している。

具体的には、毎年10名前後の学生がこの制度を利用している。研究指導を受けている学生の研究進捗状況を工学研究科の指導教員と客員教授が相互に連絡を取り合い、共同して研究指導等を実施している。客員教授はそれぞれの研究分野において第一線に立つ研究者であることから、指導を受ける学生にとってはより効果的かつ発展的な知識を修得することができる。

連携大学院において研究指導を受けた学生数は、平成14（2002）年8名、平成15（2003）年8名、平成16（2004）年15名、平成17（2005）年17名、平成18（2006）年16名と、5年間に於いて、64名の学生（延べ人数）が連携大学院協定機関で研究指導を受けている。この割合は、ほぼ所属学生の10%弱である。連携大学院において博士前期課程で指導を受けた学生の多くは博士後期課程に進学しており、工学研究科における博士（工学）の学位取得と人材育成に大きく貢献している。このように、「東洋大学の5つの目標」と「工学研究科の理念」を具現化する有為な人材が多く育成されており、連携による教育が体系的かつ一貫性を確保しつつ適切に運営されていると認識される。

（2）教育方法等

(教育効果の測定)

博士前期課程では、各講義・演習科目における単位取得および成績、研究論文作成の進捗状況と完成の質・量、各専攻で独自に実施している中間発表会や論文発表会、さらには学会発表等で測定できる。博士後期課程では、学内外での研究発表に加え論文誌への投稿、博士論文の提出が大きな測定の指標となる。博士前期課程では「修士論文要旨集」並びに「修士学位論文要旨・審査報告書」を、博士後期課程は「博士後期課程研究報告書」を刊行しており、これによっても確認することができる。

博士前期課程の学生の就職状況は、工学部学生と類似しているが、より専門性を活かすことができる研究・開発部門に配属されるケースが多くなっている。平成 17 (2005) 年度の博士後期課程の学位取得者は、他大学の専任教員、本学非常勤講師及び本学 21 世紀 COE プログラムにおいてポストドクターとして従事している。

このように、博士前期課程修了生の多くは、研究・開発部門に配属され、工学研究科の目標を具現化し実践している。博士後期課程の修了者の多くは、学位取得したばかりであるため、独立した研究者を目指しポストドクターとして、工学研究科の目標を実践しながら努力しているのが現状である。

平成 17 (2005) 年度大学院工学研究科修了者進路状況

博士前期課程

専攻	建設	製造	情報	卸売	教育	サー ビス	公務	進学	その他	合計
機械工学		10				1		2	2	15
電気工学		3						1		4
応用化学	1	15		1		1	1	5	3	27
土木工学	3	1	1	1		3			2	11
建築学	1					1	1		9	12
情報工学			8			1	1	1	3	14
合計	5	29	9	2		7	3	9	19	83

博士後期課程

専攻	建設	製造	情報	卸売	教育	サー ビス	公務	進学	その他	合計
機械工学										
電気工学										
応用化学		1			2				1	4
土木工学										
建築学					1					1
情報工学										
合計		1			3				1	5

(成績評価法)

平成 15 (2003) 年度新入生より、S、A、B、C、D 表記の評価方法を採用している。それまでの A 評価に偏りがちであった評価方法を、新評価方法にすることにより、学生には自己の勉学レベルがはっきりと認識できるようになり、勉学意欲の高揚効果がでてきている。評価と素点の評価基準は下表の通りであるが、評価方法は『大学院講義要項 工学研究科』を通じて周知することで評価の透明性を高める措置がとられている。講義・演習科目の評価は担当教員が出席状況・課題・試験結果等により行ない、修士論文審査は主査教員および副査 (1 名以上) が論文内容から公平かつ客観的に評価を行っている。このことから、講義・演習科目ならびに修士論文審査の成績評価はほぼ適切に行なわれている。

評価	点数	合・否	評価基準
S	100～90	合格	特段に優れた成績を修めた。
A	89～80	合格	所期の目標をほぼ達成している。
B	79～70	合格	所期の目標に照らして妥当な成績を修めている。
C	69～60	合格	所期の目標の最低限度は満たしている。
D	59～0	不合格	さらに努力・改善が必要である。

* 上記の他、出席不良、試験不受験・レポート未提出等により成績評価が不可能な場合は「/」(評価対象外<不合格>)となる。

(教育・研究指導の改善)

工学研究科では、教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みとして、各専攻において専攻会議などで改善のための検討を、学部の取り組みを進展させた形で実施している。課題としては、平成 17 (2005) 年度より実施した専攻再編により、各専攻が複数学科の教員で構成されていることから、専攻としての組織的な取り組み体制が希薄になりがちなことである。これらの問題を解決するために、工学研究科を構成する全教員を対象に会議・報告会を実施し、さまざまな提案を喚起しており、具体的な意見を基に改革を進めている。特に FD に関しては、東洋大学大学院全体として平成 19 (2007) 年度からの実施に向けた検討を行っていることから、その方針等に従い工学研究科として実践していく。

シラバスは、表記フォーマットを定型化し、開講する授業科目の目的・内容、スケジュール、成績評価の方法、テキスト等の記載を義務付けており、学生が一読して要点が分かるように配慮され、『大学院講義要項 工学研究科』だけでなく「東洋大学 Web 情報システム」からも確認することが可能である。その情報量に関しては一定の基準を設けていることから、概ね適切である。各専攻はこれを基にオリエンテーションを実施している。

学生による授業評価に関しては、10 人前後の小人数による講義が主であることから、講義内において学生の希望等を取り入れ、講義に反映している。講義以外にも学生の満足度などの調査の実施も必要であるとの認識が高まっており、その実施方法について、学部と歩調を合わせて検討を進めていきたい。

工学研究科の講義内容・研究内容に対する外部からの評価に関しては、共同研究を行っている研究所、企業や学生の就職先企業との交流等により情報収集し、教育方法の改善に役立てている。このことから必要な情報は取得されており、現在のところ、卒業生や他の高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価にまで広げるメリットは考えられず、その実施は考えていない。

(3) 国内外における教育・研究交流

工学研究科では、研究の基礎は「ものづくり」と「サイエンス」であり、グローバル化した研究が前提であり、研究成果を国際的に発表しなければ評価されない。具体的には、工学研究科の教員が中心となって運営している文部科学省 21 世紀 COE プログラム「バイオ科学とナノテクノロジーの融合」とハイテク・リサーチ・センター整備事業「バイオ・ナノエレクトロニクス研究センター」、私立大学学術研究高度化推進事業・学術フロンティア推進事業「計算力学研究センター」、ハイテク・リサーチ・センター整備事業「先端光応用計測研究センター」、社会連携研究推進事業「地域産業共生研究センター」、社会連携研究推進事業「共生ロボット研究センター」が中心となり、幅広い先端科学の研究に取り組んでいる。その研究成果として、工学研究科のサポートの下、研究センターが中心となり国内及び国際シンポジウムを開催している。これらのシンポジウムには国内外からの研究者が多数参加しており、研究に関しては国内及び国際交流が円滑に進んでいる。さらに、これらの国際シンポジウムに学生が参加することを奨励しており、国際シンポジウムでの国内外の研究者とのコミュニケーションによりその能力を進展させることにもなっており、概ね適切に実施されている。

また、バイオ・ナノエレクトロニクス研究センターは、海外共同研究者から研究のために学生が派遣されており、活発な教育・研究の交流が行われている。今後は、それらの学生を大学院生として受け入れる東洋大学の制度整備が課題である。また、東洋大学からの海外大学への短期研修の実現など、海外大学機関との教育・研究交流の制度化について、平成 19（2007）年度から設置される学際・融合科学研究科との協力の下、国内外の大学院との連携のための締結等を含めて整備している。

外国人研究者に関しては、バイオ・ナノエレクトロニクス研究センター、日本学術振興会の外国人特別研究員制度や、科学技術振興事業団の支援による地域結集型共同研究事業等を通じて川越キャンパスに受け入れており、工学研究科として外国人留学生の研究指導体制の問題点はほぼ解決されている。しかし、東洋大学の受け入れ体制に関しては、まだ完備されていないため、大学としての制度の充実を目指す必要がある、大学院研究科委員長会議を通じて、留学生のための宿泊制度（借り上げ等を含む）などのシステム作りの要望を行っていく。また、工学研究科の外国人留学生の入学試験制度に関しては、ビザ取得等問題もあることから受験がしにくい状況にあるため、平成 19（2007）年度以降の入試方式の見直しを図る。

教育研究及びその成果に関しては、工学部と共同で刊行している『工学部研究報告』において、研究成果をも含めた形で外部発信をしている。『工学部研究報告』は年 1 回の刊

行であることからより迅速な情報発信の実現が望まれ、ホームページへの掲載を検討する。また、ホームページにおいて教育・研究に関するトピックスの掲載を行い、毎年発行している工学研究科のパンフレットでも情報発信を行う。特に、工学研究科の研究は「ものづくり」と「サイエンス」であり、グローバル化した研究が基本であることから、英語表記によるホームページ作成を平成 19 (2007) 年度から段階的に整備していく。

また、工学研究科では多くの学生が積極的に国際的な教育・研究交流に参加しているが、コミュニケーションによる問題は発生していない。また、学生が海外での研究発表を行う際には、指導教員が引率的に同行し必要に応じてサポートを行なっている。

(4) 学位授与・課程修了の認定

(学位授与)

修士・博士の学位の授与状況は大学基礎データ「表 7」に示した通りである。

博士前期課程での学位授与は、各専攻においては、ほぼ同様な基準となっており、一定基準の単位の取得と、修士論文において研究指導を担当する主査と、副査 (1 名以上) で審査を行い、専攻内で開催する中間発表、最終発表を経て、最終的には工学研究科内で審議し修士の学位授与することを決定する。博士後期課程では、各専攻により学位取得に必要な該当論文や投稿論文数に若干の相違はあるが、研究科内で定めた成文化した基準に基づき手続きを行っている。審査は、論文提出のあった専攻内において他専攻・他大学 (研究機関を含む) の複数の教員から構成する審査委員会を設け、所定の手続き (事前審査会、予備審査会、公聴会、外部審査を含めた評価等) を進めていくが、工学研究科委員会において、事前に論文受理についての審議を経ることが必要である。

学位に関しては、工学研究科の各専攻が定める基準を満たした学生に、学位授与を行う。特に、博士の学位については審査委員に外部の専門家を入れることにより透明性・客観性を高める措置を講じている。主査と複数の副査による審査結果は、工学研究科委員会で審査・評価することにより透明性をより高めている。外部審査委員は専門性の内容から関東圏以外の地域に居住する方に依頼することもあるが、審査手当が低いことに加え旅費の支給が行われないこと等の課題があるため、今年度の大学院研究科委員会議に平成 19 (2007) 年度実施を目指して改善の提案を行う。

修士論文に代替できる課題研究を求める体制について、環境・デザイン専攻においては、新規科目として「環境・デザインプロジェクト特別演習」を設置し、今後、修士論文の代替への可能性を模索している。

留学生の学位授与に関しては、入学時に日本語能力審査を行い、学会発表などにおいて指導教員による日本語での発表の指導が行われている。ただし、研究指導に関しては英語による指導も実施するなど特別な配慮を行うとともに、英語による中間発表、最終発表や修士論文を認めており、これまで問題なく機能している。

(課程修了の認定)

博士前期課程では、東洋大学大学院学則第 12 条に基づき、教育課程表に定める必要条件に沿って講義科目等を履修することが必要で、2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。博士後期課程では、東洋大学大学院学則第 13 条に基づき、本大学院に 5 年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む）以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。また、東洋大学大学院学則第 30 条第 2 項第 2 号ないし第 6 号の規定により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期 3 年の課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、大学院に 3 年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行なう博士論文の審査および試験に合格することとする。

工学研究科は、特に優秀な学生は博士前期課程を 1 年ないし 1 年半で修了することを制度として認めている。課程修了に必要な履修単位を優秀な成績で修得（全て S・A 評価以上）し、研究に関する論文や学会発表などが短縮期間に応じた顕著な業績をあげていることを必要条件として、修士論文に合格することにより博士前期課程の短期修了を可能としている。この制度は目的意識と高い能力を持つ大学院学生に対しては良い刺激となっており、制度としては適切であり、その短縮条件等も妥当である。過去 3 年間で博士前期課程を 1 年半で修了した学生は、平成 15（2003）年に 3 名、平成 16（2004）年に 2 名がおり、修了者全体の約 1%となっている。

博士後期課程においても、博士前期課程に在学した期間を含めて 3 年で修了することを認めている。専攻により博士（工学）の取得条件は異なっているが、その条件を最低限満たし、さらに短縮期間に応じた研究業績を上げた学生に対して短期修了を可能としている。過去 3 年間で、短縮修了により 2 名が学位を取得している。

六. 経済学研究科

「学術の理論及び応用を教授・研究し」（学校教育法第 65 条）、「広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」という修士課程設置の趣旨（大学院設置基準第 3 条）に則り、経済学研究科経済学専攻では、①経済学分野における総合的な学識と理論・実証・応用面での高度な研究能力を養う、②高度専門職に必要な能力を育成する、③先端技術分野や構造変革が進められつつある現今の社会経済システムの分析にも対応可能な人材を育成することと目標を定めた。これらに基づき、博士前期の教育課程は上記①に対応して「研究コース」を、②に対応して「専修コース」を設置し、平成 14 年には②に対応して「先端政策科学コース」を加えた 3 コース制とした。平成 16 年には、平成 13 年の税理士法改正（平成 14 年施行）を受けて、上記「専修コース」を「税理・会計コース」と改めた。そして経済学専攻における博士前期課程の教育課程を踏まえ、大学院設置基準第 4 条の趣旨

に基づいた経済学専攻博士後期課程が設置されている。

平成 18 年度には「先端政策科学コース」を継承する形で、社会の要請に創造的に応え高水準かつ特色のある研究拠点となるため、「公」、「民」双方の立場の社会人等を対象に、公民連携・地域再生の論点を具体的に考案しつつ、「公」と「民」双方の行動原理を理解し連携を円滑に進めうる人材の養成を教育目標として定め、経済学研究科公民連携専攻を開設した。

(1) 教育課程等

(大学院研究科の教育課程)

経済学専攻研究コースの教育課程は、基礎（必修）科目の授業では、研究者として将来自立するための基礎学習の徹底を図り、専門科目の授業では各自の研究分野に応じて講義や研究指導を履修し、修士論文の作成に臨めるよう科目配置を体系化した。

経済学専攻専修コースの教育課程も研究コースに準じていたが、税理士法改正後の税理・会計コースでは、税法に関する高度に専門性を有した修士論文の作成を目指す体系が組み立てられている。

経済学専攻先端政策科学コース（前述したとおり、このコースは平成 18 年度をもって事実上閉鎖した）では、21 世紀における社会経済の変化をシステム論において捉え、変化の方向を先端政策として提言することを目指した教育課程を編成した。本コースは、修士論文作成を目標とするが、現状分析の徹底とそれに対する現代政策科学の知識を習得するというコース趣意にそって、必修基礎科目は置いていない。ただし、基礎科目以外に「研究コース」に開講されている専門科目（「統計・計量経済学」、「国際金融」、「中小企業」、「労働経済」等）を受講することは可能とした。また、本コース修了後、さらに高度な研究を希望する者に対しては博士後期課程進学への門戸も開かれた。

経済学専攻博士後期課程は、将来研究者として自立し、大学および他の研究機関において研究活動を継続する上で必要とされる、あるいはより高度の専門職に就くため、一層の研究能力と専門性、およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的に設置されている。博士後期課程は、博士前期課程での基礎学力を前提に、より個別・専門領域における研究能力の開発を教育の重点目標としている。このため、院生各自の研究発表（学会発表・学位請求論文等の準備発表）の場としての「総合演習」への参加を義務付ける他は、開講授業科目はすべて「研究指導」で構成されている。

この他、現在、経済学研究科では、「総合演習」が複数の教員参加の下で行なっているが、カリキュラム上複数指導体制を敷いていない。

なお、博士後期課程の設置趣意に従い、博士前期課程「研究コース」に開講されていた税法関連を中心とした専門職（税理士）分野の諸科目、主として企業人の再教育を目指した「先端政策科学コース」科目については博士後期課程には開講されていない。

次に、先に述べたとおり今年度から開設した公民連携専攻では、教育目標を具体的に次のとおり定め、教育課程を構築した。

- ① 「公」、「民」双方の立場の社会人を対象に、公民連携・地域再生の実現に必要な基礎

的な知識の習得や事例研究を行う。

②現実のケースを想定して公共側と民間側に分かれ、募集（RFP）と応募を実践するシミュレーションを行う。

③これらを通じて、提案内容の創意工夫による競争力発揮、社会全体の利益の最大化、リスクの分散と低減、「公」と「民」の経済合理的な役割分担、それを裏付ける独創的なスキーム、透明なプロセス、結果としての公民間契約など公民連携・地域再生の論点を具体的に考察しつつ、「公」と「民」の双方の行動原理を理解し連携を円滑に進めうる人材を社会に供給する。

公民連携専攻の教育課程は、理論から実務まで8つの知識体系、「経済理論」、「財政」、「金融」、「経営」、「公民連携制度・手法」、「公共プロジェクト」、「民間プロジェクト」「ケーススタディ」に分けてバランスに留意しながら講義科目を配置している。また、これらの講義科目とは別時間で公民連携演習という演習科目を必修として課し、学生に対するきめ細かい研究指導に努めている。さらに、特別講義も設けて、第一線の企業家・公務員らを招聘して講義・討議の機会を設けることで、公民連携の平常課目ではカバーできない特別な内容も学生が把握できるようにしている。

学生は、必修科目4単位、選択必修科目（第1分類）4単位以上、選択必修科目（第2分類）6単位以上に選択科目を含めて合計30単位以上を取得した上で、修士論文あるいは特定課題研究論文を提出して、最終試験（口述）に合格しないと、公民連携専攻の修士課程は修了できない。

上述した公民連携専攻の具体的な教育課程は、公民連携専攻の理念・目的を具体化したものであり、学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項との関連でも適切な内容である。

専攻分野における研究能力の養成については、経済学専攻研究コースでは院生の関心領域に適合するよう、多数の経済学専門分野科目を開講し、各分野の教員が2名以上指導教授となって、恒常的な論文指導を行っている。税理・会計コースでは、指導教授に5名の国税庁出身の現役税理士らを客員教授として擁し、実践的な問題意識を持たせるよう、指導を行っている。公民連携専攻においては、専攻分野の研究能力を基礎に職業人としての、高度の専門能力養成を目指す科目配置となっている。

従って、経済学研究科の教育課程は、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」という修士課程の目的に適合するものである。

経済学専攻では博士後期課程を設けており、研究者養成に取り組んでいる。公民連携専攻自体は社会人のスキルアップを中心に修士課程のみの勉学を前提に設置しているのでこの項目の議論に関しては対象とならない。しかし、この専攻の理論と現場における実証を組み合わせた既述の教育内容は、自立した研究活動の実施を目指しており、高度の研究能力と基礎となる豊かな学識を養うという博士課程の目的にも適合するものである。

経済学研究科は経済学部基礎を置く研究科であるが、学部における経済学基礎教育を受け、それを発展・深化させることを狙った教育内容を備えている。経済学専攻の場合、大学院に入学してくる学生の相当数は本学の学部卒業生である。他大学卒業生に関しては、

本学学部と相当の教育内容を既に履修しているか否かを、選抜試験において精査している。公民連携専攻は大学卒業あるいはそれに準ずる資格を持つ社会人を中心としているので、必ずしも当該学部の学士課程における教育内容との関係を強く考えていない。しかし、既述の教育内容は大学卒業あるいはそれに準ずる資格を十分に考慮したものとなっており、当該学部の学士課程からの入学者にも適切な内容である。さらに一步進めて、学士課程からの進学者も社会人教育の中で鍛えられ、社会との接点を見出し、就職活動とのつながりも確保されるという視野も重要であると考えられる。

博士前期課程が経済学に関する標準的な学力と論文作成力の習得が教育の主要な目的であるのに対して、博士後期課程は、博士前期課程での基礎学力を前提に、より個別・専門領域における研究能力の開発を教育の重点目標としている。このため、教育課程は、経済学の基礎理論を「演習」科目として置き、また院生各自の研究発表（学会発表・学位請求論文等の準備発表）の場としての「総合演習」への参加を義務付けるほかは、開講授業科目はすべて「研究指導」で構成されている。具体的には、博士前期課程の研究コースの科目群に属する授業科目が、博士後期課程の教育課程には、研究指導科目として配置されている。これにより、博士前期課程との教育・研究指導の連続性・一貫性を確保するとともに、学位論文作成を目標に、教員（主・副指導教員）による徹底した研究指導が可能となる。こうして、前・後期教育の一貫性と個別指導の充実を図る点で博士課程の教育内容は適切であると考えられる。

公民連携専攻の修士課程を修了して博士（後期）課程に進学する場合は、経済学研究科経済学専攻博士後期課程に進学することになるが、すでに述べた公民連携専攻の理論と現場の実証という両面を踏まえた教育内容は博士後期課程に進むための十分かつ適切な基盤を育成できるものと考えられる。

なお、経済学研究科は博士前期課程・修士課程および博士後期課程としており、一貫性の博士課程の教育課程はとっていない。

博士課程を有する経済学専攻の教育システム・プロセスは、入学時より主査ならびに副査によるマンツーマンの研究指導が中心となっている。そこでは、彼らの緻密な指導・助言に従って、博士論文を作成する。博士課程の院生は総合演習に参加することが求められ、そこで研究の進捗や博士論文の内容を発表し、他の教員や同僚の院生の批判を受けたり、他の院生の発表に対して批判を加えたりすることによって、自己の論文のテーマについての知識や洞察のみならず、経済学一般についての深い学識を磨くことになる。そうしてある程度研究が進むと、学会等での発表、学内外の学術誌への投稿が求められる。それらをこなすと、所定の手続きに従って博士号取得の申請を行い、専任教員および場合によっては学外の研究者を加えた委員会で、提出された論文が精査され、学位授与の可否が審査されるというシステムになっている。

このような内外での中間報告、院生との意見交換、担当教員間での情報交換は、常時、院生に高い緊張感と問題意識を与えながら、論文の最終提出へいたる教育課程そのものを構成している。しかも、それは同時に教育成果を高めるうえで重要かつ不可欠なプロセスとして位置づけられる。

なお、経済学研究科は、創造的な教育プロジェクトの推進に関してまだ具体的な実績は

上がっていない。ただし、公民連携専攻は「公」と「民」のこれまでにない連携関係の構築を目指す新しい分野であるので、この専攻の使命・目標の達成を目指す活動自体が創造的な教育プロジェクトにつながると考えられる。

（単位互換、単位認定等）

経済学研究科では、経済学専攻で単位互換制度として、委託聴講生制度を都内8大学（青山学院大学、専修大学、中央大学、日本大学、法政大学、明治大学、明治学院大学、立教大学）と協定を結び行っている。開講科目を博士前期課程在籍の学生が聴講することを相互に認め、成績を評価し、10単位を上限として単位認定することに関する協定である。本研究科は平成14年度に加盟したが、実績は平成17年度に1名あったのみである。当該制度は、8大学間の協議を経て実施に至ったもので、制度自体の中味・趣旨は順当なものであると思料するが、学生に対する紹介・情報提供の努力については改善の余地があると思われる。これについては、加盟大学院研究科のホームページアドレスを掲載した共通のパンフレットを作成し、配布することが加盟校で決定しており、併せて平成19年度のガイダンスから周知する。また、「首都大学院コンソーシアム協定聴講生」制度があり、首都圏の加盟10大学による開講授業科目を聴講することにより、課程の修了に必要な単位として修得することができる。

公民連携専攻は、ユニークかつ専門的・実践的な科目が多くゼミ形式で授業が進められていることもあり、他大学の開講科目との関連性が薄い。このことから、委託聴講生制度にも「首都大学院コンソーシアム」制度にも参加していない。

（社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮）

経済学専攻では、研究コースでは社会人への特別な配慮は行っていないが、近年増加する中国人留学生に対する研究指導のみならず、生活指導の便宜から、今年度より中国語を母国語とする助教授を登用した。すでに重ねて述べているように、税理・会計コースは、その前身の専修コース同様、税理士志望の社会人向けの教育課程である。先端政策科学コースは、主として個々の社会人のキャリアアップや再教育を目的として設置されたものである。そのため、両コースとも、外国人留学生等への教育上の特別な配慮はしていない。

公民連携専攻は社会人中心の修士課程であるので、ウィークデーの夜間授業、アクセスしやすい大手町サテライト・キャンパスの設置など社会人学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮は十分に行っている。外国人留学生の受け入れはまだない。

もとより、外国人留学生の入学を禁止しているわけではないが、日本型企业社会、官民関係者の実務教育をおもな対象にカリキュラムが編成されている関係上、日本での就職経験、日本語力など共通した基盤をもって院生が入学してくることを想定している。こうした基盤が形成され、条件が醸成されれば、所定の要件を満たし入学試験に合格する外国人留学生の存在が考えられる。従って、近い将来日本における官民関係、対外援助などにも関心を寄せる形で公民連携を研究する留学生が増加することが期待される。

（生涯学習への対応）

経済学専攻の研究コースの場合、多くの院生は社会人の経験を持たず学部卒からそのまま大学院に進んでいることは否めないが、税理・会計コースでは逆に、そのほとんどの院生が社会人を経験し、もしくは大学院での勉学を続けながら勤労する社会人院生である。年齢層も多様で、平成18年4月入学の院生のうち50歳以上の院生が2名、40歳から49歳が1名、30歳から39歳が7名で、30歳以上の院生が全体の50%以上を占めている。

公民連携専攻は、大学の社会貢献を増進するという観点に立って、職業人のスキルアップを念頭に多様な年齢層・出身分野・地域の社会人を受け入れているので、社会人再教育という意味においても生涯学習への対応という意味においても一定の役割を担っている。具体的に、理工系出身者、自治体など公務員、企業家、転職者などが、夜間・週末の授業・演習の場において、生の意見・体験を交換し、議論し、それを踏まえて修士論文・特定課題研究に纏め上げるという形で、実社会と教育界・アカデミズムとのフィードバックの強化を念頭に教育を実施している。なお、平成18年4月に入学した24名の中には50歳以上が2名、40歳から49歳が5名、30歳から39歳が10名で、こちらは30歳以上が70%余りを占めている。

(研究指導等)

経済学研究科では、院生一人に主指導教授1名、副指導教授1名が少なくとも当てられ指導している。院生によっては副指導教授が2名以上の場合もある。主指導教授が履修期間の全体にわたって研究指導の最終責任を取ることとしており、副指導教授は主指導教授と十分な連携を取りながら各学期の開始時点と終了時点でそれぞれの専門の視点から研究指導を行うシステムとしている。

専攻別に見ると経済学専攻では、入学直後に、当該学生の研究関心を基に、それに合致した教員を主・副の指導教員として定め、これら教員が学生との面談を通じて履修指導をきめ細かく行っている。「総合演習」の科目配置は、指導教員による個別的研究指導の充実度・達成度を高めるための措置である。具体的には、学位請求論文(博士号)の提出予定者は、大学の「学位規則」に定める必要条件と別に、本研究科で定める学位(「甲」論文)論文提出の内規趣旨に基づき、指導教員以外のスタッフも加わり、具体的な論文の中味についてコメント・助言する機会を設けることであり、指導の徹底と充実性、公平性・客観性の確保に努めている。

公民連携専攻は開設間もないため、研究指導の実績が積み重なっていないが、主指導教員による「公民連携演習」という指導時間を取って、学生の個別の研究に対する指導の充実を図っているほか、副指導教員についても各学期始めに集中的な個人指導・相談を実施する体制を敷いている。秋学期には、修士論文・特定課題の提出予定者に対して、中間報告会を実施し、指導教員以外のスタッフも加わり、具体的な論文の中味についてコメント・助言する機会を設けている。さらに、各学期初め、あるいは修士論文の中間報告会を前に、指導教授と副指導教授とが顔をあわせて、当該学生への学習状況のコメントや今後の指導方法を協議する機会を確保するなど、両者の連携を図っている。

一方、教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置としては、次のように対応している。

経済学専攻では、必修科目に「総合演習」を2年間設けている。ここでは、学生に研究発表を行わせ、教員や他の学生がコメントや質問を行うことで、当該学生の研究の方向性を適切化することを狙っている。さらに、発表をベースに出席者たる教員・各学生が討論を行うなど、発表する学生以外にも、学問的刺激を相互に与えあう仕組みとなっている。このような発表・討論の機会は、相互の刺激、関心領域の拡大につながることはもとより、通常の講義・演習では得られない発表能力（＝厳しい質問を突破する精神力・瞬発力）、研究者としてのプロ意識を涵養するうえで有効であり、貴重な機会を提供していると考える。

公民連携専攻は平成18年4月開講のため、教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置はまだ具体的に講じていないが、修士論文の中間報告会、公民連携に係わるスペシャリストによる特別講義などを企画し、完成年度までには、教員間、学生間の学問的刺激の誘発を図っていく。

研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策としては、毎年度、学期初めに、研究テーマと学生が希望する指導教授の調査を行なっている。それに基づき教員間で調整後、当該年度の指導体制を確定する。これにより、学生の研究テーマ等の変更希望に対処し、同時に教員の留学等の異動にも弾力的に対応が可能となる。

特に、公民連携専攻は、学部からの継続性を持った学生ではなく、多様な特徴を有し始めて本学にアクセスする社会人を対象としているので、2年目に入るところで研究テーマや指導教官に関して学生との十分な議論を行い、学生からの変更希望があれば対応することとしている。

教育課程に則った日頃の教育と研究指導を通じ、また学生の論文執筆の支援、RAとしての研究プロジェクトへの参加を通して学生の人材開発に努めているが、学内外研究機関への人材送り出しの状況は十分とは言い難いため、キャリア形成支援センターの活用のみならず、専任教員によるバックアップも行っていく。経済学研究科修了者の大学等研究機関への就職状況は、大学の専任教員2名（大東文化大学、名古屋学院大学）、研究所の専任研究員1名（日本エネルギー経済研究所）、大学の非常勤講師4名（明海大学経済学部1名、東洋大学経済学部各2名、大東文化大学2名）である。

公民連携専攻は、基本的には社会人がスキルアップして現在勤める職場で一層の活躍を果たせることをねらいとしている。しかし、中にはスキルアップによる転職を考えたり、公民連携専攻を修了して就職あるいは再就職をはかったりする者もいるので、才能に合った職場を見出せるよう、その場合の研究指導体制を完成年度までに整備する。

（2）教育方法等

（教育効果の測定）

経済学専攻における教育・研究指導の効果に関しては、まず博士前期課程では、研究コース、税理・会計コースおよび先端政策科学コースそれぞれについて、①在学生の日常的な教育効果の管理・測定と、②その集大成である学位授与とその後の進学・就職状況についての測定とに大別して考えることができる。

前者の①に関しては、いずれのコースの在生学生もすべて「総合演習」を受講して、論文

執筆の心構え・方法論・分析手法につき基本的な講話を学内外の講師を招聘してレクチャーするとともに、それ以外の時間においては、前期・後期の院生ともに論文の執筆状況を定期的に報告することを求められる。進捗状況の報告者は、論文執筆を効果的に進めるうえで欠かせないプロセス管理の一環であるとともに、本人に対する適正なピアプレッシャーとなり、主査・副査とそれ以外の教員が一堂に会して率直なコメントを述べ合う貴重な機械を提供している。このような仕組みは今後も堅持していきたいと考える。

後者の②に関しては、学位授与数のほか、研究コースでは修了後の博士後期課程進学者数と研究コースで後期過程に進学しなかった者の就職先状況が、さらに税理・会計コースについては、修了後の税理士資格の取得状況が、適切な測定方法である考えられる。なお、先端政策科学コースに関しては短縮期間（1年間）修了者数が一応の判断基準になるものの、同コースに就学したもののほとんどが企業派遣の院生であり、修了後はもとの企業に戻っているため、それ以外に適切に教育効果を計る術はない。

一方、博士後期課程については、公刊論文・未公刊論文・学会報告・書籍の一部も含めた研究業績数等の調査や学位（博士号）授与の状況、大学やその他の研究機関への就任状況等、といった多方面からのデータ掌握を踏まえて教育効果の測定を実施している。

公民連携専攻は24名の社会人を中心とした学生でスタートしたところであり、教育・研究指導の効果を測定するための具体的な方法をまだ実施していない。

以上の測定方法は、厳密には改善の余地はあるものの、一定の客観性と説得力をもった評価法である。今後は、必要に応じて工夫を凝らしながら、まずは当該評価方法を継続して、長期的な傾向を明らかにし、問題点や示唆を引き出していきたい。

経済学専攻博士前期課程の平成13～17年度における修士号の授与者数は次のとおりである。平成13、14年度を除き10名前後の授与数となっている。

修士号授与者数

コース名	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	計
研究コース	5名	4名	5名	1名	2名	17名
税理会計コース	34名	19名	—	6名	9名	68名
先端政策科学	—	2名	5名	5名	1名	13名
合計	39名	25名	10名	12名	12名	98名

注：①表中—はゼロを示す。②先端政策科学コースの開設は平成14年である。したがって、平成14年度修士号授与者2名はともに修業短縮（1年）制度による修了者である。③税理会計コースの平成13、14年度修了生は専修コースの数字。税理士法改正により平成14年度には募集を見合わせたため、平成15年度修了生はいない。

経済学専攻のコース別にみると、まず、研究コースでは過去5年間で6名の後期課程進学者を出し、修士号取得者に占める割合は35%となっている。

研究コースの教育上の成果

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	計
修士号取得者数	5 名	4 名	5 名	1 名	2 名	17 名
後期課程進学者数	1 名	1 名	3 名	0 名	1 名	6 名
割合	20%	25%	60%	0%	50%	35%

次に税理・会計コースは、全ての卒業者について進路の調査結果が得られたわけではない。そのうち税理士資格を取得（未登録者 1 名を含む）した人数、並びに調査ができた人数に対する割合を示すと、下のようになる。計数で見れば、調査ができた人数のうちの 54.2%の人が税理士資格を取得している。ただし、税理士資格を取得するためには、試験科目免除申請、他の税法科目の試験合格、登録という一連の手続きが必要で、それには時間がかかるため、古い卒業年次ほど割合が高くなることは当然であることは注意すべきである。

税理・会計コース（専修コース）の教育上の成果

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	計
修士号取得者数	34 名	19 名	—	6 名	9 名	68 名
調査ができた数	13 名	6 名	—	4 名	1 名	24 名
税理士資格取得者	8 名	5 名	—	0 名	0 名	13 名
割合	61.5%	83.3%	—	0%	0%	54.2%

註：平成 14 年までは専修コース。平成 14 年度入学者を募集しなかったため、平成 15 年度修士生はいない。

先端政策科学コースでは、過去 5 年間で 13 名の修士号取得者を出した。そのうち、短期 1 年で取得したものは 2 名で、その割合は 15.3%である。

公民連携専攻は開設したばかりのため、修士課程の進路状況は実績がまだ出ていない。社会人が中心であるので、大半は所属の会社・機関を継続することになる。

最後に博士後期課程であるが、平成 17 年度の博士後期課程在籍者 4 名の業績は次のとおりである。

博士後期課程の教育上の成果(平成 17 年在籍者)

	公刊論文	未公刊論文	学会報告	書籍の一部
在籍者 1	3	1	1	0
在籍者 2	2	1	1	0
在籍者 3	0	4	3	4
在籍者 4	1	0	0	0
計	6	6	5	4

経済学専攻博士前期・後期課程修了者の就任状況は、大学へ平成 16、17 年度に各 1 名で計 2 名、研究機関へは平成 17 年度に 2 名である。いずれも、専任のみで非常勤は含まない数である。

在学生の日常的な教育効果の測定については、既述した総合演習の機会を最大限に活用することによって、各ゼミでの指導が一定のローテーションにおいて公表され、他のゼミとの比較、第三者の批評・助言を受ける形で、指導の見直し・評価が自動的に行われるという仕組みを形作っている。そのような意味で、教育効果の測定方法は適切な形で行われているといえる。

(成績評価法)

経済学専攻では、博士前期課程の学生に対する成績評価は、研究コース、税理・会計コース、先端政策科学コースとも、演習、講義、研究指導に関して行なわれる。評価は、ほとんどが平常授業の理解度、授業への貢献度をその基準としてなされるが、基礎科目のうちのいくつか（「上級ミクロ経済学」、「上級マクロ経済学」、「財政学Ⅱ」等）については期末に筆記試験を行っている。試験の実施により、経済学研究科に学ぶ大学院生として標準的に必要とされる経済理論の習得が進むものとする。また、「総合演習」については、学生の研究発表の内容とともに、発表者以外の学生も含め、質疑応答の仕方、討議への参加・貢献の程度等が評価の基準となる。いずれも、研究者としての資質向上の程度を推し測る上で重要な尺度になるものとする。なお、博士後期課程の学生に関しては、授業科目が研究指導だけとなり、博士論文の作成に専念することになる。講義、研究指導の評価は担当教員が、客観的で適正な評価方法を常に心がけている。

以上の評価方法は、授業や演習において学生の理解度を直接的に十分測ることが可能であり、科目によっては筆記試験を併用することで評価をしており、学生の資質向上の状況を検証するには適切な方法である。

なお、公民連携専攻は平成 18 年 4 月開講であり、従来とは発想を異にする修士課程の仕組みを構築する必要もあるので、学生の資質向上の状況を検証する成績評価法を確立するためのしるべき情報がまだ十分に蓄積されていない。今後の実際的な経験による情報の集積をみながら、学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の構築を完成年度までに図る。

なお、成績評価は学部と同様に、S、A、B、C、D という 5 段階評価を用いて（ただし、平成 14 年度以前入学生については S を除く）、成績の表示・通知を本人に対して行っている。

(教育・研究指導の改善)

経済学研究科は平成 18 年 5 月現在、教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みは、特別に行っていない。研究科教員のすべては学部にも所属しているが、経済学部において、現在ファカルティ・デベロップメント (FD) と呼ばれる研究指導方法の改善などを積極的に実施しているからである。

ただし、大学院独自に全学的に FD 委員会の設置を検討しているので、動向次第では、将来において研究科としては並行的にこうした FD 活動に参加する可能性は排除すべきでは

ない。

シラバスは統一の書式で、講義の目的・内容、スケジュール、指導方法、成績評価の方法、テキスト、参考書に関して十分な情報を与え、学生が計画的に見通しを持って学習できるようにしている。そこに既述された情報量にも教員間で大きな精粗はない。新設の公民連携専攻においても、同様の姿勢で本件に取り組んでいるほか、合格者に対して入学前の段階で、シラバスの骨子を配布し、事前準備を滞りなく進めうるよう便宜を図っている。

経済学研究科は平成 18 年 5 月現在、学生による授業評価は導入していない。これは教育の質の維持のため有効な措置ではあるが、授業によってはごく少人数で行われていることから、評価を行なう院生が特定されてしまうため、正しい評価をしにくいなど、実施上の技術的困難も伴うため、周到な準備が必要である。必要性について過去に何度か研究科会議で議論を行っているが、結論には至っていない。

公民連携専攻では、春学期終了後、授業評価アンケートを実施し研究科委員会に報告し、検討と改善を図っている。また、学生に対しても改善策などを説明している。この例をもとに、研究科全体として平成 19 年度実施に向け執行部において詳細を検討している。

なお、修了生に対する在学時の教育内容・方法を評価させる仕組み、高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価は導入していない。

(3) 国内外における教育・研究交流

高等教育・研究機関として、海外の研究機関との教育・研究の交流を図ることは大学の重要な使命であり、とりわけ、その面での大学院の果たす役割は大きい。本学の提携校であるマールブルグ大学を始めとする諸大学とのこれまでの実績を基礎に経済学研究科としては、国際交流活動をさらに前進させていきたい。これが研究科としての基本方針である。なお、公民連携専攻については平成 18 年 4 月開講したばかりであるので、国際化への対応と国際交流の推進に関する専攻独自の基本方針の明確化は必ずしも具体的でないが、公民連携の分野では世界的な権威とされ、先駆的な研究・活動を展開している米国の ULI (Urban Land Institute) と研究協力協定を、日本政策投資銀行も加わり三者間で締結しており、国際交流の推進を図ることとしている。

研究科としては、本学の提携校であるマールブルグ大学を始めとする諸大学とのこれまでの実績を基礎に、教育研究交流をさらに前進させていく。一方、公民連携専攻は、Urban Land Institute と研究協力協定を締結しているので、在日代表者、あるいは訪日幹部ら関係者による講義をすでに実施しており、国際シンポジウム開催を計画するなど教育研究交流の緊密化を進めている。

経済学専攻は都内 8 大学と単位互換制度を設け、教育交流を行っている。研究交流については、平成 18 年 5 月現在、組織的な交流は行っていない。また、組織的な外国人研究者の受け入れの体制をもっていない。それを受け入れることは、本研究科の教員・院生に等しく学問的な刺激を与えるに相違ないことから、このようなことが行われていない現状は不適切である。しかしながら、外国人研究員を組織として受け入れるにあたっては、予算・施設（研究室・宿泊）などの制度を整備すること、また、教育に反映するためには、英語に

よる授業運営の実行可能性など解決すべき課題が少なくない。ただ、アドホクに受け入れた実績はすでに存在するので、適切な先例の積み重ねをつうじて制度形成への道筋を探る作業は考える必要はあろう。

教育研究及びその成果の外部発信の手段としては、年1回発刊の『大学院紀要』があり、教員をはじめとして本研究科学生の論文発表の場となっている。公民連携専攻は平成18年4月開講したところであるが、教育研究及びその成果の外部発信として、先頃『公民連携白書』（年報）を創刊した。この事業は、大学院活動の社会貢献を世に広報し、また、内外の研究者のネットワークを拡充するうえで有益であるので、毎年発刊を続けていきたい。この他、日常的には、公民連携専攻独自のホームページを開設して教育内容等に関しては外部発信を行っている。教育研究成果に関しても学年進行と共にホームページを中心に外部発信を行っていく。

国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮は、研究科として講じていない。ただし、個々の教員による主導から、ドイツ・マールブルグ大学との学術交流シンポジウムなどを、すでに20年近くにわたり定期的に行っている。こうした活動を学部とともに、大学院も組織として支援し、交流内容の質的向上を図り、持続へ向けた基盤づくりを行っていくことが重要であり、その施策を具体的に検討中である。

しかし、必要が生じれば東洋大学国際交流センターの、共同研究催行、同成果発表（出版物・シンポジウム開催）支援等の機能を通じてコミュニケーション手段取得のための配慮を講じることは可能である。公民連携専攻は平成18年4月開設のため、国際的な教育研究交流、学術交流の実績はない。

東洋大学大学院学生の留学に関しては、協定大学と認定大学への交換留学生又は認定留学生となると、所定の手続きを経て、原則として留学期間の1年以内を自己の在学年数に算入できる。また、留学終了後に単位認定を願い出る学生は、指定した証明書を添えて、大学院の修了に必要な単位として振替、換算できる。

なお、平成18年度から開始された、海外留学のために開講された東洋大学「英語特別教育科目」（Special Course in Advanced TOEFL）は大学院生も受講することができ、海外留学のための有効なプログラムであると言える。

（４）学位授与・課程修了の認定

（学位授与）

学位の授与状況については、大学基礎データ「表7」を参照願いたい。社会に有益な人材には、学位を得てそれに見合ったポジションで活躍させるべきであるから、学位はそれに相当するものには積極的に授与する方針である。近年学位を得て修了した院生は、実業界あるいは税理士として活躍しており、このことはそうした方針が適切であることの裏づけである。公民連携専攻は平成18年4月開設のため、修士学位の授与はまだない。

前期（修士）課程の修了要件は、2年以上在学し30単位以上を取得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格した者としている（大学院学則第

12 条第 1 項前段)。公民連携専攻では、修士論文に代えて特定課題研究の審査および最終試験に合格することでもよいとしており（同条第 2 項）、学位の授与方針・基準は適切である。これは、同専攻が実務面に着目した社会人教育に重点をおいて、大学教育と社会の現場とのフィードバックを機能させる意味から、特定課題研究の成果を現場で実践・適用することを重視するからである。

なお、両専攻とも、優れた業績を上げたものに関しては、在学期間を 1 年に短縮することができるとしている（大学院学則第 12 条第 1 項但書）。

博士後期課程の修了要件は、5 年以上在籍し（ただし修士課程を修了したものは、当該課程の 2 年間を含めることができる。また、優れた研究業績をあげたものには 3 年の在籍でよい）、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文（甲）の審査および最終試験に合格した者としている（大学院学則第 13 条）。なお、博士論文（甲）の提出にあたっては、事前におけるプレゼンテーションの実施、学会での報告、レフェリー付の論文投稿といった諸条件を追加して設定し、これをもって慣行としてきた。

平成 18 年には、研究科委員会で検討の上、透明性・客観性を高めるため、これまで慣行として行ってきた博士論文（甲）審査手続を文書化し内規を設けた。現段階では内規を設けた段階で、それに基づいた実際の審査は行われていないので、適切かどうかの判断はできない。適切ではない場合、今後実際に行う学位審査の実績・結果を踏まえた上で学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入を検討する。

経済学専攻では修士論文に代替できる特定課題研究に対する学位認定は行っていない。修士論文を書かせることは重要な教育効果を持つため、安易に代替措置を考案すべきではないので、現状は適切であると考えている。公民連携専攻は、開設時から特定課題研究を認めているが、公民連携に関わる具体的なプロジェクトの提案書が中心になるとみられる。提案書という性格から下限字数が 40,000 字以上ということで修士論文に比べれば多少少ないが、内容は修士論文と同等の基準で審査する。同専攻より実践的な学識・素養を教授するプログラムであるため、修士論文に代わり特定課題研究とすることは適切と考える。

学位論文審査における、当該大学（院）関係者以外の研究者の関与については、博士前期課程では、経済学専攻税理・会計コースで客員教授の関与があるのみである。研究コースでは全て専任教員が論文審査を行っている。公民連携専攻は平成 18 年 4 月開講のため、学位論文審査の実績はまだないが、社会人の再教育・スキルアップを中心に修士学位の授与を目的としているので、高度の専門性が要求される博士論文の審査と異なって、当該大学院関係者（客員教授、非常勤講師を含む）の関与のみで十分な対応が可能であると考えられる。

博士後期課程では、課程および論文博士ともに一部外部の研究者が審査員として加わり審査が行われている。課程博士授与では過去 5 年間の授与件数 11 件、論文博士授与では 7 件、（大学基礎データ表 7 参照）外部研究者が入って審査が行われた。

留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等特段の配慮措置はとっていない。留学生が増加傾向にあることや彼らの日本語能力で論文を書く能力は決して十分とはいえないことから見ると、この現状は適切ではない。このギャップは、論文提出の段階へ向けて、主査・副査を中心とした指導教官へ追加的な負担を強めているのが現状である。平成 16

年度博士課程後期を履修した留学生（アフリカ、ザイール出身）がいたが、日本語指導を補完する目的から、第二外国語であるフランス語で執筆された原論文を必要に応じて参照し、両者を比較する形で、きめ細かな論文指導を複数の指導教授で行った事例がある。

その事例も踏まえ、状況次第では、日本語の執筆能力向上をはかるため実践的なプログラムを用意して、常日頃から措置を講じておくべきかどうかを研究科委員会で検討することもやむをえないものと考えている。

（課程修了の認定）

本大学院は、在学期間に関し、優れた業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとしている（大学院学則第12条1項但書）。経済学研究科においては、平成14年度に2名の該当する学生を送り出している。2名とも先端政策科学コースの在籍者であり、企業人のキャリアアップを重要な教育目的の1つとして掲げる同コースにとり、短期修了制度は早期の職場復帰を可能にする点で適切な措置である。公民連携専攻は平成18年4月開講のため実績はまだないが、多くの企業人院生の就学が見込まれるため、先端政策科学コース同様、このような措置は必要かつ適切と考えている。

七. 国際地域学研究科

国際地域学研究科2専攻共通の目標は、高水準かつ特色のある研究拠点となり、社会の要請に創造的に応えるという東洋大学の目標に沿って教育・研究指導を行うことである。すなわち高水準の研究拠点となりうる研究センターを研究科内に設置し、研究活動の実施と研究者の育成を行う。また社会の要請に応えるため留学生や社会人を積極的に受け入れることができる教育課程を実施する。サテライト・キャンパスの設置等を通して、より多くの社会人を受け入れることができるような配慮を行い、留学生を積極的に受け入れ、地球社会の発展に寄与できるような教育課程を目指す。

国際地域学専攻においては、国内外における地域づくりにかかわる諸問題の解決のために、国際的に通用する高度な専門的知識を有する専門家や研究者を養成することを使命としているが、通常の教育課程に加えて英語により博士前期課程を修了することが可能な教育課程により国際的に通用する日本人の高度職業人や英語をワーキングランゲージとする外国人留学生の教育を行う。また博士後期課程では博士号取得者を輩出し、実社会における調査・研究活動を通して社会に貢献する。

国際観光学専攻においては、国際観光の発展のために、高度な専門業務に必要な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を持ち、かつ国際的な感覚を身につけた専門家や研究者を養成することを使命としている。このため修士課程においては、国内外の観光関係の実務担当可能な人材を育てることを目指して、留学生を受け入れるとともに、観光関係の業務にたずさわってきた社会人のリフレッシュ教育を推進することとしている。

(1) 教育課程等

(大学院研究科の教育課程)

国際地域学研究科は、「21世紀の国際社会に対応して国際協力や地域開発を広い視野に立って学ぶとともに複雑化する国際社会の諸相を学際的に専門的に研究すること」を目的としている。

博士前期課程では「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的」とする大学院設置基準の趣旨に沿って実社会に貢献できうる実務的な教育を行っている。博士後期課程では「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的」とし、各セメスタに2回行っている研究発表会等を通して高水準の論文作成を行える研究者の養成を図っている。教育課程は、東洋大学の「5つの目標」に沿って構築しているが、大学院担当教員がそれぞれの専門分野について「特論」（講義科目）、「演習」（演習科目）を開講し、「研究指導」を行っている。その専門分野の領域の詳細について、また国際地域学部（学士課程）と国際地域学研究科における教育内容の適切性および両者の関係については以下の通りである。

国際地域学専攻が基礎を置く国際地域学科では、その専攻領域の中心的分野は地域開発、都市計画、経済開発、エネルギー開発、環境計画等である。国際地域学専攻博士前期課程では、これらの蓄積を高度な教育研究に進展すべく、地域研究関係、地域計画・環境管理関係および地域政策関係の3つの研究関係領域に分け、国際地域学の広範な全体をカバーするように構成してきた。

一方、国際観光学専攻が基礎を置く国際観光学科は、専攻領域が旅行産業、ホスピタリティー、観光計画の3コースに分かれている。国際観光学専攻修士課程では、これらの蓄積を高度な教育研究に進展すべく、旅行産業研究関係、観光マネジメント研究関係および観光計画・環境研究関係の3つの研究関係領域に分け、国際地域学の中に位置づける国際観光学の広範な全体領域をカバーするように構成し実施してきた。

両専攻は上記のように学士課程の専攻領域の上位に適切に設けられ、重要な教育・研究分野を学部と大学院とで整合性を持って網羅している。

国際地域学専攻博士前期課程における教育内容と、博士後期課程における教育内容の関係においては、博士前期課程がコースワークおよび研究指導の2本立てであるのに対し、博士後期課程は博士論文の作成に向けての研究指導を中心とするものに特化しており、それぞれの課程の特徴からして適切であると考えられる。国際観光学専攻においては現在のところ修士課程のみで博士後期課程は設置されていない。また、国際地域学研究科では博士課程5年間の一貫教育を採用していない。

課程制博士課程における教育システム・プロセスの適切性は以下の通りである。

博士後期課程においては、3つの研究関係領域より成る構造自体は保存しつつ、広く国際社会に通用し、高度な専門的業務に必要な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を持つ研究の構築を目指すものである。博士後期課程における教育研究はきわめて高度に専

門化して行くことが想定されることから、博士前期課程において示したような具体的な特論（講義）科目あるいは演習科目は明示せず、学生の博士論文作成に直接関係する内容の講義あるいは演習を各指導教員の専門に従い教育を実施する体制をとるために、「国際地域学特殊研究Ⅰ～Ⅵ」という名称の科目を設定している。この名称は学生の研究の深化に伴い順に研究指導内容を深めてゆく意図を持って設定されたものであり、妥当であると考えている。

創造的な教育プロジェクトの推進状況としては文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業として平成13年度から進めているオープン・リサーチ・センター整備事業があげられる。この事業では、特に博士後期課程の大学院生の教育のため、その研究プロセスへの参加を推進してきている。国際地域学研究科におけるオープン・リサーチ・センター整備事業として設立された国際共生社会研究センターは平成18年度から3年間の延長が認められたため、同事業が終了する平成20年度までこうした博士後期課程の学生への便宜提供を継続する予定である。

（単位互換、単位認定等）

本学大学院では、首都圏10大学と「首都大学院コンソーシアム協定聴講生」制度に加盟しており、相互に単位認定を行うことができる。聴講は、他研究科・専攻の科目を含めて10単位を限度とし、取得した単位は研究科の審査により認定可能としているが、国際地域学研究科ではそのケースはまだない。単位認定にあたっては当該教員による評価を研究科委員会において審議・決定する方式をとっている。学士課程においても単位認定にはこの方式を取っており、関係各教員から単位認定の妥当性に関する公平な意見聴取が可能となっているため、評価体制は適正であると判断される。今後も継続してこの制度を維持し、需要があれば適切に対応していく。

（社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮）

社会人や、海外で活躍している青年海外協力隊員OB・OG、国際NPO、NGO職員などが、業務と両立しながら学べるように、社会人入試制度の導入、必要な場合に土曜日の終日開講、授業時間外、長期休暇期間の有効活用、電子メールによる研究指導など、様々な便宜を図っている。さらに、社会人学生は、通学の条件において、都心部に指導教員との連絡の場を持つことが有利な場合が多いため、通学の利便性に配慮し、国際地域学専攻では平成18年度から東洋大学白山第2キャンパスに常設の講義室、共同研究室、資料室等を確保し、サテライト・キャンパスとして講義、演習および研究指導を開始したところである。その結果、青年海外協力隊員OBとNGO職員等から社会人学生を採用することができた。なお、国際観光学専攻では平成17年度の設置当初から、社会人に対しては白山校舎の講義室を利用して講義、演習および研究指導を行ってきたところである。平成18年度から国際観光学専攻のサテライト・キャンパスは白山第2キャンパスに移動し、国際地域学専攻のサテライト・キャンパスと連携を図りながら教育の一層の充実を図っている。

また、日本語の知識のない外国人留学生や英語で学びたい日本人学生のために、英語のみで講義・研究指導を受け課程を修了することができるプログラムを組んでおり、このよ

うな外国人留学生のために語学の補習も行っている。これら社会人学生・外国人留学生等への教育上の配慮は、学生のニーズを見ながら今後も継続していきたい。

(生涯学習への対応)

社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況については、前述のような社会人への対応に加え、地域活動の活性化等の分野で活躍が期待される定年後のシニアも受け入れており、また科目等履修生という形でも毎年多様な社会人を受け入れているところであり、入試科目をはじめとして各種の配慮がなされている。受け入れた社会人に対しては個々の知識レベルや通学上の諸事情に合わせて教材や指導時間を適切に設定するなど柔軟な教育・研究指導を行っている。こうした教育上の配慮は今後も継続していきたい。

(「連携大学院」の教育課程)

国際地域学研究科は、独立行政法人国立環境研究所との間に平等相恵の精神に基づく連携大学院方式の協定を平成 17 年度に締結し、教育・研究活動の推進を図り、両者間の学術交流および友好協力の一層の推進を図ることとしている。国際地域学研究科では、両専攻とも環境を研究テーマとして取り組んでいる学生が多く学んでいる。国際地域学研究科のカリキュラムには環境分野を専門とする教員が 3 名在籍し、エネルギー問題など環境に関連の深い分野を担当する教員もいる。したがって国立環境研究所から客員教授を迎えた場合も、本来の教育内容を強化することになり、教育内容の体系性・一貫性は損なわれるものではないので、連携大学院における研究指導は適切であると考えられる。この連携により上記の学生が教育、研究の際に行う情報収集が容易になる効果があると考えられる。こうした連携は学生の教育環境として有利なため、連携先と調整の上、可能な限り継続していきたい。

(研究指導等)

研究指導については、各学生に対して主指導教授と副指導教授の 2 名で指導する体制を取っている。すなわち学生に対しては主指導教授が主として責任を持ち、副指導教授がこれを補佐する。すなわち学生固有の研究テーマに最も造詣が深い教員が主指導教授となり、研究指導を客観的に行えるようにすることに加え、主指導教授の専門でカバーしきれない部分を指導できるよう副指導教授を置いている。主・副指導教授は連携を持って組織的に学生を指導するほか、学生の個別指導を行っている。また主指導教授および副指導教員は学生の科目履修等が適切に行われるよう、入学時や進学時およびセメスタ（春学期と秋学期）毎に学生の履修科目について相談を受け、科目の履修方法を指導するほか、学位論文執筆の各段階において常に学生に発表させ、報告を受けて論文作成を指導している。また、セメスタ毎に全大学院生の研究中間発表会を 2 回と、学位取得予定者の学位論文発表会を 1 回開催している。こうした発表会には国際地域学研究科全教員が出席し、組織的な指導と評価が行われる。また、国際地域学部の教員、学生、外部有識者等が自由に聴取するとともに討議に参加し、研究内容または論文の評価を行うことにより教員間、学生間や両者

間の学問的刺激を誘発させている。これにより学生相互の間で研究スキル・発表技術の共有が行われ、適切に研究レベルの向上が達成されている。これらの取り組みは教育・研究上適切なものと考えられるので今後も継続してゆきたい。さらに主指導教授は副指導教授やその他の教員と相談しながら学生の研究を指導し、学会での研究発表を勧め、学内の『大学院紀要』へ研究論文を掲載させ、外部の学会誌への投稿を促すなど、学生の自律的な成長を援助している。遠方で開催される学会で研究発表をしようとする大学院生に対しては、旅費を補助する制度が設けられている。

研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策については、研究テーマ変更等の合理的な理由があるか否かを十分聴取し、ある場合には教員間の調整を行った上で認めている。こうした教育上の配慮も、今後も継続していきたい。

博士号取得希望者に対してはその審査の客観性を保つため、外部への査読付き論文の提出本数などに関する内規を作成し、学生にも周知している。研究指導を行う際にも査読付き論文が作成できるよう適切に指導を行っている。修士号取得希望者に対しても短期修了の際の必要研究論文提出数などに関する内規を定めて希望学生に対しては適切な指導を行うことができる。このように外部への提出論文数といった客観的な指標に加え、学位取得の際には、各専攻の教員全員（博士論文の場合は研究科の外部の教員を含む）が参加する場で学位論文の発表を行わせ、客観的な審査を行っている。審査に至る以前の研究指導においても各セメスタにそれぞれ2回開催する学生の発表会に各専攻の担当教員が参加し意見を述べることにより、専攻ごとに責任を持った学生指導体制を確保している。

指導教員による個別的な研究指導については、各担当教員の指導のスタイルにより方式が異なるが、大学院生との個別のアポイントにより研究室・教員指導室（白山第2キャンパス）等で最低毎週1回は面談による指導を行っていることが通常である。

才能豊かな人材の発掘と適切な研究機関等への送り込みに関しては主・副指導教授の人脈を活かすことは当然であるが、研究科教員の間での情報交換を密に行っている。

（「連携大学院」における研究指導等）

国際地域学研究科は、その教育研究活動を一層活性化するため、連携大学院方式の協定に基づき、独立行政法人国立環境研究所の研究員を客員教授として任用することができるため、その検討に入っているがまだ具体化されるには至っていない。学生の研究テーマとの関係で任用が必要となった場合には速やかに対応したい。

（2）教育方法等

（教育効果の測定）

教育効果の測定は、講義、演習の場合にはそれぞれの担当教員に任せられている。大多数の科目では通常のクラスでの発表、質疑応答およびレポートの内容によって成績を判定すると同時に、自らの教育指導の効果をも知ることになる。さらに、後で述べる学生による授業評価に係るアンケート調査の結果も参考にし、研究中間発表会や JICA 留学生に対するモニタリング結果も教育の効果の測定に反映させている。研究指導の効果の測定は、

セメスタ毎に2回ずつ開催する全教員と全大学院生が参加する研究中間発表会において全教員による組織的、体系的な評価を行っている。このことにより研究指導の質の確保が図られている。修士学位取得予定者については学位論文発表会および学位論文審査、博士学位取得予定者については博士論文公聴会ならびに外部審査員を含む論文審査会によって判定している。これらの判定においては論文指導担当教員全員による組織的、体系的な評価がなされ、論文の質の確保が図られている。従って、ここでとられている手法は教育効果の達成のために適切なものと評価している。今後は、定期的に学生による授業評価に係るアンケート調査を実施して行くことを検討している。

学生の進路状況は、平成18年3月31日現在、博士前期（修士）課程修了者は、累計で59名（うち留学生30名）であるが、そのうち博士後期課程への進学12名、就職22名、その他25名（うちJICA留学生3名は原職に復帰）であった。平成18年3月に博士後期課程が完成を迎え1名の国際地域学博士号取得者が出た。大学教員、研究機関の研究者としては調査機関の研究者に1名就任しているが、高度専門職への就職状況について該当者はまだない。

国際機関での就職にはまだ至っていないが、海外での就職や国際的な活動を行っている企業への就職などがあり、国際地域学研究科の目的とする教育効果は一定程度成果が上がっていると評価できる。

（成績評価法）

国際地域学研究科の博士前期課程修了の要件は、2年以上在学し、30単位以上の単位を取得すること（ただし、在学期間に関しては、優れた業績を挙げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りる）と同時に、主指導教授と副指導教授の研究指導を受け、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。国際地域学研究科においては講義、演習はそれぞれ2単位で、その成績はS、A～Dで評価されC以上を合格としている。この評価は担当教員が行い、試験によって成績を決める場合もあるが、全般的には通常のクラスでの発表の内容、質疑応答の内容およびレポートの内容によって総合的に判定している。ここでとられている手法は各学生の努力とその成果を評価するために適切なものと評価している。

博士後期課程修了の要件は、3年以上在学し、30単位以上の単位を取得すること（ただし、在学期間に関しては、優れた業績を挙げた者については、本大学院に2年以上在学すれば足りる）と同時に、主指導教授と副指導教授の研究指導を受け、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

さらに、学生による学会発表や『大学院紀要』、外部学術誌への投稿などを学生の資質向上のために重視しており、成績評価に反映させている教員もいる。また、学会発表、『大学院紀要』や学術誌への査読付き論文の掲載などを博士論文提出の要件としている。

成績評価については一義的には各教員の責任においてなされるものであるが、学会発表や『大学院紀要』、外部学術誌への投稿などを、どのように成績に反映していくか内部で意見交換していくこととしている。

(教育・研究指導の改善)

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みとして、全ての授業科目についてのシラバスの作成と、以下に述べる平成14年度に実施した本学大学院の全学生に対する満足度アンケートおよび研究中間発表会の場の活用やJICA留学生に対するモニタリング結果の活用が挙げられる。

シラバスの適切性については、現在は大学院全研究科を対象とした『大学院講義要項』の中に講義・演習の目標や内容、成績評価の方法、テキスト・参考文献等、統一された形式の国際地域学研究科のシラバスを収録している。この情報を共有することにより教員相互に授業内容の整合が図られており、特に問題は生じていない。しかし現状ではその記述について量などの統一が図られていないため、よりの確なものとするために改善していくこととしている。なお、シラバスは「東洋大学 Web 情報システム」により、インターネットを通じて学内のみならず、外部の受験生、一般の方も閲覧することができる。

しかしながら、現状においては授業改善のための組織的取組が十分なされているとはいえない。今後、授業の相互訪問やシラバスなどについて専攻会議において教員間の組織的情報交換を行うこととしており、教育目標の達成に資する授業となるよう組織的取組を行っていくこととしている。

学生による授業評価の導入状況については、平成15年度博士後期課程開設に向けて、平成13年度春学期に、国際地域学研究科独自に博士前期課程の学生に対して授業に関するアンケート調査を行った。その結果、国際地域学研究科の授業に対しては、概ね良好であるとの意見を聴取した。また、平成14年度に本学大学院の全学生に対して教育研究体制に関するアンケート調査を行った。その結果、国際地域学研究科博士前期課程学生28名を対象として回答者20名（回収率71.4%）であった。本研究科の教育内容が学生の研究に役立っているとの回答が20名中18名（90%）であった。一方、教育内容について考えられる改善点（複数回答可）として、「もっと実務に役立つ授業をすべきである」12名、「学部との連携を強めるべきである（例：学部の授業を単位として認めるなど）」9名、「もっと高度で専門的なことを取り上げるべきである」7名、「論文作成の訓練をもっと行うべきである」5名、等の回答を得た。

学生満足度調査の導入状況については、上記のアンケート調査で実施した。その結果、20名中18名（90%）が満足しているとの回答を得た。

その後このような形の授業評価や学生満足度調査は行っていないが、上述のセメスタ毎に2回ずつ行われる全教員、学生参加の研究中間発表会において各学生の発表に加えて意見交換の場を設定しており、その場で意見交換を実施していることで必要な授業評価や学生満足度に対する調査が実施されている。さらに、JICA留学生に対してはJICAによる学生生活を含む全般的なモニタリングが概ね1セメスタに2回程度実施されている。そのうち1回は指導教員が出席し、授業評価や学生満足度の把握を行っている。

なお、卒業生に対する在学時の教育内容・方法の評価や、高等教育機関、研究所、企業等による卒業生に対する評価は導入・実施していないが、今後、卒業生に対するアンケートの実施を検討するとともに、特に定常的な意見聴取が困難な海外からの留学生については、教員の研究教育活動の機会と併せ、現地にてモニタリングを行うなど、帰国後の状況

把握および帰国後の現状を踏まえた評価を実施することを検討している。

(3) 国内外における教育・研究交流

国際地域学研究科の設置の趣旨を踏まえ、国際地域学研究科には国際的な情報交流センターとしての機能を持たせて、国内外の諸研究機関との連携を推進すること、国際的な水準の研究を実施すること、およびその研究成果を発信して特にアジア太平洋地域の学術研究の進展に寄与すること、等を基本的な方針として位置づけている。その一環として、国際化への対応を図るため、バンコク・アジア工科大学における国際地域学研修への参加、海外におけるフィールドワークの実施などを行っている。また、JICA 長期研修員をはじめとして留学生を積極的に受け入れている。さらに教員のみならず学生も、海外における学会や国際会議での発表を行うなど、情報の発信に努めている。このために海外における学生の発表に対しても補助を行っている。

特に、平成 13 年度に文部科学省のオープンリサーチセンターに採択された「国際共生社会研究センター」においては、これまで 4 回の国際公開シンポジウムを開催し、内外の研究者や実務者との研究交流を行っている。さらに、このシンポジウムに講師として招聘した外国人研究者と研究科教員および院生などによるワークショップを開催している。この他、タイにおいてアジア工科大学との共催により国際ワークショップを 2 回開催している。平成 16 年度においては、同センターから東ティモールに環境を中心とする調査団を派遣し、成果を関係機関に提言している。なお、同センターはその活動を日本語のみならず英文のニューズレターとして多方面に発信している。以上の諸点が教育研究交流を緊密化させるために国際地域学研究科がこれまで採ってきた措置であり、これらの活動は国内外の諸研究機関を中心に高い認知と評価を受けているところであり、今後とも一層の拡充を図ることとしている。

さらに、大学院間の組織的な教育研究交流として「国際共生社会研究センター」では、外国人研究者を招聘し共同研究を行うとともに、大学院における特別講義、教員との研究交流を行っており、過去 3 名が来日している。

また、外国人研究者の受け入れ体制としては、平成 15 年度から開発途上国の若手行政官や研究者を、JICA 長期研修員制度による留学生として受け入れている。これに伴い、英語による授業を本格的に開始して、英語による授業のみで学位が取れるようにしている。その結果、英語圏からの学生の増加、授業活性化による他科目への好影響に加えて、すでに 3 名が英語による授業および論文によって修士号を取得するなど、適切に推進されている。

平成 15 年度 4 月に開設された国際地域学専攻博士後期課程においては一層国際学術交流を促進することとしており、海外におけるフィールドワーク、国際会議、学会への参加を図っており、教育研究およびその成果の外部発信についても、ホームページや『大学院紀要』の刊行等を通して適切に進められている。

このように国内外における教育・研究交流が実施されているが、さらに留学生には日本語指導等により、コミュニケーション手段修得のための配慮措置が適切に講じられている。今後とも、英語による支援体制の一層の充実、海外からの直接受験の制度化、外国人留学

生のための奨学金獲得のため支援、外国人招聘研究員に対する宿舍の提供、国際交流の拠点としての国際交流会館の整備などについて検討して行くこととしている。

(4) 学位授与・課程修了の認定

(学位授与)

国際的に通用する高度な専門的知識を有する専門家や研究者を養成して社会に送り出すことが国際地域学研究科の目的である。このことから国際地域学研究科における学位授与の基本的な方針としては、所定の単位を修得するとともに、研究論文を完成し審査を受けることに加え、広く国際社会に受け入れられ得る専門的業務に必要な研究能力、およびその基礎となる豊かな学識と国際的な感覚を身につけている者に学位を授与する方針である。海外の企業や国内にあっても国際的活動に関与する団体および企業において、各研究成果を活かした活躍を開始した修了生たちの状況に鑑みれば、学位授与の方針と目的は適切に進められてきたと思料される。

国際地域学研究科における学位の授与状況は、平成14年度に修士課程修了者15名を出して以来59名に修士号を授与している。さらに平成15年度に設置された博士後期課程においては、平成18年3月に1名が修了し、博士号を授与した。

修士号の学位の授与方針・基準については、所定の30単位以上を修得し、修業年限期間である2年間で研究論文を完成し、審査を受けることである。

修士号は、必要な研究指導を受けた修士論文の審査と、最終試験に合格した者に授与している。学位審査の透明性・客観性を高める措置として、論文審査にあたっては、1名の主査と1名の副査による事前審査によって判断され、最終試験は国際地域学研究科・専攻の教員全員をもって1名ずつに公開の学位論文発表会において口述試験を行っている。論文審査と口述試験の結果は、国際地域学研究科委員会で最終審査される。そして、修士論文を本学附属板倉図書館に保存、閲覧に供するとともに、修士学位論文要旨・審査報告書を刊行することによって審査の透明性・客観性を確保している。また、修士学位論文要旨については国際地域学研究科のホームページでも公開している。このように、特に学位審査の透明性・客観性に配慮した各種の措置が適切に進められている。なお修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定は、制度はあるが実際には行っていない。以上のような手続きを踏んで、基本的な方針および目的を踏まえた学位授与がなされてきている。

博士号の学位の授与方針・基準ならびに学位審査の透明性・客観性を高める措置については、本学『大学院要覧』、本学大学院学則、学位規則および学位論文提出に際して必要とされる研究業績・発表論文等について定めた国際地域学研究科国際地域学専攻博士学位論文審査に関する内規に従って対応しており、主査、副査に加えテーマと内容の必要性に応じて本研究科以外の当該関連分野の研究者にも参加を依頼して客観的な視点を加えた審査を行っており、適切に進められている。

留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置については、英語のみによる講義、演習および研究指導を受けている留学生以外はアジア圏諸国の出身者であり、日本語での講義・演習を受けることについて支障はない。ただ、日本語能力を

より高めるため研究テーマに即したレジュメの作成と発表、それをめぐる質疑討論を課している。国内の学会での発表や学術雑誌などへの論文投稿を薦めており、その課程で日本語による高度な発表や論文作成についても指導を行っている。その効果は、日本人学生と遜色ないか、あるいはそれ以上といってもよく、その成果は学位論文に現われていることから、適切に効果があがっている。また、日本語が不得意な留学生のために、英語のみで講義・研究指導を受け課程を修了することができる。

(課程修了の認定)

標準修業年限未満で修了することを認めている国際地域学研究科の措置については、30単位の授業科目の内、S または A のすぐれた成績評価を受けた上に、例えば国際地域学研究科の大学院生の提出した研究論文に対して学会賞を授与された場合、または社会的に優れた業績として認められた場合などが考えられるが、最終的には国際地域学研究科委員会で決定される。国際地域学研究科では短期修了のケースはまだないものの、将来の可能性としては十分に想定でき、また成績優秀な大学院生に対するインセンティブという意味においても、当該措置は妥当なものとして継続すべきものと考えられる。

八. 生命科学研究所

生命科学研究所は、教育目標を「生命現象を理解するための高度な知識を習得し、広い視野と倫理観をもって人類が直面している地球規模の課題に果敢に挑戦し、地球社会に貢献する研究能力を持つ人材を育成する」としている。博士前期課程では、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度な専門性が求められる職業等を担うための卓越した能力を培うこと、博士後期課程では、生命科学の高度な専門知識と国際的な幅広い視野を習得し、研究者として自立して研究活動を行い、その他の高度な専門的業務に従事する研究能力をもつ人材を育成することに取り組んでいる。

生命科学研究所は、博士前期課程（平成 13 年）、博士後期課程（平成 15 年）がそれぞれ開設されていることから、設立趣旨を遵守しながら、目標を達成するための教育方策として、まず特色のあるカリキュラムの構築、高度な技術が創造的志向を養うための研究指導の充実、修士学位および博士学位の授与の厳密な評価基準などの根幹となる基盤整備を行っている。さらに、ティーチング・アシスタント (TA) 制度を活用した職業的意識の涵養、研究者として自立した研究活動を促進するための大学院生の研究成果発表の支援、短期修了制度の整備とこれに関連した学部博士前期課程の一貫教育、生命科学研究所の 2 つの重点研究分野（植物と微生物）を核とした海外の研究者との交流推進および産業界の研究者との交流推進、を達成すべき目標として取り組んでいる。

(1) 教育課程等

(大学院研究科の教育課程)

1 研究科 1 専攻である生命科学研究科では、東洋大学の「5 つの目標」を念頭に、研究科の理念・教育目標に基づき、学部・研究科の一環教育を推進している。

生命科学における研究領域は広範囲に渡っているが、これまで一般的とされた動物、植物、微生物という古典的な分類にとらわれることなく、この地球を生命圏とする生物間、または生物と地球環境あるいは宇宙環境との相互作用を根底にした研究領域を設定し、生命科学に関わる多面的な分野において高度の専門性が求められる社会の要請に応える能力を養うための教育課程を編成している。基礎となる生命科学部においては、バイオサイエンスコース、バイオエンジニアリングコースおよび地球環境生物学コースを設置し、生命科学に共通する専門知識と基礎技術を習得することを重点とし、学生の履修の便宜を図っている。生命科学研究科においてはこれらのコースをそれぞれより専門的かつ発展させ、広範囲な生命科学の研究領域を代表とするものとして、生命情報科学研究領域、生命機能科学研究領域および生命環境科学研究領域という 3 領域に新たに発展させ、より効果的、効率的に教育・研究を推進している。これらの 3 領域の特色および講義科目とその内容は次の通りである。

①生命情報科学研究領域

近年、分子生物学と情報工学を基に急速に発展してきた分野であり、生命の基本である遺伝子データ（ゲノム解析等）を生命情報として扱い、生命現象を遺伝子レベルから解析することによって生物個体全体を総合的に明らかにする新しい学問領域である。ヒトゲノムに代表されるゲノム情報科学は、将来新たな研究領域や研究概念を創出する分野であり、医療・産業等の人間社会への貢献に対して計り知れない潜在的ポテンシャルを有し、今後、研究者が最も必要とされる領域であると考えられる。

講義科目：情報分子構造特論、生物情報科学特論、情報分子化学特論、光生物システム特論、植物病理学特論、生命情報制御学特論

②生命機能科学研究領域

生命体の基本は細胞であり、細胞内器官の働き（機能）により生物個体は生命活動を維持されている。これらの機能を分子・細胞レベルの視点から捉え、かつ細胞間および生物個体間の情報伝達（シグナリング）を総合的に扱う学問領域である。さらに生命情報科学研究領域との連携により、生命の発生・分化等の解明につながるばかりか、ゲノム情報科学の進展（ポストゲノム）を促進し、応用分野へも大きな発展が期待される研究領域である。

講義科目：応用分子遺伝学特論、細胞機能学特論、細胞制御工学特論、極限環境微生物学特論、植物細胞工学特論、植物代謝工学特論、酵素工学特論

③生命環境科学研究領域

生物個体間あるいは生物と環境との相互作用に関する事象を扱う分野であり、これまで比較的手薄とされる分野であったと考えられるが、地球環境の保全ないしは生命圏（バイオスフェア）の解明をも視野に入れた研究領域であり、実社会との関連において、今後、必要とされる領域である。

講義科目：分子制御学特論、分子識別情報特論、生物生体エネルギー学特論、環境微生物学特論

物学特論、バイオレメディエーション特論、地球情報学特論

これらの領域とは別に将来の生命科学に関わる人材において、生命に対する倫理観の涵養が重要であることから、「生命倫理特論」を特別に共通の領域として配置している。

以上述べたように、生命科学研究科の教育課程は、学部教育の3領域を基盤として生命科学分野の近年の進展に対応し社会的ニーズに応えるべく、より高度の専門領域を有した人材を育成するために領域制を設定しており、博士前期課程では、この3領域に跨る高度な知識と研究能力を養成するとともに、「生命科学特別研究 I~IV」および「生命科学特別輪講 I~IV」を配置して、高度の専門性が求められる職業を担う能力を培う研究教育を行っている。これらの教育課程は、大学院設置基準第3条第1項「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」という規定の趣旨に適合したものとなっている。さらに、博士後期課程では、基本研究領域を踏まえて、今後も急速に発展して行くであろう生命科学の高度な専門知識と国際的な幅広い視野を習得し、高度な専門性を基盤にした独創性のある研究を構築するために、「生命科学特殊研究 I~VI」および「生命科学研究指導」を配置している。それぞれの研究領域に関わる特殊研究を教授し、研究者として自立して研究活動を行い、その他の高度な専門的業務に従事する研究能力をもつ人材を育成するための研究指導を実施している。従って、大学院設置基準第4条第1項「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という規定の趣旨に適合したものとなっている。

生命科学研究科は生命科学部を基礎に設置されており、すでに述べたように本研究科の教育プログラムは、学部の教育プログラム内容に特徴を持たせ、進化させる形式で編成されている。教員は生命科学部（学士課程）の専任教員が博士前期課程、博士後期課程を兼任して担当しており、研究科学生のごほとんどが学部卒業生である。実質的な面でも、学部学生と博士前期課程の学生は基本的に同じ実験スペースを利用しており、研究科学生が取得した実験技術を学部の卒業論文・卒業研究着手4年生に指導する、あるいは学部生と共同で実験を行うなどしており、緊密な関係が構築されている。研究科にはティーチング・アシスタント（TA）制度があり、学部の実験実習の補助、指導をしている。これらのことは、研究科の学生自らの教育研究に対する意識と専門的研究の職業的意識の向上に反映させるために役立っている。これらのことから、学部・研究科の相互の教育内容が教育効果を上げていると判断され、適切性に現在のところ問題はないと判断している。

生命科学研究科では博士前期・後期課程の一貫教育システムの形式をとってはいないが、同一指導教授により前期課程から後期課程へと段階的に配慮された、きめ細かい指導が実施されている。博士前期課程は、特論および実験・演習を中心にして専門的学識と素養を学び、博士後期課程では、講義と実験を併せ持つ「生命科学特殊研究」がセメスタ毎に段階的、体系的に配置され、高度な研究能力を持つ研究者として自立できるようになっている。従って、博士前期課程における教育内容と、博士後期課程における教育内容の適切性に問題はないと現段階では考えている。ただし、博士後期課程は、平成17年度に完成年度を迎えたばかりであり、今後、問題点が出てくれば柔軟に対応して行かなければならない。

学位授与までの教育システム・プロセスについては、博士前期課程では講義と研究を主体とし、博士後期課程では研究指導を中心としている。高度な知識を習得しこれをもとに技術習得を行いながら研究活動を行える能力の修得段階（修士）から、学生が自ら研究を展開し一定の成果を上げ、学術論文を公表して独立した研究者へ能力を高める段階に移行するようになっている。いずれの課程においても教育と研究の成果に応じて、短期修了制度を利用できる。短期修了制度はセメスタ制を実施していることから、半年毎に短縮修了が可能である。今後さらに博士後期課程の学生の教育状況を見守る必要はあるが、現時点では適切性に問題はないと考えている。

生命科学研究科は、創造的な教育プロジェクトの推進に関してまだ具体的な実績は上がっていない。生命科学研究科においては、工学研究科と連携のもと採択された、「21世紀COEプログラム：バイオ科学／ナノテクノロジー融合研究プロジェクト」を更に発展させ、工学研究科との連携強化による新たな学問領域の創造を目指して、「独立大学院 学際・融合科学研究科バイオ・ナノサイエンス融合専攻」を平成19（2007）年度より新設する予定である。これらを通して、創造的な教育プロジェクトを模索していく。

（単位互換、単位認定等）

本学研究科には、他大学院との単位互換制度として「首都大学院コンソーシアム協定聴講生」制度があり、本学大学院学則8条に基づき、加盟大学院の開講授業科目を聴講することにより、10単位までは課程の修了に必要な単位として修得することができる。また、本学内の他の研究科の授業科目を履修した場合も同様に、10単位までは修了に必要な単位とすることができる。また、独立行政法人海洋研究開発機構とは大学院学則第9条に基づく協定を結び、学生の研究指導を委託することができるようにしている。このように、学生が、生命科学分野の幅広く専門的な知識を習得するための単位互換、単位認定となっている。希望学生は、指導教員の承認を得て行われており、適切性に問題はない。実際に工学研究科との間で単位認定を行った例がある。

（社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮）

生命科学研究科では、これまで留学生を受け入れた実績はない。留学生のための特別な入試制度は取り入れられていないため、日本語あるいは英語の語学力が担保された学生が入学してくるシステムとなっている。従って、日本人学生に対する教育研究指導と基本的には区別することなく行われる。しかし、文化や学力基盤の違いが想定されるため、特に研究指導において、指導教員が英語による指導などの配慮をしていく。

一方、社会人の受け入れに対しては門戸を開放しており、博士前期課程では入学時において4年制大学卒業後1年を経過し一定の勤務に従事している者、または本学大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で一定の勤務に従事している者に対して、社会人推薦入試を行っている。博士後期課程については、入学時において修士の学位を有する者、または、本学大学院において修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で一定の勤務に従事している者について推薦入試を行っている。現在、博士後期課程に1名の社会人の学生が在籍している。なお、博士前期課程

の講義科目と研究指導は、2セメスタで修了に必要な単位が修得できるようになっており、在職しながら学ぶ社会人学生が、通常の在学期間2年のうち半分は大学だけでなく会社の研究所においても研究が行えるように配慮している。

(生涯学習への対応)

生涯学習への対応については、学部として行っているが、研究科としては行っていない。高度な基礎知識が必要であり、実験を伴う研究科としての性格から、生涯学習の推進を目的とした社会人の教育研究については積極的に考慮していないし、今後も当面検討する予定はない。

(研究指導等)

生命科学研究科は、全ての大学院生に対して主指導教員と副指導教員を認定し、主指導教員が履修指導から論文指導までを責任をもって研究指導を担当する体制をとっている。博士前期課程においては、大学院生は担当する指導教員の「生命科学研究Ⅰ～Ⅳ」(演習)および「生命科学研究特別輪講Ⅰ～Ⅳ」(演習)を、博士後期課程においては「生命科学研究特殊研究Ⅰ～Ⅵ」(講義・実験)と「生命科学研究指導」を履修しなければならない。授業形態としては講義、演習(博士前期課程)と講義・実験(博士後期課程)がある。博士前期課程では講義、演習により生命科学分野の高度な知識を習得するとともに、実際に研究活動へ着手し、バイオ分野で求められる職業を担うための技術修得ができるように指導している。博士後期課程では、前期課程を発展させ、指導教員のもとで先端分野の専門性を高めるとともに、実際の研究の計画と実施、更には学位論文作成へと展開するように指導を行っている。博士後期課程では中間発表会を開催しており、全教員による研究指導と位置づけている。

これらの集大成として修士学位論文あるいは博士学位論文が作成できるように指導している。生命科学研究科における研究と教育の水準を向上させるために、大学院生に国内外の学会や研究会に積極的に参加し研究発表させることを1つの教育方法として採用している。特に研究発表や論文については、関連学会等で高い評価を受けることを念頭に入れて指導している。これらのことから、学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性は現時点では問題はないと考えている。

学生に対する履修の指導は『大学院要覧』を配布し、シラバスとして『大学院講義要項』を配布して行うとともに、入学時にガイダンスを行って指導している。これまで、履修指導上の問題はないため、改善等の予定はない。シラバスは「東洋大学 Web 情報システム」によりインターネットでも公開している。

学生への教育研究については、主指導教員を中心に個別に face to face で行われている。生命科学研究科では、指導教員のもとで論文調査による海外の研究動向の調査が行われ、それに基づき独創的な研究を目指して様々な実験を行い、学会発表あるいは投稿論文として成果を外部に公表する過程が、最も重要な研究教育の場である。大学院生を指導しているほぼ全教員が毎年学会に成果を学生とともに発表しており、熱心で献身的な指導が行われている。生命科学研究科では、大学院生の国内外の学会発表に対する旅費等の一部補助

を、本人が発表することを条件として、出張費（東京より 100km 以上）が発生する場合（原則として年間 1 回）に実施している。平成 17 年度は、国内発表 28 件、海外発表 3 件について補助を行った。実際に、学会発表や論文発表も増加してきており、その研究成果が評価され学生が賞を受賞する例もでてきていることから、研究指導の成果が現れてきていると判断できる。これらのことは、指導教員による個別的な研究指導の充実度を表していると考えている。

東洋大学には、井上円了記念研究助成金の制度があり、大学院生が研究計画書を提出し、採択されることで研究助成を受けることができる。生命科学研究科では、この制度を大学院生の学問的刺激を誘発するために積極的に利用しており、平成 16 年度に 2 名、平成 17 年度に 6 名、平成 18 年度に 4 名の学生が研究助成の採択を受けて研究に取り組んでいる。また、まだ採択の実績はないが、日本学術振興会特別研究員への応募も、平成 17、18 年度ともに 5 件となっている。教育研究効果は、学生の研究に対する熱意の高さにより一層高まると考えており、教員と学生間の学問的刺激を誘発させるための措置として適切なものと考えている。

指導教員にかかる学生からの変更希望は、これまでに指導教員の退職や昇格人事による変更事例がある。研究分野の変更希望はこれまでに事例はない。しかし今後様々なケースが予想されるが、現在、研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策は明文化された形になっていない。平成 19 年度までに研究科委員会で検討を行い明文化する。

才能豊かな人材を発掘し、その才能にかなった研究機関等に送り込むことなどを可能ならしめるような研究指導体制の整備状況については、多くの大学院生が学部の卒業論文研究テーマを継続しており、各指導担当教員による懇切丁寧な指導が実施されているが、希望する学生には、「研究指導委託制度」により独立行政法人海洋研究開発機構の研究指導を受けることも認めており、その他農業試験場、民間企業の研究所等で研究指導を受けている大学院生がいる。大学側の教員と外部の研究機関の研究指導担当者の密な連携のもとで研究指導状況の確認がなされている。

これらのことを総合的に判断して、博士前期課程における「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を持つ人材の育成」および、博士後期課程における「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる学識を持つ人材の育成」という目標達成に一定の成果を挙げていると判断している。しかし、めざましい進歩をとげるバイオ分野における教育指導は、研究科の理念・目的を堅持しながらも、教育課程等については、講義科目の内容から研究指導に至るまで、柔軟に対応して行くべきものでなくてはならない。

（２）教育方法等

（教育効果の測定）

大学院における博士前期課程の教育効果は、講義科目による学力の向上と修士論文研究を通して修得される専門知識や技術に分かれる。前者の場合は、学部同様に担当教員に委

ねられている。論文指導は、主指導教員を中心として行われており、ゼミや中間報告会等で専門知識の向上や研究に対する考え方の指導が行われており、教育効果が測定されている。最終的には、修士論文要旨、修士論文および修士論文発表会で教育効果が測定されている。これらの教育効果は、国内外の学会発表会、助成金の申請状況や学位論文発表会や学位論文等によって総合的に見ることができる。博士後期課程は「生命科学特殊研究 I～VI」(講義・実験)と「生命科学研究指導」の成績により教育効果が測られているとともに、『博士後期課程研究報告書』を刊行しており、学生の学会発表や論文発表などの研究活動を記載しているため、それぞれの教育・研究指導の効果が明らかにされている。また、博士後期課程では中間報告会を学位取得の必要条件としており、最終的には学位論文の審査・公聴会により教育効果が測られている。

指導教員を中心としてきめ細かい指導がなされており、修士学位および博士学位の認定は、論文発表会等を通じて全教員が参加して出口としての教育効果の測定も担保されている。大学院生の学会発表および論文発表も活発に行われている。生命科学研究科では、これらのことから現状としては満足すべき水準である。

博士前期課程を修了して就職する学生の進路状況は、食品、医薬、化学、サービス業など分野が多岐に渡っているが、学部と比較すると研究・開発職に就いている率が高くなっている。博士後期課程については、第1期生4名の実績のみであるが、いずれもポストドクとして研究者の道を歩み始めており、2名は学外の研究所(海外大学1名、国立研究所1名)であり、2名が学内プロジェクトにPD(研究助手)として雇用されている。

(成績評価方法)

成績評価は、絶対評価に準じてS、A、B、C、D表記の評価方法を採用している。成績は、S(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)、D(59点以下)であり、Dは不合格である。S評価の導入により、より優秀な成績をあげた学生を評価している。講義、演習の成績評価はそれぞれの担当教員の判断において実施されている。評価結果は、奨学金の配分、短期修了の審査、後期課程への推薦入学にも活用している。生命科学研究科の修了要件は下記(4)学位授与・課程修了の認定に示す通りである。論文審査においては、論文発表会を実施し、主指導教員および副指導以外の意見等も審査内容に取り入れ、片寄せた審査基準が無いように図っている。これらのことから、成績評価方法の適切性について特に問題はないと考えている。

(教育・研究指導の改善)

学部では、現在、授業に関するアンケートを行い、授業の改善等の利用に供しているが、研究科では定期的なアンケート調査は行っていない。研究科の教育研究は、講義科目についてはいずれも少人数形式となっており、各教員により学生の意見を直接吸い上げる形になっている。修士論文、博士論文の指導については、それぞれの教員が細やかに対応しており、公開の論文発表会で学生が成果を発表した段階で、評価を受けることになる。

シラバスについては、定型フォーマットを使用しており、講義科目については、目的・内容、スケジュール、指導方法、成績評価の方法、参考書を明示して受講する大学院学生

が各シラバスの比較検討ができるように配慮している。シラバスは、『大学院講義要項』に記載するとともに、ホームページからも学生は確認できるようになっている。一部教員間で、記載の方法に差がみられるため、平成 19 年度から統一化を図る。

研究科の教育研究は、一般講義科目については、いずれも少人数教育となっている。一方、研究教育は、実験を教員と院生が face to face で行っている。これらのことから、学部において行っている講義科目ごとの定期的なアンケート調査は、必ずしも有効でないと思われる面もあり実施していない。ただし、研究科の自己点検として、これまでに講義等を含め学生の満足度調査として、院生に対するアンケート調査を実施している。平成 14 (2002) 年度に行ったアンケート調査の結果では、授業内容についての不満は出されていない。平成 18 年度は、博士課程が完成年度を迎えた段階にあるので、アンケート調査等を実施し、今後の教育・研究指導における問題点を抽出し、その改善に向けた今後の取り組み方法について検討する予定である。

卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入および高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価は、生命科学研究科では取り入れていない。

研究科の教育は、学部と異なり、指導教員と学生間の実験を通してなされる教育が実質的に重要な役割を果たしている。その面においては個々の教員に委ねられている部分は大きい。その成果を修士論文や博士論文の発表会を通して、全教員による組織的な評価を受けるシステムとなっている。外部評価は学会発表や論文発表を通して評価されている。生命科学研究科では教務委員会を配置しており、教育・研究指導の改善に取り組んできた。現状では、学生から特に不満があつて問題となったケースは発生していない。しかし、総合的な観点から教育・研究指導の改善を強化するために、FD 活動の充実が必要である。まず、教育改善委員会（仮称）を組織し、在学生のアンケート調査や卒業生の外部評価等の調査を通して生命科学研究科としての教育・研究の指導のあり方について検討する。

（3）国内外における教育・研究交流

生命科学研究科は、融合分野でのバイオテクノロジー教育・研究を特色としており、国内外の教育・研究交流に積極的に取り組む必要がある。生命科学研究科は開設されたばかりであること、1 研究科 1 専攻である現状を考慮して、核となっている研究分野およびそのプロジェクト研究を中心として、国際化への対応と国際交流を推進して行き、研究科全体へ波及させることを基本方針としている。

生命科学研究科の研究分野の柱の一つである「21 世紀 COE プログラム：バイオ科学／ナノテクノロジー融合研究プロジェクト」では、国際シンポジウムを開催するなど、海外共同研究者のもとに毎年、学生が派遣されており、活発な教育・研究の交流が行われている。また、学生の海外での研究発表を促進するために、学会出張の助成を行っており、毎年数名の学生が海外での発表を体験している。これらの国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置は、国内外の研究者とのコミュニケーションにより学生のグローバルな能力を養うことに大きく貢献している。平成 19 (2007) 年度には学際・融合科学研究科が新たに設置される予定になっており、この協力のもとで、さらに活発な教育・研究の交流

が行われることを期待している。

生命科学研究科は国内外機関との共同研究（東洋大学バイオ・ナノエレクトロニクス研究センター、独立行政法人海洋研究開発機構等）やプロジェクト研究（群馬県地域開発促進拠点支援事業、埼玉県地域結集型共同研究事業等）にも積極的に参加している。これらにより、大学院生の中に生命科学研究科で学ぶことに対する自信が芽生え始めている。特に、海洋研究開発機構は、東洋大学大学院学則第9条に基づいた研究指導委託制度の協定機関となっており、この制度を利用して研究・実験のみならず、研究指導を受けることができる。いずれも従来から共同研究を行ってきた教員が指導している学生によるものであり、外部機関との教育・研究交流が積極的に行われている。また、私立大学学術研究高度化推進事業として「植物の健全育成モニタリングシステム開発プロジェクト」が産学連携研究推進事業として採択されており、民間企業を含めた他機関との研究交流も行われている。これらの国内外の教育・研究交流は、学生にとって、幅広い教育・研究を受けることが出来、視野の拡大と将来への方向性を考える良い機会となっている。今後、学生の教育研究の高度化をしっかりと見据えた上で、研究指導委託の協定機関の拡大あるいは連携大学院の可能性を模索して行く必要がある。

これまでに、生命科学研究科として外国人研究者の受け入れを行ったことはないが、国際化への対応と国際交流の推進のために、外国人研究者の受け入れを促進して行く必要がある。そのためには、研究科の研究環境の改善と東洋大学の受け入れ体制の充実を図る必要がある。大学院研究科委員長会議を通じて要望していく。

教育研究成果の発信については、研究成果を国内外の学会で発表および研究論文として国内外の雑誌等に発表している。年度ごとの研究成果については、研究科の全専任教員は生命科学部と兼任していることから、学部が刊行している「生命科学-Life Sciences」において公表されている。今後は、より広く外部発信をするため、ホームページの利用を検討していく。

国際的な教育研究交流、学術交流のためには、コミュニケーション能力の修得が重要であるが、平成18年度より、東洋大学全体で海外留学を支援するための、語学教育プログラムである「英語特別教育科目」(Special Course in Advanced TOEFL)が実施されており、生命科学研究科の学生も履修することができる。その適切性を判断するためには、今後の状況をみていく必要がある。

(4) 学位授与・課程修了の認定

(学位授与)

学位授与方針は、修士と博士の学位では、基本的な性質が異なっている。博士前期課程では、研究者へ成長していくための基礎的能力、あるいは専門性を持った人材として民間会社で活躍できる能力が習得されていることが重要であり、卒業後の進路先で更に能力を高めていくべきものである。このことから、修士学位は単位の取得、提出された修士論文の内容および修士論文発表会におけるプレゼンテーションと質疑応答能力が、基準を満たしていれば積極的に修士の学位授与を行っている。博士学位は学位取得後に研究者として

自立して行ける能力が備わっているかを含めて、慎重に見極めることが授与する側の責任である。成文化した基準に基づいて所定の手続き（中間発表会、審査会、公聴会）を経て授与するが、その過程で慎重な議論がなされるべき性質のものである。

生命科学研究所は、平成 13 年 4 月に博士前期課程を開設し、これまでの修士学位の授与状況は、平成 14 年度に 37 名、平成 15 年度に 11 名、平成 16 年度に 20 名、平成 17 年度に 14 名で、これまでに計 82 名に修士学位授与を行った。平成 15 年 4 月に博士後期課程を開設し、平成 17 年度に一期生 4 名に博士学位を授与した。博士前期課程の修了要件は、2 年以上在学し、30 単位以上を修得して修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。但し、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたものについては、1 年以上在学すれば足りるものとしている。これらの修了要件を満たし、原則的に全教員の出席のもとで開催される修士論文発表会で研究成果を発表し指導教員が修了を認めた者を修士学位として認定している。

修士学位の授与状況は、在籍学生の数の変動により年度間のばらつきはあるが、1 学年の定員数 15 名であることを考えると、これまでのところ順調に推移している。なお、該当学生のほぼ全員が修了認定とともに、学位の認定を受けている。修士学位認定は、単位の修得と指導教員の判断によるところが大きい、多くの高度なレベルの研究が博士前期課程で実を結んでいる現状を考えると適切に運用されており、問題はないと思われる。また、修士論文発表会では、様々な分野の教員から質問がなされており、授与に一定の緊張感を持たせており、問題はないと認識している。なお、短期修了については、別途研究科内に運用規定（内規）を定めており、より慎重に修士学位に値する幅広い専門知識や技術を修得し、かつ優れた研究成果の実績があったかを審査している。この内規に基づいて、平成 17 年度に初めて短期修了による修士学位の授与を 1 名に対して行った。細部にわたる議論が行われ厳粛に授与認定がなされたと判断している。しかし、その議論のなかで、短期修了要件の解釈が曖昧であることや実際の手続き上のスケジュール等の問題点が指摘された。今後もこれらの点について内規の見直しをおこない、優秀な学生には積極的に短期修了を認めて行く予定である。

博士学位の授与状況は、これまでの実績としては、昨年度、博士課程に 3 年在籍した学生 4 名に博士学位を授与した。授与・課程修了の認定条件は、短期修了、社会人の受け入れ、論文博士を考慮して、下記のように規定されている。

- ①本博士課程に 5 年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む）以上在学し、30 単位以上を修得しかつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、前期課程においては 1 年以上、後期課程においては大学院 3 年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。
- ②学校教育法施行規則第 70 条の 2 の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期 3 年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に 3 年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在

学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

③上記に関わらず、博士論文を提出して、その審査および最終試験に合格し、かつ専攻学術に関し博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを認定された者にも授与することができる。

④学位の種類として、本博士前期課程を修了した者には「修士（生命科学）」、博士後期課程を修了した者には「博士（生命科学）」の学位を授与する。

博士学位の審査は、次のような審査方法・手続により厳正に行っている。

課程博士の場合、1) 審査を受ける前に中間発表会における研究発表を審査申請の要件としている。2) 審査委員は主査1名、副査2名を研究科委員会で承認、3) 審査委員による審査（口頭試問を含む）、4) 公聴会、5) 研究科委員会において論文審査報告を行い評価し、6) 研究科委員会で投票により授与が承認。7) 研究科委員長会議に審査結果を報告し授与が決定される。

それぞれの認定条件を考慮し、博士学位認定の詳細な運用規定（内規）を研究科内で作成しており、適切に対応できる状況は整っていると判断している。なお、博士学位授与に必要なとされる業績等の基準は、研究科委員会内の内規として別に定められており、指導教員を通じて学生には知らされており、透明性は保たれている。平成17年度に行われた博士学位も、初めての授与であったこともあり、運用規定（内規）に従いながらも、活発な授与認定のあり方が議論され、厳格に決定された。しかし、議論の過程において、研究者として自立して研究活動を行い、高度に専門的な業務に従事する研究能力が備わっているかをいかに判断していくかについては様々な議論があり、今後の短期修了や社会人および論文博士の授与を考慮する上で、今後、実際のケースに対応して議論を積み重ねて対応して行く必要がある。

修士論文に代替できる課題研究については、生命科学研究科では学則上は制度として置いているが、これまでに代替できる課題研究で修士論文を認めた事例はない。生命科学研究科では、実験を通して技術習得を教授することが重要であるため、これに代替できるかの判断は、研究指導教員から研究科委員会に提案され、生命科学研究科の教育研究の理念に適合している課題であるかどうかを審議し、可否を決定する。

修士論文審査は、本学の指導教員が行っており、基本的に外部関係者が審査に直接関与することはない。博士前期課程の学生は、外部研究機関で研究を行っている場合がある。この場合にも、外部研究機関と連絡を取りながら、最終的な論文審査は研究科の指導教員が行っている。これは、生命科学研究科としての審査基準をもつ指導教員が審査を行う必要があるためである。博士論文審査については、高度な研究を厳正に審査するために、研究分野によって外部審査委員が副査として審査に加わる場合がある。平成17年度に学位審査した一期生4名のうち1名の審査に外部審査員が加わっている。外部審査委員の審査手当が低いこと、審査のための旅費が支給されないことなどの課題があり、学位審査のための外部審査委員の制度の確立が急務である。

留学生の学位授与に関しては、入学時に日本語能力を審査していること、英語による指導や修士論文、発表会が可能であることから、問題ないと思われるが、生命科学研究科で

は、留学生をこれまでに受け入れた経緯がなく、留学生の学位授与に関する配慮の適切性については評価できていない。

(課程修了の認定)

生命科学研究科では、博士前期課程を1年ないしは1年半で修了することを制度として認めている。博士課程前期の場合には、課程修了に必要な履修単位を優秀な成績で修得し、研究に関する論文や学会発表などが短縮期間に応じて顕著な業績をあげていることを必要条件としている。さらに、修士論文発表とは別に、短期修了に値する十分に高い能力が備わっているかを見極めるために口頭試問を義務付けている。この制度は目的意識と高い能力を持つ大学院学生に対しては良い刺激となっている。これまでに、博士前期課程を1年で修了した学生は、平成17年度に1名のみであるが、今後も優秀な学生には、短期修了を認めてゆく。博士後期課程では博士前期課程に在学した期間を含めて3年で修了することを認めている。博士の取得条件は内規に明文化されており、短期修了の場合には必要とされる業績が通常の場合よりも厳しいものになっており、この条件を最低限満たす必要がある。生命科学研究科は、平成17年度に完成年度を迎えたところであり、博士課程の短期修了の実績はこれまでない。博士前期および後期課程の標準修業年限未満での修了には、厳しい条件が付けられており、課程修了の認定が適切に行われる制度となっている。

九. 福祉社会デザイン研究科

福祉社会デザイン研究科における教育内容とその方法についての達成すべき目標は、東洋大学が目標に掲げている「独立自活の精神に富み、知徳兼全な能力を備える人材を輩出し、もって地球社会の発展に寄与する」とともに「高水準、かつ特色のある研究拠点となる」ことに準拠しており、そのための方法として「総合大学の利点を活かす、良質な教育を行う」ことを目指したカリキュラムが編成され、それを実施していくことである。

こうした研究科の教育目標を踏まえ、各専攻は、専門領域の特徴をより際立たせるために、次のような具体的な教育内容の目標を設定している。すなわち、社会福祉学専攻の目標は、社会福祉の現象を解明するために、政策、制度、運営、実践をトータルに学び、知識や技術を福祉の現場に還元することであり、社会福祉の実践と理論構築に寄与できる研究者、教育者および指導者を育成することを目的としている。福祉社会システム専攻の目標は、社会福祉学と社会学とを融合させながら、福祉社会のあり方を総合的にデザインするとともに、社会学の実践および社会福祉学の理論化を図れる職場管理者や教育者を養成することにある。ヒューマンデザイン専攻の目標は、福祉社会をより大きな枠組みで捉え、総合科学の視点から福祉社会を創造的にデザインしていくことであり、また、保育学、健康科学および人間環境学などの多角的視点に立脚し、新たな福祉社会を創造しうる高度の専門職従事者ならびに研究者を育成することを目的としている。

以上のような目標を達成するための人材育成を目指した教育内容ならびに方法を実践していくことが、福祉社会デザイン研究科における達成目標である。

(1) 教育課程等

(大学院研究科の教育課程)

福祉社会デザイン研究科の博士前期課程および博士後期課程の教育課程は、大学院設置基準第3第1項、同第4条第1項に従っている。

本研究科の博士前期課程には社会福祉学専攻、ヒューマンデザイン専攻の2専攻が、また修士課程として夜間大学院である福祉社会システム専攻が置かれ、博士後期課程には、社会福祉学専攻、ヒューマンデザイン専攻の2専攻が設置されている。

社会福祉学専攻は、社会科学の理論的基礎に基づく社会福祉学を構築するとともにその実践論を追究する教育・研究を通して、社会福祉の解明力を培い、社会福祉の実践と理論構築に寄与できる研究者、教育者および指導者を育成することを目的としている。福祉社会システム専攻においては、社会と社会福祉学を再統合し、新たな福祉社会システム構築を目指す学際的な教育・研究を行うことにより、社会学の実践および社会福祉学の理論化を図れる職場管理者や教育者を要請することを目的としている。ヒューマンデザイン専攻では、保育学、健康科学、人間環境学を取り込み、広範囲にわたる福祉社会についての教育・研究を通して、より良い21世紀の福祉社会のための、人を中心に据えてデザインすることのできる高度専門職従事者、研究者等の人材を育成することを目的としている。

これらの目的を果たすために、福祉社会デザイン研究科はまず構造的に各専攻を細分化し、以下のような複数のコースを設けて、現代社会における高度化、複雑化した教育・研究内容に対応している。社会福祉学専攻では社会福祉原理歴史コース、社会福祉政策計画コース、ソーシャルワークコースの3コースが用意されている。福祉社会システム専攻においては、地域社会システムコース、保健福祉システムコース、地域福祉システムコースの3コースが設けられている。ヒューマンデザイン専攻では、子ども支援学コース、高齢者・障害者支援学コース、健康デザイン学コース、人間環境デザイン学コースの4コースが設けられている。

また、福祉社会デザイン研究科では上記の目的を果たすため、いずれの専攻・コースにおいても学生のニーズや教育効果を考慮し、課程ごとに異なる教育・研究を行っている。博士前期課程および修士課程では高度専門職従事者、教育者および研究者の基礎をなす能力の養成を重視し、基本的事項の養成、高度な専門教育も行うが、専門性を支える幅広い基礎内容の教育に力点をおいている。一方、博士後期課程では、前期課程または修士課程における高度専門職従事者、教育者および研究者養成のための基礎教育に応用性をもたせ、自ら研究および高度な専門業務を遂行し得る人材を養成するために、専門性の高い教育を行っている。

研究科修了者の進路状況に、そのような教育効果の一端を見ることができる。ヒューマンデザイン専攻ではまだ修了者がいないが、社会福祉学専攻博士前期課程および福祉社会システム専攻の修了者は、社会福祉施設、医療関係機関、種々のNPOおよび市民団体組

織などに多くの者が就職しており、教職に就く者や博士後期課程に進学する者も見られる。社会福祉学専攻の博士後期課程修了者の多くは、全国の大学、短大および専門学校の研究・教育職に就いている。

これらの福祉社会デザイン研究科の教育目的、内容および修了者の進路状況を加味し、現状について点検評価をおこなうと、まず、博士前期課程および修士課程に関しては、広い視野に立った清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うという博士前期課程の目的が十分に果たされている。また、博士後期課程に関しても、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うという目的に対して、博士前期課程と同様に、現在、適切な指導がおこなわれていると考えられる。

福祉社会デザイン研究科は、独立大学院として設置されたことから、学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、各学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係については、完全に対応するわけではない。しかし、社会福祉専攻は主として社会学部社会福祉学科との関係がもたれており、福祉社会システム専攻は主として2部社会学部社会福祉学科との関連がもたれている。ヒューマンデザイン専攻については主としてライフデザイン学部との関連が深い。ただし、これらの関連性は、学部ないしは学科の学士課程の内容を高度化しただけではなく、広範な関連領域との複合的な広がり実践的な内容を含んでいる。

福祉社会デザイン研究科においては、博士課程の一貫教育は行われておらず、博士前期課程の教育でその目的が果たされるようなシステムをとっている。博士前期課程、修士課程および博士後期課程のいずれにおいても、前述のごとく高度専門職従事者、教育者および研究者の育成を視野に入れた教育を行っているが、博士前期課程や修士課程ではその基礎的教育に主眼をおき、博士後期課程ではより高度な専門教育が主軸をなしている。

このような課程別の教育内容や方針は、博士前期課程および修士課程から博士後期課程に向けて段階的な教育を行うことにより、適切かつ効果的な教育効果を得るためのものであり、このような意図による課程の編制は両課程の関連性をより密接なものとしている。しかし、その密接な関連性はそのような単なるシステム上の問題だけではなく、専攻ごとの前期課程から後期課程へと通ずる教育によって構築され、また、両課程をほぼ同様の教員が担当していることもそれを支えている。

具体的には、博士前期課程および修士課程の場合、学部教育を発展させた専門的な教育や、研究テーマに関する現状把握や理論的根拠の実証のような基礎的研究が中心となる。また、博士後期課程の場合、前期課程の教育内容を進めた先端的な専門教育を行うとともに、研究テーマについても前期課程の研究を引き継いだ形でそれぞれの分野における先端的な研究に望んでいる。福祉社会デザイン研究科では前期課程修了者の中に進学する者も多く見られ、このような現状に両課程の連携の状態が認められる。

課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システムについては、福祉社会デザイン研究科が設置される以前の平成17年度までに社会福祉学専攻は社会学研究科において博士課程の修了生を輩出しており、このシステムが福祉社会デザイン研究科におい

ても踏襲されていることから、適正な教育システムであると判断できる。

創造的な教育プロジェクトの推進状況については、現在、この研究科が開設されたばかりであることから、具体的な活動は展開されていない。しかしながら、すでに韓国の韓日福祉経営協議会との連携の中で新しいプロジェクトの推進が検討されており、その活動の一つとして、平成 18 年 8 月には韓国において学会が予定されている。

以上の点検・評価に基づき今後の改善点をあげると、現時点では特に改善しなければならない点を指摘することはできない。従って、博士前期課程ならびに修士課程と博士後期課程の連続性を考慮した上で再度、点検・評価することが必要であると判断できることから、博士課程が完成年度を迎える平成 21 年度にこれを実施する。

(単位互換、単位認定等)

福祉社会デザイン研究科の単位互換については、委託聴講生制度ならびに「首都大学院コンソーシアム協定聴講生」制度がおこなわれている。両制度とも 10 単位を上限としているが、委託聴講生制度については、従来、社会福祉学専攻ならびに福祉社会システム専攻が大学院社会福祉学専攻課程協議会の制度を利用しており、今年度よりヒューマンデザイン専攻もそれに加入し委託聴講生制度の利用が可能となった。社会福祉学専攻との協定校は、上智大学、明治学院大学、日本女子大学、淑徳大学、日本社会事業大学、大正大学、立正大学、ルーテル学院大学、関東学院大学、立教大学、法政大学である。また、福祉社会システム専攻との協定校は、茨城大学、埼玉大学、千葉大学、東京外国語大学、都留文科大学、駒澤大学、成蹊大学、専修大学、中央大学、東京国際大学、常磐大学、日本女子大学、法政大学、武蔵大学、立教大学、流通経済大学、創価大学、立正大学、淑徳大学、明治学院大学、明治大学、大妻女子大学である。

単位認定については、10 単位までを修了単位として認定するとともに、受け入れ先大学研究科の単位認定について、成績を素点として提出してもらい、本学の成績評価の基準に照らし合わせて、S~D までの範囲で成績換算するという方式がとられている。

今後の改革・改善点としては、現在ある制度の拡大ということになるが、ここに示した制度以外にも、他の制度を導入するのか、また現在こうした制度を実施していないヒューマンデザイン専攻も何らかの制度の導入をするのかという点について、博士前期課程、修士課程の完成年度を迎えた後の平成 20 年に検討をおこなう。

(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)

福祉社会デザイン研究科に在籍している社会人学生は、博士前期課程ならびに修士課程で 28 名、また博士後期課程で 12 名である。外国人留学生については、博士前期課程に 5 名が在籍しているが、博士後期課程には在籍していない。

社会人学生の教育については、福祉社会システム専攻が夜間大学院であり、社会人学生を受け入れることを前提に、講義は全て平日の 18 時以降と土曜日に設定されている。また、ヒューマンデザイン専攻では昼夜開講によって社会人学生を受け入れているが、最近では昼間開講の社会福祉学専攻においても社会人の入学者が増えている。

社会人学生の場合、就業上の問題のほかに、本人の健康上の問題や、出産・育児ならび

に親の介護などのように、大学以外の生活の場において研究遂行上の支障となる様々な問題を抱えていることも少なくはない。福祉社会デザイン研究科としては、そのような状況においても勉学を続ける社会人学生の意志を尊重し、授業時間の設定に配慮することはもちろんのこと、それでも出席不可能な場合にはレポート提出に振り返る措置もとっている。さらに、やむなき事情がある場合、勉学や研究の進捗はペースダウンするが、休学しながらもそれらを継続していくこともあり、そのような状況にある学生に対しても個別に指導にあたっている。

このように、社会人学生が社会や家庭における責務を果たしながらも勉学を続けるには、様々な障害を乗り越えなくてはならず、福祉社会デザイン研究科ではその実情を受け止めつつ、可能な限り個々人の状況に合わせた指導を行っている。

外国人留学生については、現在のところは在籍している留学生の全てが本大学の学部からの進学者であり、日本語能力は高いことから、授業ならびに研究指導等の運営に関しては特段の配慮は必要ない。しかし、社会福祉学専攻や福祉社会システム専攻では、これまでに我が国における社会福祉の実情について十分に理解できていないまま入学した外国人留学生もみられていた。そのような場合、これらの専攻では入学後に履修科目や研究テーマについて本人が納得いくまで説明し、本人の希望を優先しながらそれらの選択の変更を認めてきた。外国人留学生の場合、研究計画を立案しても現場の受け入れ状況などの面から、研究が円滑に進められないというケースもあった。このような場合には、指導教員が現場に同行して調査活動を援助することもあったが、それでも実施不可能な場合には、本人と相談の上、研究テーマを変更してきたという経緯がある。

福祉社会デザイン研究科においても今後同様な事態や、様々な不測の事態が発生する可能性もあり、外国人留学生に対してはその都度臨機応変に対処していくことが必要であると考えている。

以上のような配慮のもとで、社会人学生や外国人留学生の教育を推し進めているが、平成 20 年度から自己点検・評価委員会による授業評価および満足度に関するアンケートを通して、表面化されない意見にも注意を払いつつ改善策を講じていく。また、平成 19 年度においても、履修ならびに研究遂行上支障をきたすような問題が生じた時点で、その都度個別に対応し、当該専攻または研究科全体で解決に向けて対処していく。

(生涯学習への対応)

福祉社会デザイン研究科において、社会人のリカレント教育を含む生涯学習の推進に対応した教育研究をおこなっている。入学生の平均年齢は 40 歳弱であり、学部卒業後進学した 20 代前半の学生がいくらかいる一方で、公務や企業を退職した 60 歳代の男女も少なからずいる。学生の多くは現役の有職者であり、高校教諭や大学教員などすでに研究教育職にある学生が含まれている。

生涯学習への対応については、現在のシステムで十分に対応可能であると判断できる。将来の改善・改革に向けた方策としては、福祉社会システム専攻以外の専攻についても将来的には生涯学習を見据えた教育について、その必要性が生じた時点で検討を加えることとする。

(独立大学院等の教育課程)

福祉社会デザイン研究科は独立大学院として設置されており、ある特定の学部教育内容の上に成り立っているわけではない。しかしながら、既設の学部等との関係は、本学9学部の全ての学部の総合力によって成り立つ研究科ではあるが、なかでも社会学部、ライフデザイン学部、工学部、国際地域学部がその核となっている。

社会学研究科内にあったときの社会福祉学専攻、福祉社会システム専攻は、その基礎を社会学部社会福祉学科および社会学科に置いたが、福祉社会デザイン研究科に移籍するに当たり教育課程表を改め、ライフデザイン学部や工学部、国際地域学部等との連携を強めている。また東洋大学附属研究所である人間科学総合研究所や現代社会総合研究所とも密接な関連を持っている。

ヒューマンデザイン専攻はライフデザイン学部、工学部の教員を中心に、国際地域学部や社会学部と連携し、教育課程を編成しており、上記2専攻と同様に人間科学総合研究所、現代社会総合研究所、あわせて工業技術研究所とも連携している。

福祉社会デザイン研究科と学部教育との教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性については、現状において学部教育の内容と十分に関係性が保たれていると考えられる。また、学部教育のレベルを視野に入れた福祉社会デザイン研究科の教育内容についても、学部教育のレベルだけではなく、社会人入学者のレベルにも対応できるような教育内容となっており、適切であると判断できる。

将来の改善・改革に向けた方策は、現行において特に問題も見出せず、改革の必要性も無いと判断できることから、特に改善に向けた検討をすることは予定されていない。

(研究指導等)

福祉社会デザイン研究科の博士前期課程ならびに修士課程においては、学生は入学志願時に提出した「研究計画書」に従い指導教員を選び、指導教員の指示に従い研究遂行に有効な科目を選び履修するよう指導がなされている。各専攻において教育課程は異なるとともに、研究テーマによっても研究指導の方法が異なるが、大枠として研究テーマと関連性のある科目群を履修するようにアドバイスをしており、それは各専攻、各コースに対応した科目群となっている。社会福祉学専攻においては、社会福祉原理歴史科目群、社会福祉政策計画科目群、ソーシャルワーク科目群に分かれている。福祉社会システム専攻においては、地域社会システム科目群、保健福祉システム科目群、地域福祉システム科目群に分かれている。ヒューマンデザイン専攻においては、子ども支援科目群、高齢者・障害者支援科目群、健康デザイン科目群、人間環境デザイン科目群に分かれている。研究指導は、研究テーマに合う科目群を中心に履修すべき科目を示唆するが、あくまで緩やかな履修コースであり、他の科目群から研究テーマに関連する科目を選ぶことも十分に可能となっている。

修士論文の作成については、研究指導教員が担当科目を通じて、定期的に的確なアドバイスをおこなう。基本原則として研究指導をおこなう教員は2年間の4セメスタを通じて研究指導をおこなうことになる。

福祉社会デザイン研究科は平成 18 年度に設置されたこともあり、修了生は出していないが、教育課程の展開ならびに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導については、現時点において適切におこなわれている。また、学生に対する履修指導についても、入学時に研究科全体で行う他に、それぞれの専攻単位やコース単位でも研究テーマに即した履修ができるように指導している。進級時やそれ以外にも学生の希望に応じて随時履修指導を行っている。これらの教育・研究指導に関しては、個人の教員が対応する場合もあるが、指導内容によっては研究科内の複数の教員で協議し、組織的な対応を進めている。

このように、学生は履修や研究について複数回の指導を受け、教員間の連絡も密にとられているために、様々な情報を得ながら履修及び研究を進めることが可能である。履修科目や研究テーマの変更希望がある場合にも、この多様性によりそれを受け入れる体制が整っている。事実、同様な方法をとってきた社会福祉学専攻や福祉社会システム専攻では、かつて履修科目や研究テーマの変更希望を認め、その結果、学生が研究により一層精力的に打ち込む姿勢を示すようになったというケースもみられている。このような過去の実績に照らし合わせて判断すると、福祉社会デザイン研究科における履修ならびに研究指導に関しては適切に行われていると思われる。

福祉社会システム専攻は過去 10 年間に 199 人の修了生を出した実績を踏まえて、新研究科に移行し、新たな体制のもとで研究指導について一層の充実をはかっている。

指導教員による個別的な研究指導の充実度については、随時、研究テーマの関連事項を説明した上で、個々の学生にその内容について詳細に検討することを課し、学生からの報告を受けて再度指導するということを繰り返している。また、定期的に専攻・コースごとに研究報告会を実施し、指導教員以外の教員からも指導を行い、研究促進を図っており、このことに関して十分な充実が図られていると判断できる。

複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化については、福祉社会デザイン研究科は主指導教員ならびに副指導教員が研究指導をおこなっているが、これは学生の研究テーマとも関係しており、主指導教員の専門領域では適切な指導ができない場合に、それを補う部分を副指導教員が指導することになる。ただし、指導の効果が十分に上がるよう、主指導教員と副指導教員は指導方針について定期的に打合せをおこなっている。

学問的刺激を誘発させるための措置としては、本学では大学全体のシステムとして、教員、学生のいずれに対しても個人および共同の研究に対する助成（井上円了記念研究助成金等）がある。さらに、福祉社会デザイン研究科は大学院生を中心にした研究紀要の発行が予定されているとともに、学生に対して学会発表などの旅費を補助する制度も整備されている。このような研究助成の機構のほか、本学に設置されている研究所等で開催されるシンポジウムや研究例会にも参加できるような間口が開かれている。

ヒューマンデザイン専攻に関してはまだ評価する段階には至っていないが、上記のような機構で運営されてきた社会福祉学専攻および福祉社会システム専攻では、教員および学生が毎年『大学院紀要』へ投稿しており、また、人間科学総合研究所、現代社会総合研究所、アジア文化研究所ならびに工業技術研究所におけるシンポジウムでも多くの発表が行われてきた。このような成果報告を見る限りにおいても、福祉社会デザイン研究科における上

記のような措置は、教員間、学生間およびその双方の学問的刺激を誘発するものとして適切に機能していると考えられる。

研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策については、指導教員と学生との間での話し合いによって、当該学生の研究分野に最も適した教員を紹介し、これまでの指導状況などについての申し送りをすることで対処することが確認されており、十分な対応が図られる。

才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関等に送り込むなどを可能ならしめるような研究指導体制の整備状況については、現在、本学に設置されているいくつかの研究所において整えられた院生研究員という制度のもとで、高度な研究指導の体制が確立されつつある。しかし、学生の才能を伸ばすための学外研究機関への送り込みに関しては、今のところ実施されていない。

将来の改善・改革に向けた方策については、現時点では特に検討の必要性が無いと思われるが、完成年度を迎えた後の平成 20 年度ならびに平成 21 年度において検討の必要性の有無について、検討をおこなう。

(2) 教育方法等

(教育効果の測定)

教育上の効果については、専攻や課程により異なるが、最終的には単位取得数や研究論文の内容により教育効果が測られる。しかし、平常の授業ならびに研究指導に関しては、指導教員が毎回の授業内において、受講生との質疑応答によって理解度を測定する。研究指導の面では、専攻またはコースごとに院生全体の発表会を催し、その内容について全体討議する機会や、それとは別に各人に発表をおこなわせ個別指導する機会を設け、院生のテーマに対する取り組みの進捗状況を確認するという方法がとられている。そのことによって、授業および研究指導に対する学生の理解状況についてその都度フィードバックすることが可能となり、教員はその状況を把握した上で指導を進めている。これらの成績評価は、教員側からの一方向的な指導を避け、学生の理解状況に見合う指導を可能にするものであり、研究面においても確実かつ効率的な指導効果をもたらしている。そのような観点から、福祉社会デザイン研究科で実施されている教育効果の測定は適切に実施され、さらにその結果は有効に活用されていると思われる。

福祉社会デザイン研究科は設置されて間もないことから、修了生を世に送り出してはいない。しかしながら、福祉社会デザイン研究科の社会福祉学専攻ならびに福祉社会システム専攻においては、社会学研究科に所属していた時代に修了生を輩出し、研究機関ならびに保健、医療、福祉分野等への就職を果たしており、福祉社会デザイン研究科への移行にともない、これまで以上の状況が期待できる。

修士課程、博士課程修了者(修業年限満期退学者を含む)の進路状況ならびに大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況については、平成 19 年度終了後に修了者を出すことになるので、現時点においては点検・評価することは出来ない。

教育効果の測定については、福祉社会デザイン研究科が完成年度を向かえ、その後、数

年が経過したところで改めて検討する予定である。

(成績評価法)

講義科目については授業担当教員が S～D の 5 段階で評価し、博士前期課程ならびに修士課程は 30 単位以上の単位の取得を条件に、社会福祉学専攻、福祉社会システム専攻、ヒューマンデザイン専攻ともに修士論文を提出し審査に合格することで修士の学位を取得することができる。また、福祉社会システム専攻ならびにヒューマンデザイン専攻においては、修士論文に代わる方法が制度的に整備されている。福祉社会システム専攻では 400 字詰め原稿用紙 30 枚以上の研究報告 3 本をもって修士論文に代えることができるが、この場合の修了要件を 30 単位取得から 36 単位に増やすようにし、修了水準を維持するための方策が採られており、さらに、修了までの 4 セメスタのうち、第 2 から第 4 セメスタで 1 本ずつの研究報告を作成することを原則としている。ヒューマンデザイン専攻については、修士論文に代わる方法として計画策定を認めるほか、福祉社会システム専攻と同様な方法にて研究報告を修士論文に代える方法も検討している。

博士後期課程の授業に関しては、社会福祉学専攻の場合、各自の研究課題および関係のある文献・資料等をまとめて報告し、その報告書をもとに成績評価をおこなっている。論文指導については、毎年 8 月の初め 2 日間の合宿を行い、集中論文指導を行う。一人の学生に 40 分の指導時間をとり、院生による 20 分のプレゼンテーション後、論文作成法や課題等について全員でコメントし、公正に成績評価を行う。また、2 つ以上の学会に所属して学会報告を行い、過去 5 年以内に査読付き雑誌に単著もしくはファーストオーサーの研究論文を 1 点以上掲載することとしている。なお、過去 5 年以内に著書、設計、作品、その他の研究成果物をもって上記の業績に代えることができる。

福祉社会デザイン研究科において行われる成績評価は、基準を明確に示していることや、専攻所属の教員や院生の全員が参加する報告会でプレゼンテーションした結果をもとに評価することから、成績評価は透明度の高い公正な条件にて行われていると思われる。このことは学生に対して日々の努力が成果に結びつくことを自覚させると同時に、研究意欲を促進させることに通ずるものである。このように、福祉社会デザイン研究科の成績評価の方法は学生の資質向上にも繋がるもので、そのような観点から適切であると判断できるので、完成年度を目処に検討をおこなう。

(教育・研究指導の改善)

福祉社会デザイン研究科としては教育・研究指導の改善を促す手段として実施されているのは、現在のところシラバスの作成のみである。福祉社会デザイン研究科と関わりのある学部においては、従来、学生による授業アンケートが実施されており、福祉社会デザイン研究科においても教育・研究指導の改善を目的に、学生による授業評価および学生満足度に関するアンケート調査の実施を含め、自己点検・評価委員会を中心に FD 活動を活性化し、充実を図っている。当委員会の現段階の作業としては、平成 19 年度の実施を目指して、他の研究科や学部で用いられている既存のアンケートを基に、福祉社会デザイン研究科の現状に即したアンケート用紙の調査内容となるように調査項目の検討を進めている。

シラバスについては、『大学院講義要項』として講義の目的・内容、年間スケジュール、指導方法、成績評価、テキスト、参考書などを明示した共通フォーマットに従って作成しており、博士前期課程、修士課程、博士後期課程ともに教員は、講義内容をできるだけ詳細に記述し、学生の科目履修のための便宜を図っている。また、「東洋大学 Web 情報システム」によりインターネット上からも閲覧できる。このシステムは、学生だけでなく、受験生や一般の人も、シラバスと教員プロフィールを閲覧可能である。

シラバスの掲載項目・書式については統一され、読む者にとって理解を得やすい状態になっており、シラバスの内容、書式の適正については現時点では問題ないと判断できるが、毎年の点検を研究科委員会や自己点検・評価委員会において継続していく。

しかしながら、シラバスの分量に関しては教員により長短があるのが現状である。この改善については、研究科委員長会議で成績評価基準の明記やシラバス等について、平成 19 年度に向け検討しているので、歩調を合わせ研究科委員会においても是正を促していく。

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況については、自己点検・評価委員会を研究科内に位置づけており、研究科委員会において適宜検討がおこなわれるようなシステムが出来上がっている。

卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況については、現時点において特に検討されていない。高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価の導入状況については、現時点において制度化する予定はない。

(3) 国内外における教育・研究交流

福祉社会デザイン研究科は、現在、大韓民国平澤（ピョンテク）市に本部を置く韓日福祉経営協議会与学术交流の計画を進めている。すでに本学ライフデザイン学部と平成 18 年 1 月 24 日に学术交流を目的とした連携を結ぶ旨の調印式がおこなわれている。これにより福祉社会デザイン研究科においても、今後、学術的な交流を計画している。

大学院を担当する教員の多くは、すでに国内外において研究プロジェクトを結成したり、研究会への参加や学会活動への参加をおこなっている。こうした活動に対して徐々に大学院生が参加し、交流の深まることが予測される。

国内においては、前述の単位互換協定や図書館（山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム加盟館）の相互利用協定、学部段階の日本社会事業学校連盟の基盤、東洋大学の海外協定大学等の枠組みがあり、必要に応じて活用される。

さらに担当教員および在学生、修了生による研究成果の外部発信の媒体として、学部紀要、大学院紀要、当研究科卒業生および教員によって組織されている白山社会学会および東洋社会福祉学会とその機関誌があげられ、加えて修了生らによる単著・共著の市販専門書の刊行もなされている。なお、白山社会学会ではすでに 10 年余り毎年 3 月に、関東地域の社会福祉・社会学修士論文発表会、児童館学堂保育修士論文報告会を学外の報告者も含めて実施している。

以上の現状に鑑みて、福祉社会デザイン研究科においては国内外における教育・研究交流は活発かつ適切に行われていると考えられる。

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性については、上述の計画が進行する中で検討されるものであり、平成 19 年度中には、何らかの方向性が打ち出される予定である。

国内外の大学院の組織的な研究交流の状況については、現状で示したとおりであり、十分な制度化がなされていると判断できる。

外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性については、福祉社会デザイン研究科において、外国人研究者を受け入れたという実績は持っていないが、東洋大学全体としては、こうした制度が完備されているため、将来的にはこの制度が利用されると予測できる。

教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性については、すでに研究成果を発表することができる十分な媒体が整っていると評価することができる。

国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段習得のための配慮の適切性については、福祉社会デザイン研究科において特に意識されているが、カリキュラムの中に反映されているわけではない。上述のごとく、韓国との学術交流事業の一環として、院生の交換留学ならびに相互の語学教育の準備が進められている。福祉社会デザイン研究科としては、韓国との学術交流が軌道にのると考えられる平成 20 年度までに、学術交流のために必要なコミュニケーション手段習得について検討していく。

以上の点検の結果を踏まえて、今後の改善点を提示すると、福祉社会デザイン研究科においては、国際的な教育研究交流や学術交流を活発化していくためのコミュニケーション手段を向上させるための検討が必要であり、これについてはカリキュラムとの関係もあるので完成年度を迎えた後となる平成 20 年度以降におこなう。

(4) 学位授与・課程終了の認定

(学位授与)

福祉社会デザイン研究科は、平成 18 年度に開設されたことから、学位授与ならびに課程修了生を出していない。しかしながら、学位の取得は大学院の門戸開放による高度な専門教育の普及ならびに当該領域の学問活性化にも関わるものとして大きな意味をもつことから、福祉社会デザイン研究科としては適切な指導体制のもとで教育するとともに、透明度の高い基準・審査により学位を授与することをその基本的な方針としている。

社会福祉学専攻の博士前期課程では、2 年間で 30 単位以上を修得し、主指導教授の研究指導を毎セメスタ必ず履修し、指導を受け、修士論文を提出し、その後、口述試験に合格することで修士（社会福祉学）または修士（ソーシャルワーク）の学位が取得できる。博士後期課程においては、3 年以上在籍して、主指導教官の研究指導を毎セメスタ必ず履修し、指導を受けながら博士論文の執筆を進める。博士論文の提出にあたっては、福祉社会デザイン研究科で定められている学会研究誌に 1 編以上の論文が掲載されていることを条件とし、審査および最終試験を受けることができる。これらに合格することで博士（社会福祉学）ないしは博士（ソーシャルワーク）の学位が取得できる。

福祉社会システム専攻の修士課程は、2 年間で 30 単位以上を修得し、主指導教授の研究指導を毎セメスタ必ず履修し、指導を受け、修士論文あるいは特定課題の研究論文を提出

し、その後、口述試験に合格することで修士（社会学）または修士（社会福祉学）の学位が取得できる。

ヒューマンデザイン専攻の博士前期課程においては、2年間で30単位以上を修得し、修士論文あるいは特定課題を提出し、その後、口述試験に合格することで修士（社会福祉学）、または修士（健康デザイン学）、または修士（人間環境デザイン学）の学位が取得できる。また、博士後期課程では、主指導教官の研究指導を毎セメスタ必ず履修し、指導を受けながら、博士論文の執筆を進める。博士論文の提出にあたっては、福祉社会デザイン研究科で定めている学会研究誌に1編以上の論文の掲載ないしは同じく研究科が定めている賞の受賞などの業績が満たされていることを条件として、審査および最終試験を受けることができる。これらに合格することで博士（社会福祉学）、または博士（健康デザイン学）、または博士（人間環境デザイン学）の学位が取得できる。

審査にあたっては「東洋大学学位規則」に基づき研究科委員会が選出する審査委員が、これをおこなう。審査委員は研究指導教授を主査として、博士前期課程ならびに修士課程においては、学生の研究テーマに関連する授業担当科目の教員1名が副査として審査に当たる。博士後期課程においても研究指導教授を主査として、学生の研究テーマに関連する授業担当科目の教員ないしは関連分野の他大学の教員を副査に加え、3名以上で構成する。

福祉社会システム専攻の審査の場合、口述試験には福祉社会システム専攻担当の全教員が参加する。あらかじめ提出された論文の要旨が配布され、さらに本文が口述試験当日に回覧される。さらに口述試験の冒頭に、学生、主査、副査から論文の作成過程と成果に関する報告がなされ、これらを踏まえて全教員が学生と質疑応答を行い、教員が個別に成績を判定する。口述試験終了後に、個別の判定結果を持ち寄り、討議のうえ、最終的な成績を決定する。社会福祉学専攻の場合、大学院担当教員全員が学位審査に立ちあい、院生が15分位、論文の概要をまとめてプレゼンテーションを行い、その後質疑応答を25～30分行う。その結果をもとに全員で評価を行う。審査の過程と審査結果については主査が文章で報告し、その内容は学生にも公表される。

修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性については、妥当性を持つものと判断できる。

学位論文審査における、大学院関係者以外の研究者の関与状況については、院生の研究テーマにより、他大学、他学部、他専攻の研究者の指導および審査時の立ち会いを依頼している。

以上の現状を踏まえて、点検・評価をおこなうと次のようになる。

修士、博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針に関しては、「東洋大学学位規則」に基づいて審査が実施され、さらにその透明性・客観性を高めるために各専攻で上記のような様々な策が講じられていることから、適切に実施されていると判断できる。

福祉社会デザイン研究科では、東洋大学大学院学則第12条および第13条に定める修了要件を除き、短期修了できる制度はなく、現状においては検討の予定はない。

留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性については、これまで検討されてはいない。

以上の点検・評価から将来の改善点ならびに方策は次の通りである。

学位授与・課程修了の認定について、本学の他の研究科ならびに福祉社会デザイン研究科と類似する研究科を持つ国内の他大学の基準と比べても妥当なものだと判断でき、現状においては、将来に向けての改善点は特に見られない。

(課程終了の認定)

福祉社会デザイン研究科は、現在、学年進行中であり、課程終了の認定については、博士前期課程、修士課程においては平成 20 年 3 月以降、博士後期課程については平成 21 年 3 月以降となる。

福祉社会デザイン研究科においては、標準修業年限未滿で修了できるという制度はなく、現状においては、検討の予定はない。

福祉社会デザイン研究科は開設されて 1 ヶ月を経過したばかりであることから、十分な点検・評価を実施できない状況にある。従って本研究科が完成年度を迎えた後の適切な時期に再度、点検・評価を実施することが必要である。

十. 法務研究科（法科大学院）

法務研究科は、法曹になるのにふさわしい基礎的かつ体系的な学識を十分に習得させるために、的確な判断能力、柔軟な応用力、高度の倫理観及び豊かな人間性を有する法曹を育成することを目的としている。具体的な法曹像は、以下の通りである。

専門訴訟に強い法曹……社会の複雑化・多様化の影響を受けて訴訟も特殊専門化する傾向にあることに鑑み、医療事故、建築関係紛争、消費者救済等の現代型専門訴訟に応え得る幅広い高度で専門的知識を修得させる。

企業法務に強い法曹……企業活動の高度化、グローバル化等により、国際取引、渉外、知的財産等の企業ニーズが一層高まることは必至である。そこで、企業活動等に伴う訴訟及び予防・戦略的法務を担う者を育成する。

(1) 教育課程等

(大学院研究科の教育課程)

高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性に関しては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うように、法律基本科目を十分に理解できるような指導をするとともに、法律実務基礎科目、展開・先端科目等において議論することにより、法曹に必要な資質として、豊かな人間性・感受性、幅広い教養、専門知識、柔軟な思考力を具えた人材を育成するような指導をしており、法務研究科では、「東洋大学専門職大学院学則」でも謳われているとおり、法科大学院に拡大 FD 会議を置き、その下に民事系・刑事系・公法系の 3 つの FD 会議を組

織し、教育内容・方法の水準維持に努めている。

高度専門職業人養成機関に相応しい修了認定については、1年次から2年次への進級要件として、①1年次終了時まで法律基本科目群から24単位以上を取得すること、②進級試験（憲法・刑法・民法・商法）に合格すること（全科目60点以上を合格とする）、③以上に加え、平成18年度より、1年次終了時のGPAポイントが1.9以上であること（Sは4、Aは3、Bは2、Cは1として換算する）を要する。

科目の単位認定については、①80%以上の出席者を対象とする、②成績評価基準についてはあらかじめシラバスなどにより事前周知する、③成績評価の根拠については、成績表とは別に学習カルテにより示すなど、厳密な成績評価を行っている。そうした厳密な成績評価を経て、進級判定などにもクリアした者について、3年修了コースにおいて93単位の修得、2年修了コースにおいて63単位の修得を修了条件としている。

なお、修了判定については、教授会の議を経て決定している。

（単位互換、単位認定等）

現在のところ他大学との単位互換は行っていない。

（社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮）

社会人を受け入れてはいるが、法務研究科の性質上、教育上の差を設けないことになっている。

（専門職大学院のカリキュラム）

法務研究科の基本理念は、司法制度改革審議会の意見書の基本理念及び本大学の基本理念を十分に配慮したものであり、広い意味での哲学を基礎とした「ものの見方、考え方」を基本として、専門訴訟に強い法曹の育成及び企業法務に強い法曹の育成を大きな二つの柱にしている。

法務研究科の基本理念・目的に従って、カリキュラムは、法律基本科目群（必修として60単位。2年修了コースの場合は、1年目法律基本科目30単位を認定するので、30単位となる）、法律実務基礎科目群（7単位）、基礎法学・隣接科目群（4単位）、展開・先端科目群（22単位）となっている。法務研究科の基本理念は、司法制度改革審議会意見書における法科大学院の基本理念に対応しているものである。従って、「社会の要請に創造的に応える」内容となっている。

理論と実務とを架橋することが重要であるのでカリキュラムは、まず、基礎的知識を身につけ、その上で実務を学び、高度な専門知識を修得できるという段階的なものとなっている。

具体的には、1年次（3年修了コース（未修者）が履修）では、基本科目である憲法、刑法、民法及び商法の実定法を正確に解釈し、実定法の相互関係を修得することに重点をおき、30人程度の少人数クラスによる双方向の教育方法をとっている。法律基本科目は専任教授が授業をしている。未修者には、より初歩的な段階から学べる法学概論を平成19年度から開講する。2年次では、民事訴訟法、刑事訴訟法の他に、「総合」科目として、憲法、

行政法、刑法、民法、商法等の演習形式授業を行い、1年次で学んだ基本的思考能力を深化させ、応用能力を修得するようにしている。3年次では、刑事実務演習、民事実務演習等を学ぶことにより、実務家として実務を遂行できるような能力を身につけさせるようにしている。展開・先端科目としての選択科目は、平成19年度以降2年次から履修できるようにしている。

1年次の法律基本科目12科目は講義科目であるが、ケーススタディも行っており、2年次及び3年次に法律基本科目の民事法総合科目等11科目でもほぼ全科目で、その他の選択科目においても多くの科目においてケーススタディ、ディベートを行っている。フィールドワークについては、全科目69科目中の2科目(3%)程度である。

本学では大学の目標の一環として、「徳力の充実のための倫理観」及び「職業倫理」を徹底する教育をあげている。そのため、法曹の仕事全般にわたって必要とされる責任感や倫理観を養うことを目的とした「裁判法・法曹倫理」を2年次の必修科目として開講している。

(研究指導等)

入学者に対しては、入学前から事前教育を行ない、かつ入学後もクラス担任等による履修指導を行なっているが、履修モデル等の提示はされていない。

学生に対する学習指導に関しては、学習カルテとクラス担任制により、適切に行われている。セメスタごとに、各科目の教員が学生一人ひとりに試験の結果等、点数のみではなく、どの部分が良かったか、どの部分が悪かったかなどについてのコメントが記入された学習カルテを担当の教授が学生に手渡し、学生面談をしている。これによって、学生は、自分の勉強不足の部分が分かるようになっており、次のセメスタの学習プランを立てることができる。専任教員は、研究室で直接、あるいはメールなどにより学習相談を受けている。なお、法務研究科の性質上、研究指導は行っていない。

前述した学習指導に加え、学生が自主的にゼミを作って学習している自主ゼミのサポート役として、若手弁護士を「アカデミックアドバイザー」として採用している。自主ゼミで学生が勉強し討論していく中で、討論に詰まったり、討論の行方が誤った方向に向かった場合、学生の討議に対して修正アドバイスを行ったり、起案練習などの際、アドバイスを行う。現在、10名のアカデミックアドバイザーがおり、自主ゼミ支援を行っている。アカデミックアドバイザーは、教員よりも学生との年齢差が少なく、成績評価に何らかの利害関係を持たないため、率直に質問をしやすく、学生の精神衛生上の点からも適切な位置で機能しているといえる。アカデミックアドバイザーと各FD会議のより強固な連携については、教授会、拡大FD会議で議論している。

(2) 教育方法等

(教育効果の測定)

学生による授業評価については、春学期及び秋学期に授業改善を目的とした授業評価アンケート調査が行われている。調査項目は29項目で、うち5段階評価方式が28項目、自

由記述式が1項目である。調査結果については、各授業担当者に返却し、自由記述式部分については、教授会に提出し授業等を検討する材料としている。平成19年度からは、FD会議を通して、より具体的な議論を進める。

平成16年度においては、学生生活全般に関するアンケート後、数回のアンケートを経た後、平成18年度からは学生生活全般について、提案箱を設置し恒常的にその声を拾っている。学生の要望等については学生生活委員会で検討し、文書にて明確に学生に回答している。回答内容は教授会においても報告し、問題点の共有、今後の検討などに役立てている。

(成績評価法)

成績評価は、S、A、B、C、D、*で示され、S、A、B及びCが合格、D及び「*」が不合格である。その基準は、Sは100～90点で合格者の10%程度、Aは89～80点で合格者の30%程度、Bは79～70点で合格者の40%程度、Cは69～60点で合格者の20%程度となっている。Dは59～0点であり「*」は出席不良、提出物未提出、成績不良等のため採点が不可能な場合である。科目の単位認定については、80%以上の出席者を対象としている。

なお、学生には予めシラバスなどで成績評価基準を示し、成績評価の通知にあたっては、学習カルテを通して、成績評価の根拠資料を示しその客観性を担保している。成績評価基準については、学生が事前に理解することができるように明確に開示されており、適切である。

(教育・研究指導の改善)

教員の教育方法の改善を促進するための組織的な取り組みについては、法務研究科内に民事系FD会議、公法系FD会議、刑事系FD会議を設け、試験問題の検討、教材の適切性、などの検討および受講学生の授業状況の情報交換などを行っている。平成18年度にはFD会議規則を制定するなど、より組織的な活動となるよう進めている。

シラバスには、講義の目的・内容、講義スケジュール、成績評価の方法、テキスト・参考書等、授業準備のための有効な事項を記載している。なお、授業評価アンケートにおいてもシラバスがチェックされているが、概ね適切であるとの評価を得ている。平成19年度以降カリキュラムの変更にあたっては、法科大学院の全体カリキュラムの中での各科目群の位置づけ、その中に位置づけられた科目という面で、シラバスを統一感のとれたものとするべく、FD会議および教務委員会にて検討されている。

なお、シラバスは紙ベースでは配布せず、ホームページ上に掲載し、必要な時に適宜確認できるようにしている。

(3) 国内外における教育・研究交流

国内においては、法科大学院協会、他法科大学院の行うシンポジウムなどに参加することを通じて他大学法科大学院と交流をしている。また、個々の教員は、各自学会に入会しており、当該学会を通じて交流を図っている。しかし、学生同士の交流は、組織的に特別には行われていない。

国外においては、数は少ないが、各教員が予算の範囲内で休暇期間を利用して、短期海外研究を行って交流をしている。海外の学生との学生間交流は今のところ行われていないが、国際性の涵養に配慮して、国際私法、国際取引法、外国法（英米法）、外国法（独法）、外国法（仏法）を開講して、国外にも目を向けられるようにしている。

平成 19 年度以降は、外国人弁護士などに講演を依頼したりして、海外の様子を学生も国内に居ながら知りうるよう配慮することを考えている。国際交流の推進に関する基本方針の明確化は、検討課題である。

（４）学位授与・課程修了の認定

（学位授与）

課程修了の要件は「東洋大学専門職大学院学則」第 19 条において「3 年以上在学し、93 単位以上を修得すること」、法学既習者については同 20 条により「2 年以上在学し、63 単位以上を修得すること」としている。そして同 22 条では「課程を修了した者には、法務博士（専門職）の学位を授与する」と規定し、課程を修了することで専門職学位を取得することができる旨を定めている。そのため特別な学位授与のための審査等を行なわれていない。この学位授与要件（修了要件）は、ホームページに掲載している『法科大学院履修要覧』にて、学生に対し周知している。

（課程修了の認定）

3 年修了コース、2 年修了コースという標準就業年限未満での修了は、法務研究科においては認めていない。

